

平成 19 年度  
包括外部監査の結果報告書

第一部 専修学校等に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

第二部 指定管理者制度の導入状況を踏まえた公の施設の管理運営について

平成 20 年 3 月 17 日

岐 阜 県 包 括 外 部 監 査 人  
公 認 会 計 士 所 洋 士



## 目 次

### 第一部 専修学校に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

	頁
第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 監査対象年度	1
4 監査実施期間	1
5 特定の事件の選定理由	1
6 補助者	1
7 利害関係	2
第2 監査の方法	3
1 監査の要点	3
2 主な監査手続	3
第3 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの概要	4
1 設置の経緯	4
2 キャンパスの概要	4
3 教育理念	4
4 設置コースの概要	4
5 建設費用	5
6 財務状況	5
7 教職員及び学生の概況	6
(1) 過去3年間の教職員数と人件費の推移	6
(2) 教員の状況	6
(3) 学生数の推移	7
(4) 学生の出身地の状況別内訳の推移	7
(5) 卒業生の進路状況の推移	7
(6) 学生一人当たりの授業料、入学金の推移	8
(7) 学生一人当たりのコスト(収支差額)	8
第4 岐阜県立国際園芸アカデミーの概要	9
1 設置の経緯	9

	頁
2 キャンパスの概要	9
3 教育理念	9
4 設置学科の概要	9
(1) 上級マイスター科	9
(2) マイスター科	10
(3) 生涯学習部門	10
5 建設費用	11
6 財務状況	11
7 教職員及び学生の概況	12
(1) 過去3年間の教職員数と人件費の推移	12
(2) 教員の状況	12
(3) 学生数の推移	12
(4) 学生の出身地の状況別内訳の推移	13
(5) 卒業生の進路状況の推移	13
(6) 学生一人当たりの授業料、入学金の推移	13
(7) 学生一人当たりのコスト(収支差額)	14
第5 岐阜県立森林文化アカデミーの概要	15
1 設置の経緯	15
(1) 専修教育・学習部門	15
(2) 短期技術研修部門	15
(3) 生涯学習部門	15
2 キャンパスの概要	15
3 教育理念	17
4 設置学科の概要	17
(1) 森と木のクリエイター科	17
(2) 森と木のエンジニア科	17
5 建設費用	17
6 財務状況	18
7 教職員及び学生の概況	19
(1) 過去3年間の教職員数と人件費の推移	19
(2) 教員の状況	19
(3) 学生数の推移	19
(4) 学生の出身地の状況別内訳の推移	20
(5) 卒業生の進路状況の推移	20

( 6 ) 学生一人当たりの授業料、入学金の推移	21
( 7 ) 学生一人当たりのコスト ( 収支差額 )	21
第 6 岐阜県立国際たくみアカデミー等の概要	22
1 設置の経緯	22
2 キャンパスの概要	22
3 教育理念	22
4 設置施設の概要	22
( 1 ) 国際たくみアカデミー ( 職業能力開発短期大学校 )	22
( 2 ) 国際たくみアカデミー ( 職業能力開発校 )	23
( 3 ) 木工芸術スクール	23
5 建設費用	24
6 財務状況	25
7 教職員及び学生の状況	26
( 1 ) 過去 3 年間の教職員数と人件費の推移	26
( 2 ) 教員の状況	27
( 3 ) 学生数の推移	27
( 4 ) 学生の出身地の状況別内訳の推移	28
( 5 ) 卒業生の進路状況の推移	29
( 6 ) 学生一人当たりの授業料、入学金の推移	30
( 7 ) 学生一人当たりのコスト ( 収支差額 )	30
第 7 監査の結果及び意見	31
1 全般的事項 ( アカデミー共通 )	32
( 1 ) 現物実査における遊休物品の把握について	32
( 2 ) 備品等の金額基準について	33
( 3 ) 備品整理票の記載内容について	33
( 4 ) 固定資産の取得 ( 資本的支出 ) と修繕費の概念について	34
( 5 ) 時間外勤務時間の記入方法について	35
( 6 ) 委託契約	35
2 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー	37
( 1 ) 備品管理	37
( 2 ) 委託契約関係	38
( 3 ) その他	42
3 岐阜県立国際園芸アカデミー	44

( 1 ) 備品管理	44
( 2 ) 委託契約関係	44
( 3 ) 収入支出その他	49
4 岐阜県森林文化アカデミー	51
( 1 ) 備品管理	51
( 2 ) 委託契約関係	52
( 3 ) 施設設備の維持管理について	57
( 4 ) 非常勤講師の勤怠管理について	57
5 国際たくみアカデミー（職業能力開発高等学校・職業能力開発校） 木工芸術スクール	59
( 1 ) 備品管理	59
( 2 ) 委託契約関係（職業能力開発短期高等学校、職業能力開発校）	62
( 3 ) 収入その他	65
第 8 アカデミーに対する提言	69
1 国際たくみアカデミーの見直し	69
( 1 ) 第 8 次（平成 18 年度から平成 22 年度）岐阜県職業能力開発計画 において取り上げられている課題と施策	69
( 2 ) 見直しについて	69
2 連携の強化	75
3 備品管理について	80

## 第二部 指定管理者制度の導入状況を踏まえた公の施設の管理運営について

	頁
第1 監査の概要	81
1 監査の種類	81
2 選定した特定の事件	81
3 監査対象年度	81
4 監査実施期間	81
5 特定の事件の選定理由	81
6 補助者	82
7 利害関係	82
第2 監査の方法	83
1 監査の要点	83
2 主な監査手続	83
第3 岐阜県の公の施設	84
1 公の施設における指定管理者制度	84
2 指定管理者の指定手続フロー	85
3 具体的な手続に着手する前提として検討が必要な事項の考え方	87
(1) 公の施設の運営形態の選択	87
(2) 指定管理者の指定方法の選択	87
(3) 指定管理者に行わせる業務の選択	89
4 指定管理者の公募内容についての考え方	90
(1) 考え方	90
(2) 募集方法	90
(3) 公募期間	90
(4) 県として最低限要求すべき事項及びそれに対する応募として必要 と考えられる事項	91
5 指定管理者の選定に関する考え方	92
(1) 考え方	92
(2) 審査体制	93
(3) 審査委員会の結論の位置づけ(取扱い)	93
(4) 公表	93
6 指定管理者選定の判断基準の考え方	94

( 1 ) 要求水準項目として想定される項目 ( 例示 )	94
( 2 ) 評価項目として想定される項目 ( 例示 )	94
7 指定管理者の指定期間の考え方	94
( 1 ) 基本的な考え方	94
( 2 ) 個別の公の特殊性の勘案	94
8 協定等において責任分担を明確にしておくべき事項の考え方	95
9 協定等・事業報告書等に最低限盛り込むべき事項の考え方	95
( 1 ) 協定等	95
( 2 ) 事業報告書等	96
10 岐阜県で指定管理者制度を導入した施設一覧	
( 46 施設 : H19. 4 . 1 現在 )	96
岐阜県県民文化ホール未来会館	101
1 施設の概要	101
( 1 ) 設置の沿革・背景	101
( 2 ) 設置目的	101
( 3 ) 施策での位置づけ	101
( 4 ) 施設の内容	101
( 5 ) 建設費用	103
( 6 ) 過去 3 年間の収支等の推移	104
( 7 ) 指定管理者制度導入に際しての方針について	105
2 監査の結果及び意見	107
( 1 ) 収入	107
( 2 ) 支出	109
( 3 ) 施設の目的外使用の現況 ( 意見 )	113
南飛騨健康増進センター	114
1 施設の概要	114
( 1 ) 設置の沿革・背景	114
( 2 ) 設置目的	114
( 3 ) 施策での位置づけ	114
( 4 ) 施設の内容	117
( 5 ) 建設費用	119
( 6 ) 過去 3 年間の収支等の推移	119
( 7 ) 指定管理者制度導入に際しての方針について	120

2 監査の結果及び意見	121
(1) 収入(意見)	121
(2) 支出(意見)	122
(3) 来場者数(意見)	123
飛騨・世界生活文化センター	124
1 施設の概要	124
(1) 設置の沿革・背景	124
(2) 設置目的	124
(3) 施策での位置づけ	124
(4) 施設の内容	124
(5) 建設費用	127
(6) 過去3年間の収支等の推移	127
(7) 指定管理者制度導入に際しての方針について	128
2 監査の結果及び意見	130
(1) 収入(意見)	130
(2) 支出(意見)	133
岐阜県ミュージアムひだ	135
1 施設の概要	135
(1) 設置の沿革・背景	135
(2) 設置目的	135
(3) 施策での位置づけ	135
(4) 施設の内容	136
(5) 建設費用	136
(6) 過去3年間の収支等の推移	137
(7) 指定管理者制度導入に際しての方針について	137
2 監査の結果及び意見	138
(1) 収入(意見)	138
(2) 支出(意見)	139
岐阜マリンスポーツセンター	141
1 施設の概要	141
(1) 設置の沿革・背景	141
(2) 設置目的	141

	頁
( 3 ) 施策での位置づけ	142
( 4 ) 施設の内容	142
( 5 ) 建設費用	143
( 6 ) 過去 3 年間の収支等の推移	143
( 7 ) 指定管理者制度導入に際しての方針について	143
2 監査の結果及び意見	145
( 1 ) 収入 ( 意見 )	145
( 2 ) 支出 ( 意見 )	147
( 3 ) 株式会社マリーナ河芸との会計区分の厳格化 ( 結果 )	147
( 4 ) 全体の費用処理について ( 意見 )	148
( 5 ) 安全管理委託費について ( 意見 )	149
岐阜県先端科学技術体験センター ( サイエンスワールド )	150
1 施設の概要	150
( 1 ) 設置の沿革・背景	150
( 2 ) 設置目的	150
( 3 ) 施策での位置づけ	150
( 4 ) 施設の内容	151
( 5 ) 建設費用	153
( 6 ) 過去 3 年間の収支等の推移	153
( 7 ) 指定管理者制度導入に際しての方針について	154
2 監査の結果及び意見	155
( 1 ) 交通手段の確保 ( 意見 )	155
( 2 ) 岐阜県民の利用促進のための P R 活動 ( 意見 )	155
( 3 ) 施設維持管理の効率化 ( 意見 )	155
( 4 ) 委託料について ( 意見 )	156
岐阜県世界淡水魚園水族館	157
1 施設の概要	157
( 1 ) 設置の沿革・背景	157
( 2 ) 設置目的	157
( 3 ) 施策での位置づけ	158
( 4 ) 施設の内容	158
( 5 ) 建設費用	159
( 6 ) 過去 3 年間の収支等の推移	159

( 7 ) 指定管理者制度導入に際しての方針について	161
( 8 ) P F I ( 内閣部 P F I ホームページより抜粋 )	162
( 9 ) 世界淡水魚園水族館のスキーム	165
2 監査の結果及び意見	167
( 1 ) 賛助会員制度導入 ( 意見 )	167
( 2 ) 収支計画の定期的な見直し ( 意見 )	167
( 3 ) 収支の補てん ( 結果 )	169
( 4 ) 施設設備の再投資 ( 意見 )	169
( 5 ) P R 活動 ( 意見 )	170
今後の提言	171
1 施設の今後の在り方	171
( 1 ) 南飛騨健康増進センター	171
( 2 ) 飛騨・世界生活文化センター	172
( 3 ) 岐阜県マリンスポーツセンター	173
2 契約内容の明確化と統一	173
3 評価制度の充実について	175
( 1 ) 県の指定管理者の評価方針	175
( 2 ) 評価制度の運用状況	177
4 公募の徹底	178
5 企業会計の導入と監査制度の採用	178
6 財団を指定管理者に選定した場合の人件費の開示について	179



## 第一部

# 専修学校等に係る財務に関する事務の執行 及び事業の管理について



## 第 1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

専修学校等に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

### 3 監査対象年度

原則として平成 18 年度(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日)を対象とした。ただし、必要と認められた範囲において、平成 17 年度以前の各年度及び平成 19 年度の執行分についても対象とした。

### 4 監査実施期間

平成 19 年 4 月 17 日から平成 20 年 3 月 13 日

### 5 特定の事件の選定理由

人材の育成は、県民の将来の生活を支えるための重要な基盤である。岐阜県では、平成 8 年の国際情報科学芸術アカデミー開学をはじめ、国際園芸アカデミー、森林文化アカデミーの三つの専修学校、公共職業能力開発施設の国際たくみアカデミー(職業能力開発短期大学校、職業能力開発校)、木工芸術スクールを開学し、それぞれの分野における次世代のリーダーを育成するため、その充実強化に努めている。

しかしながら、少子化時代を迎えて、生徒確保に向けた大学や専修学校との競争は一層厳しくなることが予想される他、岐阜県の財政状況が厳しさを増す中で、これまで以上に効率的かつ効果的な学校運営が求められている。

以上から、専修学校等の財務事務の合規性と経済性を確認するとともに、効率性、有効性の観点から、投資に対する成果(費用対効果)と県民への貢献度などの検証を行うことは、今後の専修学校等の運営を考えるうえで有意義であると考え、テーマとして選定した。

### 6 補助者

公認会計士	所	直好
公認会計士	後藤	久貴
公認会計士	川村	一孝
税理士	後藤	聡
税理士	川崎	賢二

7 利害関係

選定した特定の事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査の方法

### 1 監査の要点

特に以下の視点から、監査を実施した。

- (1) 専修学校等の管理運営が、法令、条例及び規則等に基づき適正に行われているかどうか。
- (2) 専修学校等にかかる事務処理に関して、その適正な実施を可能とする内部的な牽制が有効に機能しているかどうか。
- (3) 専修学校等の岐阜県財政の中に占める位置付けを明確にしたうえで、学校の管理運営が、最少の経費で最大の効果をあげるようになされているかどうか。

### 2 主な監査手続

- (1) 当初計画の策定資料、実績及び関連する財政の状況等について、担当者に対する質問、及び入手資料を基礎とした分析等を実施することにより、その合規性と有効性を検証した。
- (2) 専修学校等の管理運営に関連する諸事務について、関連帳簿及び証拠書類等を入手もしくは閲覧するとともに、必要に応じて担当者に質問を行い、その適正性を検証した。
- (3) 業務委託について、契約書、仕様書及び見積書等を入手もしくは閲覧するとともに、必要に応じて担当者に質問を行い、その適正性及び経済性・効率性を検証した。
- (4) 必要に応じて現場視察等を実施した。

## 第3 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの概要

### 1 設置の経緯

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー（以下アカデミーと称す）は、岐阜県が推進する「高度情報基地ぎふ」構想の一翼を担い、マルチメディア時代のリーダーや支え手となる人材養成を目的として、平成8年4月に岐阜県立の専修学校として設立された。設立に当たっては、構想段階から幅広い専門家や学識経験者の参加のもと、情報技術の進展や海外におけるメディア教育の動向も展望に入れて、斬新で特色あるハイレベルの専修学校の実現を目指した。

### 2 キャンパスの概要

アカデミーのキャンパスは、大垣市領家町3-95に設置されている。同じ場所に情報科学芸術大学院大学のキャンパスもあり、大学院大学とアカデミーを合わせた県立の二つの学校をIAMAS（イアマス）と総称している。

### 3 教育理念

アカデミーは平成8年4月、大学院大学は平成13年4月に開学した。この二つの学校は、ともに情報のデジタル化によるマルチメディアやネットワーク技術のグローバルな規模での進展によって大きく変動しつつある時代を先頭に立って切り拓く人材を育成することを目的としている。

イアマスは発足当初から、最先端の情報技術を習得した情報社会の先導者となる人材を育成する教育機関として、国内外にその高い水準を認められてきた。イアマスは、科学と芸術の幅広いジャンルを横断、総合した学際的なカリキュラムを設け、各個人の才能と独創性を最大限に引き出す教育を行っている。

### 4 設置コースの概要

アカデミーは、2年制のマルチメディア・スタジオ科のみを設置しているが、四つのコースによって編成されている。CG、映像、デザイン、音響、ネットワーク、プログラミングといった今日の情報化社会に要求される幅広い分野の技術、理論を学ぶとともに、それらを駆使して多方面に創造的な活動を行うスペシャリスト、クリエイターを育成する専修学校である。担当教員によるフレキシブルなコース運営により、多様な課題や制作に取り組み、その過程を通じて修得することを目的としている。学生も時間編成が自由なため、コースの枠を超えたワークショップの開催やワーキンググループなど、集中的な研究、制作が行うことができる。

ANDコース（Advanced Network Design Course）

ANDコースでは、情報技術やシステム科学に関する基礎を学び、インターン

シップや社会性のあるプロジェクトに参加することで、これからの社会に必要とされる「もの」、「システム」を新しくデザインし具現化する能力を持つ人材の育成を目指している。

#### C G Iコース (Computer Generated Image Course)

C G Iコースでは、アニメーション作品、映像作品などの近年のC G化、デジタル化時代に対応し得る第一線で活躍する人材の育成を目指している。

#### D I Tコース (Designing for Information Technology Course)

D I Tコースでは、デザイン理論、コンピュータを用いた造形思考、デザインに応用し得るコンピュータの特徴をW E Bデザインやグラフィックデザインを通じて学び、具体的にもものを作るデザイナーの育成を目指している。

#### D S Pコース (Dynamic Sensory Programming Course)

D S Pコースでは、リアルタイム性やフィードバック性の高いインストゥルメント (道具、楽器) とパフォーマー (役者、演奏者) との関係性に注目し、多様なメディアやネットワークを自己の身体として駆使することができる、みずみずしい感性を持った表現者や技術者の育成を目指している。

## 5 建設費用

イアマスの敷地は、県有地 (11,478 m<sup>2</sup>) と大垣市からの借地 (10,868 m<sup>2</sup>) のため用地費、造成費はかかっていない。現校舎は平成 12 年度に 8 億 10 百万円で建設されている。なお、平成 8 年の開校当初は、現在大学院校舎となっている校舎を使用していた。

## 6 財務状況

過去 3 年間の財務状況は次のとおりである。

(単位：千円)

項 目		年 度		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収 入	使 用 料	34,682	36,481	37,976
	手 数 料	7,052	6,086	5,422
	財 産 収 入	111	148	62
	雑 入	124	167	141
	合 計	41,969	42,882	43,601

支 出	人 件 費	181,936	179,700	181,505
	物 件 費	104,760	80,027	71,106
	補 助 費	207	260	260
	合計	286,903	259,987	252,871
差引：収支差額		244,934	217,105	209,270

県の現地機関に従事する県職員の給与等については本庁所管課で認識されており、各機関の名目上の支出には含まれない。

そのため、実質的には各機関で役務を提供することによって発生する給与等が、それぞれの収支計算書には表れてこない。

そこで、実態からすれば県職員の給与等を含めて収支を明らかにし、その均衡を図るべく努力していく必要があると考え、各機関に従事する全職員の給与等を含んだ人件費支出を計算した収支計算書を作成した。

## 7 教職員及び学生の概況

### (1) 過去3年間の教職員数と人件費の推移

(単位：人、千円)

項 目		年 度		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
教 職 員 数	常 勤 教 員	9	9	9
	非 常 勤 講 師	11	11	11
	常 勤 職 員	14	13	13
	非 常 勤 専 門 職	5	5	5
	日 々 雇 用 職 員	1	1	1
	合計	40	39	39
給料(手当、共済費等含む)		156,968	151,827	156,135
報酬(共済費含む)		23,994	26,914	24,430
賃 金		974	959	940
合計		181,936	179,700	181,505

### (2) 教員の状況

平成 19 年 4 月 1 日現在における常勤の教員は、10 名である。内訳は、教授 4 名、准教授 4 名、講師 1 名、助教 1 名である。

(3) 学生数の推移

過去4年間の学生数の状況は下表のとおりである。

(単位:人)

項目	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数
マルチメディア・スタジオ科	30	28	30	31	30	29	30	26

(注) 修学年数は2年である。

(4) 学生の出身地の状況別内訳の推移

過去4年間の入学生の状況は下表のとおりである。

(単位:人、%)

出身地	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
県内	10	35.7	11	35.5	10	34.5	12	46.2
県外	18	64.3	20	64.5	19	65.5	14	53.8
合計	28	100	31	100	29	100	26	100

(5) 卒業生の進路状況の推移

過去4年間の卒業生の進路状況は下表のとおりである。

(単位:人、%)

状況 年月	進路				就職先			県内就職先の内訳		
	進学	就職	その他	合計	県内	県外	合計	企業等	起業	その他
16年3月	7 (25.9)	7 (25.9)	13 (48.2)	27 (100)	3 (42.9)	4 (57.1)	7 (100)	2	1	0
17年3月	8 (34.8)	11 (47.8)	4 (17.4)	23 (100)	6 (54.5)	5 (45.5)	11 (100)	6	0	0
18年3月	6 (27.3)	9 (40.9)	7 (31.8)	22 (100)	3 (33.3)	6 (66.7)	9 (100)	3	0	0
19年3月	5 (20.0)	6 (24.0)	14 (56.0)	25 (100)	1 (16.7)	5 (83.3)	6 (100)	1	0	0
合計	26 (26.8)	33 (34.0)	38 (39.2)	97 (100)	13 (39.4)	20 (60.6)	33 (100)	12	1	0

( 6 ) 学生一人当たりの授業料、入学金の推移

過去4年間の学生一人当たりの授業料及び入学金の推移は下表のとおりである。

( 単位:円 )

入学年度 項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
授 業 料	520,800	535,800	535,800	535,800
入 学 金	169,200	169,200	169,200	169,200

( 7 ) 学生一人当たりのコスト ( 収支差額 )

( 単位 : 人、千円 )

平成17、18年度収支差額	426,375
平成17、18年度在学者数	119
うち県内	42
うち県外	77
学生一人当たりコスト ( 収支差額 )	3,582
県内学生に要するコスト ( 収支差額 )	150,485
県外学生に要するコスト ( 収支差額 )	275,890

( 注 ) 1 学生一人当たりのコスト ( 収支差額 )

= 平成17、18年度収支差額合計 ÷ 平成17、18年度在学者数

2 平成17、18年度在学者数

= 平成16年度入学者数 + ( 平成17年度入学者数 × 2 ) + 平成18年度入学者数

なお、中途退学者数は、考慮していない。

## 第4 岐阜県立国際園芸アカデミーの概要

### 1 設置の経緯

岐阜県立国際園芸アカデミー（以下アカデミーと称す）は、次代の花き産業を担う優秀な人材への要望の高まり、花き関連分野の裾野の拡大等のニーズを受け、岐阜県独自のカリキュラムによる専門知識を基礎とした総合プロデューサーの育成、産業発展に寄与する人材の育成、知的意欲に応える学びの機会の充実を目的とし、平成16年4月に国内で初めての花と緑の分野に特化した県立の専修学校として設置された。

### 2 キャンパスの概要

アカデミーのキャンパスは、可児市塩1094番地の8の岐阜県農業大学校敷地内に設置されている。

### 3 教育理念

「花と緑の空間づくりによる健康でこころ豊かな生活の創造」を基本理念とし、日本はもとより「世界に通用する学校」、他に例をみない「岐阜県独自の学校」、花と緑の「産業発展に寄与する学校」を目指す。

### 4 設置学科の概要

#### (1) 上級マイスター科

「花と緑」の知識・技術を総合的に学ぶと同時に、専攻分野における高度な専門性を習得し、社会へ新しい価値を提供できる「プロダクトデザイナー」を目指すことを目的とし、生産（生産、流通）コース、装飾（装飾、造園・緑化）コース、環境（癒し・利用、環境・景観）コースの3コース、6分野が設置されている。

#### 生産コース

消費者ニーズに対応した花きの生産・販売などを扱い、低コスト・高付加価値生産、新品種育成、搬送技術、流通システムの合理化などについて学ぶ。

#### 装飾コース

花と緑を活用した空間装飾や造園・緑化など快適な生活環境の創造及びその維持管理などについて学ぶ。

### 環境コース

植物と人間との関わりや、環境に配慮した景観デザイン、まちづくり、コミュニケーション形成などについて学ぶ。

## (2) マイスター科

生産、装飾、造園緑化の各分野を総合的に学び、その知識・技能をベースに専攻分野での「匠」を目指すことを目的とし、生産コース、装飾コース、造園緑化コースの3分野が設置されている。

### 生産コース

花や緑の効率的生産や管理手法、新品種育成などについて学ぶ。

### 装飾コース

寄せ植えなど花や緑を活用した空間装飾について学ぶ。

### 造園緑化コース

庭づくりや緑化などによる快適な生活環境の創造について学ぶ。

## (3) 生涯学習部門

人々の花と緑に対する関心と学習意欲の高まりに応えるため、一般から花と緑の産業に携わっている人までを対象に、受講者のレベルや目的にあわせ「一般講座」「専門講座」「実務能力向上講座」の3種類を開設している。

(外観1)



(外観2)



(実習場1)



(実習場2)



## 5 建設費用

既設の岐阜県農業大学校敷地内に建設されたので、用地取得費・造成費はかかっていない。施設整備費及びその他建設費に7億60百万円、その他運営、システム整備費等に1億42百万円で総額9億3百万円の事業費である。

## 6 財務状況

過去3年間の財務状況は次のとおりである。

(単位:千円)

年 度		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
項 目				
収 入	使 用 料	8,370	13,947	17,209
	手 数 料	6,035	6,430	6,006
	財 産 収 入	610	1,182	1,401
	財 産 売 払 収 入	642	1,001	1,113
	延滞金加算金及び過料	-	1	-
	雑 入	90	50	251
	合計	15,747	22,611	25,980
支 出	人 件 費	133,291	163,945	177,013
	物 件 費	45,504	54,645	58,635
	補 助 費	2,109	2,819	3,641
	普 通 建 設 事 業 費	4,975	7,697	1,220
	合計	185,879	229,106	240,509
差引：収支差額		170,132	206,495	214,529

県の現地機関に従事する県職員の給与等については本庁所管課で認識されており、各機関の名目上の支出には含まれない。

そのため、実質的には各機関で役務を提供することによって発生する給与等が、それぞれの収支計算書には表れてこない。

そこで、実態からすれば県職員の給与等を含めて収支を明らかにし、その均衡を図るべく努力していく必要があると考え、各機関に従事する全職員の給与等を含んだ人件費支出を計算した収支計算書を作成した。

## 7 教職員及び学生の概況

### (1) 過去3年間の教職員数と人件費の推移

(単位:人、千円)

項 目		年 度		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
教 職 員 数	常 勤 教 員	6	7	9
	非 常 勤 講 師	34	44	40
	常 勤 職 員	13	14	14
	非 常 勤 専 門 職	1	1	1
	非 常 勤 教 員	3	3	3
	日 々 雇 用 職 員	1	1	1
	合 計	58	70	68
給料(手当、共済費等含む)		109,471	135,778	151,743
報酬(共済費含む)		23,130	26,254	23,420
賃金(共済費含む)		690	1,913	1,850
合 計		133,291	163,945	177,013

### (2) 教員の状況

平成 19 年 4 月 1 日現在における常勤の教員は、11 名である。内訳は、教授 3 名、准教授 4 名、講師 4 名である。

### (3) 学生数の推移

過去 4 年間の学生数の状況は下表のとおりである。

(単位:人)

項 目		年 度							
		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		定 員	入学者数						
学 生 数	マイスター科	20	26	20	19	20	22	20	22
	上級マイスター科	10	11	10	8	10	9	10	8
合 計		30	37	30	27	30	31	30	30

(注) 修学年数は、マイスター科が 2 年、上級マイスター科が 4 年である。

(4) 学生の出身地の状況別内訳の推移

過去4年間の入学生の状況は下表のとおりである。

(単位:人、%)

出身地	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
県内	27	73.0	23	85.2	19	61.3	21	70.0
県外	10	27.0	4	14.8	12	38.7	9	30.0
合計	37	100	27	100	31	100	30	100

(5) 卒業生の進路状況の推移

過去2年間の卒業生の進路状況は下表のとおりである。なお、アカデミーの開校が平成16年度であるため、最初の卒業は平成18年3月である。

(単位:人、%)

年月	進路				就職先			県内就職先の内訳		
	進学	就職	その他	合計	県内	県外	合計	企業等	起業	その他
18年3月	2 (9.1)	20 (90.9)	0 (0.0)	22 (100)	10 (50.0)	10 (50.0)	20 (100)	10	0	0
19年3月	1 (5.9)	16 (94.1)	0 (0.0)	17 (100)	10 (62.5)	6 (37.5)	16 (100)	10	0	0
合計	3 (7.7)	36 (92.3)	0 (0.0)	39 (100)	20 (55.6)	16 (44.4)	36 (100)	20	0	0

(注) 19年3月就職者には、上級マイスター科前期課程修了者1名を含む。

(6) 学生一人当たりの授業料、入学金の推移

過去4年間の学生一人当たりの授業料及び入学金の推移は下表のとおりである。

(単位:円)

入学年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
上級マイスター科				
授業料	520,800	535,800	535,800	535,800
入学金	282,000	282,000	282,000	282,000
マイスター科				
授業料	111,600	115,200	115,200	115,200
入学金	169,200	169,200	169,200	169,200

(7) 学生一人当たりのコスト(収支差額)

(単位:人、千円)

平成 17、18 年度収支差額	421,024
平成 17、18 年度在学者数	158
うち県内	111
うち県外	47
学生一人当たりコスト(収支差額)	2,664
県内学生に要するコスト(収支差額)	295,783
県外学生に要するコスト(収支差額)	125,241

(注) 1 学生一人当たりのコスト(収支差額)

= 平成 17、18 年度収支差額合計 ÷ 平成 17、18 年度在学者数

- 2 平成 17、18 年度在学者数については、上級マスター科とマスター科の修学年数が異なるため、以下のように計算している。

上級マスター科の在学者数

= (平成 16 年度 ~ 平成 19 年度入学者数合計) × 2

マスター科の在学者数

= 平成 16 年度入学者数 + (平成 17 年度入学者数 × 2) + 平成 18 年度入学者数

なお、中途退学者数は、考慮していない。

## 第5 岐阜県立森林文化アカデミーの概要

### 1 設置の経緯

岐阜県立森林文化アカデミー（以下アカデミーと称す）は、「森と人との共生」を基本理念とし、岐阜県の広大な森林と豊かな自然を実践の場として21世紀の循環型社会を創る人材を育成するため、平成13年4月に開校した専修学校である。アカデミーの教育内容は大きく次の3部門からなっている。

#### (1) 専修教育・学習部門

21世紀の森林及び森林文化を担う人材を育成する。

#### (2) 短期技術研修部門

森林・林業に関係する人たちを対象に、森林管理・特用林産・木造建築・木工などの専門技術研修を提供する。

#### (3) 生涯学習部門

小学生から中高年を含む一般県民を対象に、自然、環境、木工、木造建築などについて学習することのできる様々な講座を提供する。

### 2 キャンパスの概要

アカデミーのキャンパスは、美濃市曾代88番地に設置されている。キャンパスは、5つのゾーンの施設に分かれている。その内容は、下表のとおりである。

名 称	説 明
センターゾーン	専修教育・学習部門のエリアである。アカデミーの中核部門となる「アカデミーセンター」、各施設を結ぶ情報ネットワークの拠点である「マルチメディア実習棟」、実習に欠かせない大型木工設備が充実している「アトリエ」で構成されている。各棟は、間伐材等の小径木で構成される面格子構造によって、木特有の「ねばり」と「ばね」を持った架構となっている。また、面格子の間隔を調整することで、ルーバーの役目を果たし、風や光、木々の香りといった自然の要素を取り込み、内部と外部を緩やかに繋ぐことができている。

テクニカルゾーン	主に短期技術研修部門のエリアである。研修施設と高性能林業機械の保管庫を備える「テクニカルセンター」と前面の実習場で構成されている。間伐材等の小径木で構成される面格子構造によって、木特有の「ねばり」と「ばね」を持った架構となっている。
森の体験ゾーン	主に生涯学習部門のエリアである。一般県民向け生涯学習講座のための施設である「森の情報センター」と一般県民向けの木工講座などをサポートする施設である「森の工房」で構成されている。杉丸太を3次元トラス状に組む樹状立体トラス架構を採用することで、大空間を作り出している。
宿泊ゾーン	アカデミーのゲストや研修・講座受講者のための宿泊エリアである。「森のコテージ」は、六角形のユニットを組み合わせた形態となっている屋根形状を持ち、大小様々な部屋が15部屋あり、最大30人が利用できる。食堂や談話室も備えている。
その他の施設	アカデミー全体の野外実習場である約33haの演習林や木構造試験を行える木材開放試験室など様々な施設をアカデミーに併設している。

(外観)



(森の体験ゾーン)



(実習)



(宿泊ゾーン)



### 3 教育理念

森林と人との関わりから生まれ、これまで培われてきた森林文化について再認識し、地域的な諸問題から地球環境問題まで貢献しながら、森林を多面的に活用し、新たな森林文化の創造に寄与できる人材の育成を目指している。

### 4 設置学科の概要

地域の抱える森林・林業の問題を地域の人たちと一緒に解決していくことを主眼に研究と教育を行う地方自治型自由学校である。カリキュラムも既存の学校教育の枠組みにとらわれることなく弾力的に組まれている。学習部門として、森と木のクリエイター科と森と木のエンジニア科が設置されている。

#### (1) 森と木のクリエイター科

特定分野における高度な専門知識と、問題解決のための企画力、創造力をもったスペシャリストを養成する。対象者は、大学卒業の資格を有する者又は、同等以上の実務経験者であり、社会との接点を持ちながら、地域に密着した実践的な活動(プロジェクト)を行う。各分野での様々な活動を通してより深く専門分野を掘り下げ実践力を養う。

#### (2) 森と木のエンジニア科

森林についての幅広い知識と森林の現場に必要な実践的技術をもったジェネラリストを養成する。対象者は、高等学校卒業の資格を有する者又は、同等以上の学力をもった者であり、基礎教育に重点が置かれ、一般教養から専門基礎まで集中的に学習する。卒業後、4年制大学への3年次からの編入も可能である。

### 5 建設費用

#### (アカデミー設置に要した総事業費)

用地取得及び造成費に9億79百万円、校舎建設及び教員宿舍建設費に30億52百万円、その他運営、システム整備費等に3億92百万円で総額44億24百万円の総事業費である。

## 6 財務状況

過去3年間の財務状況は次のとおりである。

(単位：千円)

項 目		年 度		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収 入	使 用 料	21,282	22,666	22,404
	手 数 料	11,064	11,087	13,437
	財 産 収 入	-	-	834
	寄 付 金	108	108	108
	雑 入	1,984	2,388	449
	合計	34,438	36,249	37,232
支 出	人 件 費	231,303	262,011	260,436
	物 件 費	72,405	69,906	67,998
	補 助 費	9,808	6,988	6,701
	普 通 建 設 事 業 費	4,033	3,174	2,707
	合計	317,549	342,079	337,842
差引：収支差額		283,111	305,830	300,610

県の現地機関に従事する県職員の給与等については本庁所管課で認識されており、各機関の名目上の支出には含まれない。

そのため、実質的には各機関で役務を提供することによって発生する給与等が、それぞれの収支計算書には表れてこない。

そこで、実態からすれば県職員の給与等を含めて収支を明らかにし、その均衡を図るべく努力していく必要があると考え、各機関に従事する全職員の給与等を含んだ人件費支出を計算した収支計算書を作成した。

## 7 教職員及び学生の概況

### (1) 過去3年間の教職員数と人件費の推移

(単位:人、千円)

年 度		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
		教 職 員 数	非常勤教員(学長)	1
常 勤 教 員	16		16	17
非 常 勤 講 師	97		51	68
常 勤 職 員	10		10	11
非 常 勤 専 門 職	1		1	1
日 々 雇 用 職 員	1		1	1
合 計	126		80	99
給料(手当、共済費等含む)		206,319	232,584	236,951
報酬(共済費含む)		21,622	24,885	20,380
賃金(共済費含む)		3,362	4,542	3,105
合 計		231,303	262,011	260,436

### (2) 教員の状況

平成 19 年 4 月現在における常勤の教員は、17 名である。内訳は、教授 4 名、准教授 5 名、講師 8 名である。

### (3) 学生数の推移

過去 4 年間の学生数の状況は下表のとおりである。

(単位:人)

年 度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		定 員	入学者数						
学 生 数	クリエイター科	20	20	20	19	20	19	20	22
	エンジニア科	20	19	20	23	20	21	20	19
合 計		40	39	40	42	40	40	40	41

(注) 修学年数は、クリエイター科、エンジニア科ともに 2 年である。

( 4 ) 学生の出身地の状況別内訳の推移

過去4年間の入学者の状況は下表のとおりである。

( 単位:人、% )

年 度 項 目	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	県 内	23	59.0	17	40.5	14	35.0	17
県 外	16	41.0	25	59.5	26	65.0	24	58.5
合 計	39	100	42	100	40	100	41	100

( 5 ) 卒業生の進路状況の推移

過去3年間の卒業生の進路状況は下表のとおりである。

( 単位:人、% )

状 況 年 月	進 路				就 職 先			県内就職先の内訳		
	進学	就職	その他	合計	県内	県外	合計	企業等	起業	その他
16年3月	3 (5.7)	32 (94.3)	0 (0.0)	35 (100)	23 (71.8)	9 (28.2)	32 (100)	18	4	1
17年3月	2 (7.6)	24 (92.4)	0 (0.0)	26 (100)	16 (66.7)	8 (33.3)	24 (100)	12	1	3
18年3月	4 (13.7)	25 (86.3)	0 (0.0)	29 (100)	15 (60.0)	10 (40.0)	25 (100)	14	1	0
19年3月	2 (6.2)	30 (93.8)	0 (0.0)	32 (100)	15 (50.0)	15 (50.0)	30 (100)	12	3	0
合 計	11 (9.0)	111 (91.0)	0 (0.0)	122 (100)	69 (62.2)	42 (37.8)	111 (100)	56	9	4

( 6 ) 学生一人当たりの授業料、入学金の推移

過去4年間の学生一人当たりの授業料及び入学金の推移は下表のとおりである。

( 単位：円 )

項 目	入学年度			
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
クリエイター科				
授 業 料	520,800	535,800	535,800	535,800
入 学 金	282,000	282,000	282,000	282,000
エンジニア科				
授 業 料	111,600	115,200	115,200	115,200
入 学 金	169,200	169,200	169,200	169,200

( 7 ) 学生一人当たりのコスト ( 収支差額 )

( 単位：人、千円 )

平成17、18年度収支差額	606,440
平成17、18年度在学者数	163
うち県内	71
うち県外	92
学生一人当たりコスト ( 収支差額 )	3,720
県内学生に要するコスト ( 収支差額 )	264,155
県外学生に要するコスト ( 収支差額 )	342,285

( 注 ) 1 学生一人当たりのコスト ( 収支差額 )

= 平成17、18年度収支差額合計 ÷ 平成17、18年度在学者数

2 平成17、18年度在学者数

= 平成16年度入学者数 + ( 平成17年度入学者数 × 2 ) + 平成18年度入学者数

なお、中途退学者数は、考慮していない。

## 第6 岐阜県立国際たくみアカデミー等の概要

### 1 設置の経緯

岐阜県立国際たくみアカデミーの前身は、職業能力開発促進法に基づく岐阜県立の職業能力開発校として、新規学卒者並びに社会人が職業に必要な知識と技能を修得するための職業訓練校として開設された高等技能専門校である。

その後、岐阜県が推進する「高等技能専門校再編整備計画」の内容を基本的に踏襲して、時代のニーズに対応した形で課程、科目などの軌道修正を行い、ものづくり産業界における現場のリーダーを育成する機関として平成15年4月に美濃加茂高等技能専門校を「国際たくみアカデミー」に、高山高等技能専門校を国際たくみアカデミーのブランチ「木工芸術スクール」に改称した。平成16年4月には職業能力開発短期大学校を大垣市の旧大垣高等技能専門校にて暫定開校、平成17年4月に国際たくみアカデミー（職業能力開発校）の隣接地に移転し本格開校した。

### 2 キャンパスの概要

岐阜県行政組織規則上、「国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校」及び「国際たくみアカデミー職業能力開発校」は、「国際たくみアカデミー」の名称で、美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3545-3に設置されており、両校の予算の執行及び物品の管理は一体で行われている。

国際たくみアカデミーのブランチとして、職業能力開発校の「木工芸術スクール」が高山市匠ヶ丘町1-123に設置されている。

### 3 教育理念

ものづくりを中心とした現場のリーダー（マイスター）の養成を目的とし、産業構造の変化、急激な技術革新に対応できる創造性をもつ技能者の育成、伝統技能と最先端技術を併せ持つ技能者の育成、「実」（実践）「学」（理論）の融合、一体化を実現する技能者の育成を目指している。

### 4 設置施設の概要

国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールは、「ものづくりに関する実践的な技能や専門知識が学べる総合的な教育訓練機関として、職業能力開発促進法に基づき岐阜県が設置した職業能力開発施設であり、以下の3施設からなっている。

#### （1）国際たくみアカデミー（職業能力開発短期大学校）

実践的技能と専門的知識を有した現場のリーダーを養成する。

#### 生産技術科

生産技術（ものづくり）の基本技術・技能であるIT、設計・製図、3次元CAD/CAM、機械加工、ロボット、メカトロニクス等を習得する。

#### 建築科

建築施工、建築設計の分野を中心に、これに関連する建築計画、建築構造、建築材料などの各専門分野の技術・技能を総合的に習得する。

### （2）国際たくみアカデミー（職業能力開発校）

現場に必要な技能、知識を有した地域産業に寄与する人材、早期就職が可能な即戦力になり得る人材を養成する。

#### 配管科

上下水道・住宅設備・ガス設備・空調設備さらには人に優しい「住環境」を学び、即戦力となる配管工を目指す。

#### 住宅科 左官・エクステリアコース

各種建築物に対応できるような様々な工法の塗壁の他に、ブロック積み、タイル貼り、造園等に必要な知識・技能を習得する。

#### 住宅科 建築大工コース

企画・設計・施工といったプロセスの各段階を系統的に学習し、木造在来軸組構法に必要な知識と技術を習得する。

#### 自動車エンジニア科

基礎から応用までプロメカニックとして必要な知識・技術を幅広く習得し、2級自動車整備士の資格取得を目指す。

#### 自動車整備科（日本版デュアルシステム）

職業能力開発校での基礎的な訓練（1年間）と企業における実践的な訓練（6ヶ月程度）を組み合わせ、3級自動車整備士として必要な知識・技術を習得し、資格取得を目指す。

### （3）木工芸術スクール

現場に必要な技能、知識を有しデザイン等付加価値を提案できる人材を養成する。

#### 木工・建築科 木工工芸コース

木材加工法・材料・製図・デザイン・工作法等の専門知識と、各種器工具

の使用方法を学び材料選びから、木工機械の操作・塗装等、木工製品製作の技能を習得する。

#### 木工・建築科 建築工匠コース

木造建築の計画・法規・構造・施工の基礎知識を学び、実技では、手工具の調整・使用方法を基に伝統的な接合方法や、さし金を利用した規矩術など  
在来軸組構法の仕組みを習得する。

(外観 1)



(外観 2)



(実習 1)



(実習 2)



## 5 建設費用

平成 17 年 4 月の本格開校に伴う移転に向け平成 16 年度に新築された職業能力開発短期大学校は、用地取得及び造成費に 5 億 10 百万円、建設工事費に 9 億 61 百万円、設備費に 5 億 91 百万円、その他情報システム整備費等に 77 百万円で総額 21 億 41 百万円の事業費である。

## 6 財務状況

過去3年間の財務状況は次のとおりである。

施設名：国際たくみアカデミー（職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校）  
（単位：千円）

年 度		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
項 目				
収 入	使 用 料	2,133	4,674	5,486
	手 数 料	3,891	3,384	3,046
	証 紙 収 入	476	391	340
	財 産 受 払 収 入	700	237	217
	雑 入	1,034	1,292	846
	合 計	8,234	9,978	9,935
支 出	人 件 費	253,991	272,665	286,772
	物 件 費	426,671	203,743	115,758
	補 助 費	1,732	1,318	1,368
	普 通 建 設 事 業 費	15,355	3,496	3,780
	合 計	697,749	481,222	407,678
差引：収支差額		689,515	471,244	397,743

施設名：木工芸術スクール

（単位：千円）

年 度		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
項 目				
収 入	使 用 料	64	48	68
	財 産 受 払 収 入	757	880	1,016
	雑 入	94	125	139
	合 計	915	1,053	1,223
支 出	人 件 費	74,649	60,090	66,478
	物 件 費	18,083	16,214	15,250
	補 助 費	321	274	265
	普 通 建 設 事 業 費	2,100	-	-
	合 計	95,153	76,578	81,993
差引：収支差額		94,238	75,525	80,770

県の現地機関に従事する県職員の給与等については本庁所管課で認識されており、各機関の名目上の支出には含まれない。

そのため、実質的には各機関で役務を提供することによって発生する給与等が、

それぞれの収支計算書には表れてこない。

そこで、実態からすれば県職員の給与等を含めて収支を明らかにし、その均衡を図るべく努力していく必要があると考え、各機関に従事する全職員の給与等を含んだ人件費支出を計算した収支計算書を作成した。

## 7 教職員及び学生の状況

### (1) 過去3年間の教職員数と人件費の推移

施設名：国際たくみアカデミー(職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校)

(単位：人、千円)

年 度		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
項 目				
教 職 員 数	常 勤 教 員	15	19	20
	非 常 勤 講 師	40	50	51
	常 勤 職 員	11	10	11
	非 常 勤 専 門 職	10	11	11
	日 々 雇 用 職 員	-	1	1
	合 計	76	91	94
給料(手当、共済費等含む)		219,952	233,386	245,532
報酬(共済費含む)		34,039	38,977	41,010
賃金(共済費含む)		-	302	230
合 計		253,991	272,665	286,772

施設名：木工芸術スクール

(単位：人、千円)

年 度		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
項 目				
教 職 員 数	常 勤 教 員	3	3	3
	非 常 勤 講 師	17	14	13
	常 勤 職 員	4	3	3
	非 常 勤 専 門 職	2	3	4
	日 々 雇 用 職 員	-	1	-
	合 計	26	24	23
給料(手当、共済費等含む)		65,354	48,150	53,842
報酬(共済費含む)		9,295	11,012	12,636
賃金(共済費含む)		-	928	-
合 計		74,649	60,090	66,478

(2) 教員の状況

平成 19 年 4 月現在における常勤の教員は、23 名である。内訳は、すべて、職業訓練指導員である。

(3) 学生数の推移

過去 4 年間の学生数の状況は下表のとおりである。

施設名: 国際たくみアカデミー( 職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校)

( 単位: 人 )

年 度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		定 員	入学者数						
学 生 数	配管科	20	17	20	12	20	12	20	5
	住宅科	40	28	30	30	30	16	30	18
	自動車エンジニア科	20	17	20	19	20	19	20	18
	自動車整備科	10	6	-	-	10	10	10	6
	職業能力開発校(合計)	90	68	70	61	80	57	80	47
	生産技術科	20	4	20	7	20	8	20	6
	建築科	20	7	20	17	20	12	20	12
	職業能力開発短期大学校(合計)	40	11	40	24	40	20	40	18

(注) 1 . 修学年数について

職業能力開発校の自動車エンジニア科が 2 年、自動車整備科が 1.5 年、その他が 1 年である。

職業能力開発短期大学校は、2 年である。

(注) 2 . 自動車整備科について

自動車整備科は、平成 16 年 10 月に第 1 期生が入学しており、平成 18 年 3 月に修了している。第 2 期生の募集が平成 18 年 4 月であったため、平成 17 年度は定員数及び入学者数ともゼロである。

施設名：木工芸術スクール

(単位：人)

年 度 項 目		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		定 員	入学者数						
学 生 数	木工工芸コース	20	16	20	22	20	20	20	20
	建築工匠コース	20	7	20	12	20	10	20	6
合 計		40	23	40	34	40	30	40	26

(注) 修学年数は1年間である。

(4) 学生の出身地の状況別内訳の推移

過去4年間の入学生の状況は下表のとおりである。

施設名：国際たくみアカデミー(職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校)

(単位：人、%)

年 度 項 目		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		県 内	74	93.7	81	95.3	74	96.1	63
県 外	5	6.3	4	4.7	3	3.9	2	0.4	
合 計		79	100	85	100	77	100	65	100

施設名：木工芸術スクール

(単位：人、%)

年 度 項 目		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		県 内	9	39.1	17	50.0	17	56.7	12
県 外	14	60.9	17	50.0	13	43.3	14	53.8	
合 計		23	100	34	100	30	100	26	100

( 5 ) 卒業生の進路状況の推移

過去 4 年間の卒業生の進路状況は下表のとおりである。

施設名：国際たくみアカデミー（職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校）

（単位：人、％）

状況 年月	進路			就職先			県内就職先の内訳		
	就職	その他	合計	県内	県外	合計	企業等	起業	その他
16年3月	39 (90.7)	4 (9.3)	43 (100)	34 (87.2)	5 (12.8)	39 (100)	33	1	0
17年3月	42 (85.7)	7 (14.3)	49 (100)	38 (90.5)	4 (9.5)	42 (100)	35	3	0
18年3月	53 (88.3)	7 (11.7)	60 (100)	48 (90.6)	5 (9.4)	53 (100)	44	4	0
19年3月	53 (94.6)	3 (5.4)	56 (100)	41 (77.4)	12 (22.6)	53 (100)	38	3	0
合計	187 (89.9)	21 (10.1)	208 (100)	161 (86.1)	26 (13.9)	187 (100)	150	11	0

施設名：木工芸術スクール

（単位：人、％）

状況 年月	進路			就職先			就職先の内訳		
	就職	その他	合計	県内	県外	合計	企業等	起業	その他
16年3月	22 (81.5)	5 (18.5)	27 (100)	14 (63.6)	8 (36.4)	22 (100)	20	1	1
17年3月	21 (91.3)	2 (8.7)	23 (100)	15 (71.4)	6 (28.6)	21 (100)	20	1	0
18年3月	33 (100)	0 (0.0)	33 (100)	23 (69.7)	10 (30.3)	33 (100)	25	4	4
19年3月	26 (96.3)	1 (3.7)	27 (100)	17 (65.4)	9 (34.6)	26 (100)	22	2	2
合計	102 (92.7)	8 (7.3)	110 (100)	69 (67.6)	33 (30.7)	102 (100)	87	8	7

(6) 学生一人当たりの授業料、入学金の推移

過去4年間の学生一人当たりの授業料及び入学金の推移は下表のとおりである。

施設名:国際たくみアカデミー(職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校)

(単位:円)

項 目	入学年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	職業能力開発短期大学				
授 業 料		111,600	115,200	115,200	115,200
入 学 金		169,200	169,200	169,200	169,200
職業能力開発校					
授 業 料		-	-	-	-
入 学 金		-	-	-	-

施設名:木工芸術スクール

(単位:円)

項 目	入学年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	授 業 料		-	-	-
入 学 金		-	-	-	-

(7) 学生一人当たりのコスト(収支差額)

施設名:国際たくみアカデミー(職業能力開発短期大学校及び職業能力開発校)

(単位:人、千円)

平成17、18年度収支差額	868,987
平成17、18年度在学者数	160
うち県内	150
うち県外	10
学生一人当たりコスト(収支差額)	5,431
県内学生に要するコスト(収支差額)	814,675
県外学生に要するコスト(収支差額)	54,312

(注) 1 学生一人当たりのコスト(収支差額)

= 平成17、18年度収支差額合計 ÷ 平成17、18年度在学者数

- 2 平成17、18年度在学者数については、職業能力開発校の配管科及び住宅科の修学年数が1年、自動車整備科の修学年数が1.5年と異なるため、それぞれ以下のように計算している。

住宅科及び配管科の在学者数

= 平成 17 年度、平成 18 年度入学者数合計

自動車エンジニア科及び自動車整備科の修学者数

= 平成 16 年度入学者数 + (平成 17 年度入学者数 × 2) + 平成 18 年度入学者数

なお、中途退学者数は、考慮していない。

施設名：木工芸術スクール

(単位：人、千円)

平成 17、18 年度収支差額	156,295
平成 17、18 年度在学者数	64
うち県内	34
うち県外	30
学生一人当たりコスト(収支差額)	2,442
県内学生に要するコスト(収支差額)	83,032
県外学生に要するコスト(収支差額)	73,263

(注) 1 学生一人当たりのコスト(収支差額)

= 平成 17、18 年度収支差額合計 ÷ 平成 17、18 年度在学者数

2 平成 17、18 年度在学者数

= 平成 17 年度、平成 18 年度入学者数合計

## 第7 監査の結果及び意見

### 1. 全般的事項（アカデミー共通）

#### （1）現物実査における遊休物品の把握について

##### （事実関係）

物品の現物実査実施要領の第10で「実施機関の長は、現物実査の結果遊休物品が存在すると判明したときは、出納事務局出納管理課長が別に定めるところにより遊休物品の登録をするものとします。この場合において、遊休物品が他の物品と容易に区別できるよう、物品一覧表中の当該物品の「備考2」欄に「遊休物品」と記録するものとします。」と規定されている。

また、同要領の第1に現物実査の目的は、

現物と物品帳簿の整合性の確認

物品の存在を目で確かめることにより、物品帳簿に記録されている物品が存在すること又は存在する物品が全て物品帳簿に記録されていること

利用状況の確認

当初予想したとおりに利用されていること又は利用されていないこと

維持管理状況の確認

物品が正常な状態で維持管理されていること

と規定している。

平成18年度に実施された現物実査では、現物の有無及び保管場所の調査を行った結果、遊休物品として表示している物品はないとの報告であった。

しかし、各アカデミーにおいて、抜き取りで物品を実際に確認したところ、一部遊休物品と思われる物品が散見された。

報告と実態が異なるのは、遊休物品の確認をしていないか、確認していても遊休物品か否かについて各アカデミーあるいは、現物実査の実施担当者の判断に任せているためであると思われる。

##### （結果）

物品の現物実査実施要領の第2において遊休物品とは、「利用頻度が低くかつ今後も著しい向上が見込めない物品をいいます」と定義している。

物品が遊休物品でないと判断するためには、利用状況及び維持管理状況をいづれも満たしていることが要件であると考えられる。

まず、利用状況を満たしているためには、「当初予想したとおりに利用されていること」である。具体的には、例えば、「現在は使用していないが将来使用する」物品や「現在は使用していないが将来使用する予定がある」物品は、当初予想したとおりに利用されているとはいえず、遊休物品であると考えられる。この中には、「廃

棄したいが処分費用がかかるため、予算の都合上廃棄せずにそのままにしてある」物品も含まれる。

次に、維持管理状況を満たしているためには、「物品がいつでも利用可能な状態になっていること」である。具体的には、例えば、「物品として使用するための機能はあるが、修繕しなければ使用できず、現状修繕していない」物品は、いつでも利用可能な状態にあるとはいえず、遊休物品であると考えられる。

各アカデミーにおいてこのような状態にある物品が、実際に存在しているが、実際は遊休物品として把握されていない状態にあった。

今後、遊休物品についての明確な基準を定義する、あるいは上記のような具体例を提示することにより、遊休物品の把握を行うよう検討する必要がある。

## (2) 備品等の金額基準について

### (事実関係)

県会計規則によれば、備品は、取得価格が2万円を超えるものと定義されている。また、2万円以下のものであっても、備品として管理するか消耗品とするかの判断は、各機関に任されているが、そこで、備品と判断すれば物品一覧表に登録しなければならない。

一方、備品の除却については、評価額が10万円未満又は取得価格100万円未満の場合は、各現地機関のみの判断で除却して良いとされている。

### (意見)

現行の基準では、備品の数量が多く、管理が十分に行われていない状況である。また、除却手続き時の除却理由が明確にされない、あるいは除却資料の保存が徹底されないと、除却を立証する事実すら確認できない状況となる。

したがって、備品等として扱う金額の基準を検討することが必要と考える。その計上基準として、独立行政法人会計基準の規定では1個または1組の金額が50万円以上のものとなっており、法人税法の規定では10万円以上となっている。

これらの基準を参考に、例えば備品としての計上基準を一律10万円以上に引き上げるとともに、10万円未満の物品については、物品一覧表の登録を義務づけない。しかし、物品一覧表に登録したすべての物品の除却は所定の手続きを経て、除却理由を明確化するとともに除却資料の保存を徹底させるような効率的な管理を検討することが望まれる。

## (3) 備品整理票の記載内容について

### (事実関係)

現物実査の結果、現物と物品一覧表との不突合要因で件数が多いのは、物品一覧

表の記載内容の誤り（記載内容の修正漏れを含む）である。

物品一覧表には、各物品の所在場所コードが登録されているが、登録所在場所とは別の場所に保管されている場合が散見された。また、物品が本来の所在場所に保管されずに所在不明となっている例や物品一覧表に記載のない物品が存在する例も確認された。

（意見）

現物実査のみに限ると、物品一覧表と現物との照合は、物品一覧表の物品固有番号と各物品に貼付されている備品整理票の物品固有番号とを合わせるだけで可能である。

しかし、備品整理票に所在場所コードの記載があると物品固有番号とともに二重照合することが可能となる。この結果、物品が本来あるべき場所に保管されずに所在不明となっている場合の追跡が可能となる。また、物品が移動しても本来の所在場所に戻すことが容易となり、物品管理が効率的になる。

平成 19 年度において、物品一覧表の改正に伴い、物品固有番号が変更されたため、備品整理票も変更となったが、変更後の備品整理票に所在場所コードは記載されていない。平成 19 年度の実査に伴い備品整理票の貼り替えも完了していることから、各所属において必要に応じて補助的に所在場所がわかるように別途任意の整理票を貼付するなどの工夫も考えられる。

なお、その場合に頻繁に移動する物品については、所在場所がわかりやすいように整理票を色別にするなどの方法も考えられる。

（４）固定資産の取得（資本的支出）と修繕費の概念について

（事実関係）

公会計においては、施設設備に対して修繕を行った場合、実質的には取替更新であったり、価値を高め、その耐久性を増すことになるいわゆる資本的支出に該当したとしても、その支出は修繕費支出として処理される。

（意見）

公会計では、貸借対照表の作成が義務付けられておらず、固定資産について減価償却費の計上も行われない。そのため、資本的支出と修繕費の区分についても企業会計ほど厳密に行う必要がない。

しかし、当該施設設備に対しどれだけ支出されたかを取得後も継続的に把握しなければ、投下資本がどれだけ回収されたかを測定することができない。

修繕に関する支出の内容を検討し、資本的支出か修繕費かを区別して処理するという会計的対応は難しいかもしれないが、管理上資本的支出を継続的に把握し、費用対効果を常に検討することが望まれる。

## ( 5 ) 時間外勤務時間の記入方法について

### ( 事実関係 )

時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿における時間外勤務時間の記入単位が、5分単位、10分単位、30分単位と様々であった。

### ( 意見 )

条例にあるとおり、原則勤務時間外に勤務した全ての時間が手当の対象となるため、時間外勤務の実績はその事実に基づいて正確に記録しなければならない。

そのための手法として、一般事業会社でも多く採用されているのは、タイムカード制の導入である。

運用面だけ間違わなければ、タイムカードは機械的に正確な時間が打刻されるため、記入単位の個人の裁量は働かないが、県ではこのタイムカード制が導入されていない。

その状況の中、事務的な業務で1分単位の時間外勤務を把握するのも現実的ではないため、当然全ての正確な時間外勤務時間を記録することを前提に、業務の区切りの目安時間を決めておけば、記入時間の個人差が小さくなると考える。

あくまで目安ではあるが、例えば10分を区切りに業務を行うというような方針を立て、従事する職員の共通認識とすることで、記入単位のばらつきは減少すると思われる。

## ( 6 ) 委託契約

### ( 事実関係 )

アカデミー全般における業務委託契約について、指名競争入札、随意契約に限らず、同じ業者との契約が当初より継続しているケースが多く見受けられる。また、契約金額についても年々僅かに下落しているものの、予定価格とほぼ同じ水準で推移し、高い落札率で落札されているものが多い。

### ( 意見 )

施設の立地条件や委託業務の専門性から、業者の選定が少数に限られてくる可能性も否めないが、契約事務の公正を確保するために客観的にその内容を判断することが望まれる。

契約審査会においても、会の構成委員が教授を含めアカデミー内に限定されていることが多く見受けられるため、競争入札による公正な価格競争よりも、安定したサービスの提供に重点が置かれ、指名業者の追加入替の妨げとなっている感がある。

指名競争入札については、入札により最低金額で選ぶのであれば予定価格の算出をより客観的で適正なものとする必要があり、そうすることにより、競争入札の妥当性が出てくることになる。今後は、このことを踏まえて、適正な委託設計金額の積算が行われているかを再確認し、指名基準を見直すこと、または一般競争入札にすることにより、参加業者の新陳代謝を図ることによって、効果的な入札が行われることが望まれる。

## 2. 岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー

### (1) 備品管理

#### (事実関係)

備品管理に関しては、今回の監査対象である国際情報科学芸術アカデミーと併設されている情報科学芸術大学院大学について、実態として両校を一体的に管理していることから、両校合わせて検討することとした。

前年度の外部監査による指摘もあり、備品管理の適正化を図るため、18年12月イアマス備品購入・管理マニュアルを作成し、19年6月、同マニュアルを改訂した。これにより県会計規則の改正に対応するとともに県会計規則の備品台帳を一本化することにした。

このマニュアルに従い、備品購入、受け渡し、運用、破損、廃棄の各場面で適切な取り扱いに努め、また、その後の管理備品の確認については、19年度現物実査において実施することとなった。

そして、平成19年7月より備品実査を行ったが、対象備品は約5千点と膨大であることなどから、教職員が分担して実査したものの、当初予想した以上に確認に時間がかかった。

このように備品実査に時間がかかったのは次のような原因が考えられる。

アカデミー、大学院大学の2機関で、しかも各機関の件数が多い。

備品利用の際移動したままとなっており、データと現物の所在地が一致しない。教員専用(管理)備品から供用備品(事務局)へ引き継いだ記録が少なく、過去の記憶に頼らざるを得ない確認となったため。

新人担当者が多く、実査業務及び備品の品目・規格等に精通していなかったため。実査を分担して行ったため、作業の重複や漏れが発生した。

そのため、県で指定された現物実査実施期間終了後も引き続き実査を行っている。

平成19年12月20日現在の備品確認状況は次のとおりである。

(単位：件数、%)

	備品	備品数	確認済み	未確認	未確認率
アカデミー	パソコン等	313	283	30	9.6
	ソフト等	300	283	17	5.7
	その他	1,555	1,472	83	5.3
	計	2,168	2,038	130	6.0
大学院	パソコン等	356	331	25	7.0
	ソフト等	409	391	18	4.4
	その他	1,857	1,744	113	6.1
	計	2,622	2,466	156	5.9

合計	パソコン等	669	614	55	8.2
	ソフト等	709	674	35	4.9
	その他	3,412	3,216	196	5.7
	計	4,790	4,504	286	6.0

(結果)

昨年度の外部監査において情報科学芸術大学院大学の備品管理の問題を指摘しており、現場ではその対応は取られていたものの、最終的な実査結果は監査の実施段階では確認することはできなかった。

上記のような問題事項があったため期間内に完結することは困難であったかもしれないが、それらは準備段階である程度想定できたはずであり、期間内に完結するよう、他の機関からの応援を要請するなど事前対策を講じるべきであったと思われる。また、備品管理を徹底させるべき出納管理課からも早期実施に対する指導がされているが、結果として3月までずれ込んでしまったのが事実である。

今後はマニュアルに従った適切な管理と指定期間内に備品実査が実施されるよう、イアマスは当然のこと、人的応援を行うといった関連部署の協力も必要である。

(2) 委託契約関係

岐阜県事務委任規則第3条第2項の規定により、国際情報科学芸術アカデミーに関する予算の執行及びこれに関連する行為に関する事務は、情報科学芸術大学院大学長に委任されている。国際情報科学芸術アカデミーに関して情報科学芸術大学院大学が締結した契約のうち、平成18年度業務委託契約は20件である。うち、契約額50万円以上の契約は11件で、契約方法は指名競争入札3件(うち債務負担1件)、随意契約8件となっている。

随意契約については、学生寮管理、サーバ及びネットワーク管理など業務の特殊性から一者随意契約が多く見受けられる。

また、委託契約のほとんどが情報科学芸術大学院大学と合同で行われており、占有面積または学生数などによって契約金額を按分している。

学内清掃業務について

(事実関係)

日常清掃、定期清掃、その他清掃業務を業者へ委託している。日常清掃は原則として休校日を除く毎日、定期清掃は6ヶ月に1回、飲料水貯水槽清掃点検業務は1年に1回、実施要領に基づいて行うものとされている。

過去5年間はいずれも指名競争入札により契約が行われており、その入札状況は

次のとおりである。

(単位：千円)

年度	契約業者	入札業者数	落札金額
14年度	B社	8社	11,235
15年度	A社	8社	9,975
16年度	A社	10社	7,140
17年度	A社	10社	7,140
18年度	A社	11社	7,297

平成16年度には、業務内容の見直しによる削減を行い、設計積算において清掃員を4人から3人に削減したため、落札金額が大きく下がったが、それ以後はほぼ同額で推移している。平成18年度は貯水槽清掃、点検業務が加わったため若干落札金額が高くなった。落札業者は直近4年間で同一業者となっている。

(意見)

事務的には規定に準拠して入札が行われ契約しているが、近年はA社が一貫して90%を超える非常に高い落札率で落札している。また、予定価格、落札価格については、金額や下落割合をみても大きな変動はなく同じような水準で推移しており、本来競争入札に求められる公正な価格競争という機能が十分に働いているとはいえない状況にある。

しかし、前年度の包括外部監査において情報科学芸術大学院大学で同様の指摘を受けたため、平成19年度に積算金額の見直しや指名業者の増加などの処置を行っており、現状の問題点の改善に向けて今後の努力が期待されることである。

サーバサービス提供事業業務及びWDM機器機械保守業務について

(事実関係)

国際情報科学芸術アカデミーの運営及び学生の研究制作活動に必要なネットワークサービスの一環として、サーバサービスの管理運営業務を業者へ委託している。サーバサービスの主な提供機能は、DNSサービス、Mailサービス、Webサービス、ファイルサービス、監視/バックアップサービスである。

契約方法については、(1)岐阜県情報スーパーハイウェイに直結するアクセスポイントを有すること、(2)ISMS適合性評価制度の認定を取得していること、(3)データセンターを有していることの3条件を満たす業者であれば本サービスは供給可能であるが、本サービスは指名競争入札により落札したC社が提供するものであり、「他業者への切り替えには、移行作業から運用まで十分な検討が必要である。本業務の停止は研究・教育・それらを支援する全ての活動に関係することか

ら、事業の継続を優先したい。現行のサービスにおいて、これまで大きなトラブルもなく本学の要求に対し迅速に対応している。」ことからC社と一者随意契約を締結している。

WDMとは、光ファイバーを使った通信技術である。当アカデミーでは、上記サーバサービスの通信の実現のため、平成16年度にWDM通信機器2台をC社から購入している。この通信機器保守業務についても、機器の障害に対する迅速な原因究明体制の確保と、ネットワークの正常運用の理由から、C社と一者随意契約を締結している。

以上二つの契約状況の推移は次のとおりである。

・サーバサービス提供業務

(単位：千円)

年度	契約業者	業者数	契約金額	契約方法
16年度	C社	3社(辞退9社)	9,439	指名競争入札
17年度	C社	1社	10,873	一者随意契約
18年度	C社	1社	9,552	一者随意契約

・WDM機器機械保守業務

(単位：千円)

年度	契約業者	契約方法	契約金額
17年度	C社	一者随意契約	274
18年度	C社	一者随意契約	548

(注) 17年度は10月からの契約

サーバサービス提供業務については平成16年度から平成17年度の導入当初は、UNIX、Windowsの各サーバごとに「システム運用技術者2」の1ヶ月あたりの単価をもとに委託契約金額が積算され、これにウィルススキャンライセンス料や各種接続料等が加算されていた。平成18年度からは、サーバ全体を一括して定期保守料という形で主に1日あたりの単価をもとに積算し、これにライセンス料、セキュリティ対策費用、接続料を加算する方法に変更されている。

WDM機器機械保守業務については、本体価格の平成17年度は12%、平成18年度は20%を保守料として積算している。

(意見)

平成18年度からの積算項目である定期保守については、設定変更、監視サービス、機械保守、レポート作成の作業別に積算されているが、各月の作業レポートを

みると従前のサーバごとの作業報告となっており、作業時間の記載もなく作業時間と作業日数からサービスあたりの人件費を算出する現在の積算方法について、その実績による評価が難しい状況にある。

しかしながら、一者随意契約を行う合理性とその積算根拠については、業務内容の特殊性・専門性から広く県民の理解を得るためにも、一段の明確な提示が必要である。そのうえで、詳細な作業レポートを作成して作業実績を把握することにより、積算方法が妥当であるかどうかチェックを行う必要がある。

一方、このような高品質のサーバサービスを継続して享受するためには、毎年ある程度の運用コストは必要であろうし、通信技術の発達や高度化するウィルス対策に対して、それ以外の臨時的なコストが発生する可能性も高く存在する。県の財政が厳しい状況にありコスト削減が叫ばれる中で上記問題をクリアしていくためには、サーバサービス業務自体の規模縮小など、新たな方向性も模索していく必要があると思われる。学生数、研究内容及び国際情報科学芸術アカデミーの運用形態に対してこれだけのサーバサービスが必要であるかどうかと併せて検討を要求したい。

WDM機器保守については、サーバサービス業務と契約業者が同一であることから、契約を統合してコスト削減につなげる努力が期待される。

#### ネットワーク機器等維持管理業務及び定期メンテナンス業務について (事実関係)

国際情報科学芸術アカデミー内に設置されているネットワーク機器等の維持管理業務を業者に委託している。本契約は債務負担となっており、契約金額は総額9,084千円で期間は平成16年10月1日から平成21年3月31日までとなっている。契約方法は一者随意契約であり、ネットワーク機器等の販売業者であるD社と契約を締結している。

これとは別に、ネットワーク機器の定期メンテナンス業務を一者随意契約でD社に委託している。機器の設定変更、定例ミーティングやこれに関するレポート作成及びセキュリティ診断が主な業務内容となっている。

定期メンテナンス業務の契約状況の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	契約業者	契約方法	契約金額
16年度	D社	一者随意契約	949
17年度	D社	一者随意契約	1,470
18年度	D社	一者随意契約	961

(注) 16年度は10月からの契約

積算方法としては、「システム管理業務技術者 1」を参考に積算単価を設定し、これに作業日数をかけたものとなっている。平成 18 年度に年間作業日数の見直しを行い積算金額の削減を図ったが、契約当初より同一業者が積算金額の 95%以上で契約している。

(意見)

上記二つの契約の他に、D社とは別途LAN機器保守業務についても委託契約を結んでいる。要約するとアカデミー内のネットワークシステムの維持管理業務を、ネットワーク機器、LAN機器、そしてこれらを含めたネットワークシステム全体の定期メンテナンスの三形態に分割してD社一社に委託契約していることになる。

機器の維持管理業務については、機器の購入と同時に契約が締結される場合が多く、その都度委託契約が増えていく傾向にある。国際情報科学芸術アカデミーに関して、ネットワークシステムの維持管理という目的で複数の契約が存在するが、その結果として上記のようにD社一社と委託契約を締結しているのであれば、個々に維持管理業務を区分することなく、トータル的にネットワーク維持管理業務を構築できる環境にあると思われる。一者随意契約にする理由にあるように、ネットワークシステムのコスト、信頼性を重視するのであれば、これら個別の維持管理業務を集約してコスト削減、信頼性の向上をはかるべきである。これと併せて作業実績に見合った積算金額の設計を行い、長期間同一業者との契約が続く中で業者との間に馴れ合いが生じないように注意するとともに、一般競争入札による複数年契約の可能性も検討することが望まれる。

サーバサービスの項でも述べたが、今後ネットワーク内においても県と同様のセキュリティポリシーを求められている以上、新たなセキュリティ対策が必要となる可能性は高い。その際は、さらなるコスト増が見込まれるが、そのコストに見合うだけの効果が上がっているかどうかを厳しい目でチェックしなければならない。民間では常に費用対効果の概念を持つのは当然であり、当アカデミーにあてはめれば、相当の研究成果があり、また卒業生が県の産業に貢献することが効果である。よって、セキュリティ対策によるコスト発生が避けられないのであれば、システムの効率的な運用を通じてコスト削減を図る一方で、アカデミー本来の目的を達成されることが望まれる。

(3) その他

(事実関係)

イアマスの今後のあり方を明らかにするため、県において「ソフトピアイアマス プロジェクトチーム」が組織され、「新イアマスビジョン(仮称)」の策定またはそれに

代わる方法により今後の運営方針を明らかにするべく検討が行われている。

(意見)

大垣市に、岐阜県・大垣市・民間の施設が集積するIT産業の一大集積地帯「ソフトピアジャパン」が作られたが、イアマスについては、このIT集積地との関係を考慮しながら今後のあり方が論じられている。国際的なIT拠点を目指した当初の政策のねらいと現実が大きく乖離していた部分もあり、特に、従来の官主導による産業振興から民主導による産業振興への転換やイアマスとソフトピアジャパンの機能的な連携強化など、様々な課題があるようである。

現場、関係部署、関係企業などの関係者の意見調整に時間がかかっているようであるが、時間が経過するほど対応も遅くなるため、早急にイアマスの今後の運営方針を明らかにするとともに、県民にも情報公開していくことが望まれる。

### 3. 岐阜県立国際園芸アカデミー

#### (1) 備品管理

##### [ 備品実査についての特記事項 ]

物品の現物実査は、平成 18 年度までは、「物品の現物実査実施要領」に従って毎年、前年度末の物品帳簿に基づき 6 月中に行われていた。平成 19 年 4 月 1 日に県会計規則の改正により平成 19 年度から実査に使用する物品帳簿がこれまでの「物品品目一覧表」から「物品一覧表」に変更となった。同時に各物品の固有番号も変更となっており、平成 19 年度の現物実査においては、各物品に貼付される備品整理票の貼り替えを同時に実施することになった。今回の監査時（7 月 23 日、24 日）において、国際園芸アカデミーは平成 19 年度実査を実施している最中であり、平成 18 年度の実査結果に基づきながら一部平成 19 年度の実査状況について検討した。

なお、岐阜県事務委任規則第 3 条第 2 項の規定により、国際園芸アカデミーに関する物品の管理に関する事務は、農業大学校長に委任されている。

##### 備品管理の状況について

##### (事実関係)

物品管理の状況を県職員立会のもとに、抜き取りで現物確認をしたところ以下の状況が確認された。

- (イ) 重要物品について 1 件備品整理票の貼り替え誤りがあった。また、物品一覧表に複数登録されている物品のうち 1 件の現物確認ができなかった。
- (ロ) 隣接する農業大学校と供用している物品のうち、物品一覧表に登録されている所在場所が実質的に利用している場所と相違している物品が存在した。
- (ハ) 物品一覧表に登録されている物品のうち、利用頻度が低く、今後も著しい向上が見込めないと思われる物品が存在した。

##### (結果)

物品の現物実査は、県会計規則に規定されているように重要な業務であり、現物と物品帳簿の整合性を確認することである。現物との照合が適正に実施できるように農業大学校は、物品一覧表の不備を修正する必要がある。

また、現物実査は、物品が当初予想したとおりに利用されていること、または利用されていないことを確認する手続でもある。今回現物確認した物品について特に廃校となった学校からの管理替えの物品については、再確認し利用頻度が低いようであれば、農業大学校は物品一覧表に遊休物品として登録する必要がある。

#### (2) 委託契約関係

岐阜県事務委任規則第 3 条第 2 項の規定により、国際園芸アカデミーに関する予

算の執行及びこれに関連する行為に関する事務は、農業大学校長に委任されている。国際園芸アカデミーに関して農業大学が締結した契約のうち、平成 18 年度業務委託契約は 15 件である。うち、契約額 50 万円以上の契約は 5 件で、契約方法は随意契約 4 件、総合評価一般競争入札 1 件（債務負担行為）である。

この他、併設されている農業大学と合わせて清掃業務を委託しており、作業量に見合う按分比率で負担金額を計算している。

#### 情報システム整備業務について

##### （事実関係）

国際園芸アカデミーの開設から 5 年間にわたり、情報システムの整備とその運用管理業務に対し、総額 143,850 千円(税込)の委託契約が締結されている。

契約内容は次のとおりである。

（単位：千円）

年度	業務内容	落札金額（税込）
15 年度	情報システム整備業務	96,379
16 年度	情報システム運用管理業務	9,494
17 年度	〃	9,494
18 年度	〃	9,494
19 年度	〃	9,494
20 年度	〃	9,494

当契約の入札方法は、通常の価格のみで評価する一般競争入札ではなく、企業の持つノウハウ・技術力も総合的に評価する総合評価一般競争入札が採用されており、その採用理由は「本システムは、一般的な教育・研究システムであるが、岐阜県情報スーパーハイウェイの効果的利用や、インターネット系サーバ等のホスティング等を含めた、組織としてのシステム運用・管理コストをいかに軽減するかがポイントになるため、システムの価格だけでなく、提案システムの先進性や管理運用に関する技術力に対する評価が不可欠」となっている。

その結果、入札は 2 社のみで落札率は 90%を超える非常に高いものとなっている。

また、一つの契約ながら整備業務と運営管理業務が明確に区分されており、整備事業に対する支払いは 15 年度単年度で終了し、運営管理業務に対する支払いのみ 5 年間の分割払いとなっている。

(意見)

システム自体は一般的であるということであり、諸条件を総合的に勘案した結果総合評価一般競争入札を採用することとなっているが、一般的であれば管理コストや他のシステムとの連携の面でも特に問題がないように思われる。

この総合評価一般競争入札制度によると、質の維持向上という面からの評価が重視されるため、金額面での多寡は二の次になる。実際、県財政が厳しい中、予定価格自体も抑えられているとはいえ、当契約についても落札率は 90%を超えて高止まりしている。

学生定員が 80 名でしかない当アカデミーに対し、果たして諸条件を加味した総合評価一般競争入札でのシステム導入、維持管理が必要であったのか、むしろ収支のバランスからみてできるだけシンプルなシステムを一般競争入札で購入すれば良かったのではないかという考え方もできる。

また、当運用管理業務を 5 年間定額で継続して依頼するものとなっており、その間の契約内容が見直されない限り、受託した業者にとっては非常に有利で、国際園芸アカデミーにとっては内容を見直して支出削減を図ろうにも図れず、契約期間中の足かせのようになっていると思われる。

契約当初にすべてを予測することは困難であるが、本当にこの契約によりトータルコストが抑えられたのかを十分に検討し、次回の契約時に生かしていくことが望まれる。

空調設備機器保守点検業務について

(事実関係)

国際園芸アカデミーの空調設備機器保守点検業務については、開設 1 年間は保証期間であったため無償で行われ、17 年度より委託契約している。

契約内容は次のとおりである。

【直近 3 年の執行状況】

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	契約価格(税込)
16 年度	-	-	-
17 年度	A 社	3 社	885
18 年度	A 社	3 社	885

予定価格が 1,000 千円を超えないため、随意契約とされている。

19 年度は契約内容を見直して実施する予定となっている。

(意見)

現状では設備自体は新しいため大きな故障は発生しないであろうと思われるが、目先の支出を削減するため定期的な保守点検を行わないことにより、仮に問題が発生した場合にはむしろその支出が多額になることも十分に考えられる。

県財政が悪化する中で、必要性の有無に関係なく一律に支出を削減することが続けばこのような委託業務を受託する業者がいなくなる可能性があるため、複数の施設の業務をまとめて委託するなど、県の施設全体で経済性を追求することが望まれる。

#### 学生募集ダイレクトメール発送代行業務について

(事実関係)

短期大学卒業以上の学力を必要とする上級マイスター科の学生募集のため、国際園芸アカデミーでの教育に関連する学部学科を持つ大学、短期大学の生徒に対してダイレクトメールを発送している。

#### 【直近3年の執行状況】

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	契約価格(税込)	発送数
16年度	A社	2社	1,722	10,000件
17年度	A社	2社	1,232	8,000件
18年度	A社	2社	733	4,507件

16年度、17年度は年2回実施しており、1回あたりの契約額は1,000千円を超えていないため、随意契約となっている。

18年度より発送回数を年1回とした。

(意見)

上級マイスター科は、短期大学卒業以上の学力を必要とし、かつ履修期間が4年間であるため、生徒確保が容易ではないと思われる。

実際、19年5月現在でも、定員40名に対し30名しか学生が在籍していない。

学生確保のため、ダイレクトメールの発送は必要であるかもしれないが、その効果は明らかではない。

また、学生に関する情報を所有している業者は限られるとともに、学生一人一人に対して発送しているため、契約額は高くなっていると考えられる。

県財政が悪化し、支出の削減を求められる中で、発送件数や発送回数を減少させ、最小のコストで最大の成果が上がるよう努力をされていると思われるが、オープンキャンパスといった他のPR活動を含め、他の大学とは異なるアカデミーの良さを伝えられるよう努力することが望まれる。

#### 清掃業務について

##### (事実関係)

同じ敷地内にある農業大学校と合わせて清掃業務を委託しており、落札契約内容の推移は次のとおりである。

##### 【直近3年の執行状況】

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	落札価格(税込)
16年度	A社	8社	3,113
17年度	B社	10社	2,287
18年度	A社	12社	1,787

落札価格が下落しており、指名ではあるが競争入札の効果が表れている。

##### (意見)

18年度の落札率は50%台であり、設計金額自体の妥当性に疑問が残る。

落札率は低ければ良いというものではなく、あくまで設計価格が妥当であって初めて落札率による入札の妥当性を検討することができる。

清掃業務の仕様について同じと考えれば、作業あたり単価が高すぎるということになる。

今後は、仕様自体も每期見直すのももちろんのこと、作業あたり単価を実勢に近いものに調整したうえで設計金額を積算する必要がある。なお、19年度契約分については見直しされており、落札率は80%台であった。

#### 警備業務について

##### (事実関係)

国際園芸アカデミーの開設から5年間にわたり、警備業務に関して総額1,260千円(税込)の委託契約が締結されている。

契約にあたり8社の参加があり、最終的な契約内容は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	業務内容	金額(税込)
15年度	防犯設備等取付業務	176
15年度	防犯異常警報通報等業務	22
16年度	〃	265
17年度	〃	265
18年度	〃	265
19年度	〃	265

(意見)

当契約の落札率は40%台であり、設計金額自体の妥当性に疑問が残る。

落札率は低ければ良いというものではなく、あくまで設計金額が妥当であって初めて落札率によって入札の妥当性を検討することができると考えられる。

落札率が低くなっているのは、設計金額のうち、特に人件費に依存する部分に関して用いている県の積算単価である管財課警備員単価が実際よりも高すぎるのが原因と思われ、落札価格では積算の50%以下となっている。

積算根拠が妥当でなければ、落札率が低く抑えられたといっても、もともとの予定価格が高すぎでは元も子もない。

このように人件費が原因で予定価格と落札価格が大きく乖離する契約は他にもあると思われ、県の積算単価を用いるとしてもそれをそのまま利用するのではなく、実績報告書等から分析、検討して、実勢に見合うよう次の契約時の積算に生かしていくことが望まれる。

(3) 収入支出その他

生涯学習講座の収支について

(事実関係)

専門学校として園芸産業界発展に役立つ人材を育成する他、花と緑に関心のある人を対象とした花と緑に関する幅広い生涯学習講座が開設されている。

講座の種類は、家庭で楽しむ花と緑の栽培管理を学ぶ一般講座、より専門的な知識や技術を学ぶ専門講座、花と緑の関連業界で働いている方を対象とした、最新知識や技術を学ぶ実務能力向上講座となっている。

平成18年度に開設された生涯学習講座は、一般講座が9講座16日、専門講座が11講座39日、実務能力向上講座が9講座14日、合計で29講座69日開催され、延3,403名が参加している。

このうち参加者から費用徴収しているのは、一般講座で2講座(庭木剪定管理、アロマテラピー体験)、専門講座で5講座(ハーブ専門、庭木剪定管理専門、

花飾りカラーコーディネート、アロマテラピー専門、園芸福祉サポーター養成、実務能力向上講座で1講座(フラワーラッピング技術)で、その他の21講座の受講料は無料である。

費用徴収しているのは、傷害保険料、材料代が発生する講座であり、参加者から当該実費が徴収されている。

徴収費用は受益者の実費負担であることから、県の歳入には計上されていない。

(意見)

生涯学習講座はもっぱら土曜日、日曜日に開設されており、開設のためには人件費、光熱水費等の費用が発生しているが、県民へのサービスとして受講料は無料とされている。

ただし、講座によっては受益者負担として実費徴収しているが、県の歳入、歳出に計上されていない。

過去の不正資金問題を考えた場合、会計の透明性の観点から、徴収額を歳入に計上し支出額を歳出に計上することについて、検討の必要があると考える。

負担金他について

(事実関係)

教員の研修費および学会等に対する年会費支出が目立った。

(意見)

教育上止むを得ないかもしれないが、県財政が厳しい中、少しでも抑えられる支出は削減する必要があるため、事務局側からもその必要性に対して確認できるように、支出の効果を毎年見直しする組織的な検討を行うことが望まれる。

#### 4. 岐阜県立森林文化アカデミー

##### (1) 備品管理

###### [ 現物実査についての特記事項 ]

物品の現物実査は、平成 18 年度までは、「物品の現物実査実施要領」に従って毎年、前年度末の物品帳簿に基づき 6 月中に行われていた。

平成 19 年 4 月 1 日に県会計規則の改正により平成 19 年度から実査に使用する物品帳簿がこれまでの「物品品目一覧表」から「物品一覧表」に変更となった。同時に各物品の固有番号も変更となっており、平成 19 年度の現物実査においては、各物品に貼付される備品整理票の貼り替えを同時に実施することになった。

今回の監査時において、森林文化アカデミーは平成 19 年度の現物実査の実施前であったため平成 18 年度の実査結果に基づき検討した。

##### ( 事実関係 )

「平成 18 年度の現物実査の結果について ( 報告 )」の記載事項は次のとおりである。

項 目	件数
物品帳簿と照合できない物品	61 件
うち帳簿の訂正が必要な物品 ( 所在場所が相違していたもの )	52 件
うち備品整理票 ( シール ) の貼付もれ	9 件

この結果を踏まえ、県職員立会のもとに、抜き取りで現物確認をしたところ以下の状況が確認された。

- (イ) 現物実査に使用された物品品目一覧表に現物との照合を確認するチェック欄にチェックマークの記載がなく、現物の所在が不明なものがあるが、現物実査結果報告書に記載のないものがあった。
- (ロ) 現物実査結果報告書に記載されているもの以外に備品整理票の貼付漏れがあった。
- (ハ) 実際に使用している場所の変更が行われているにもかかわらず、現物実査結果報告書の記載漏れがあった。
- (ニ) 利用頻度が低く、今後も著しい向上が見込めないと思われる物品が複数存在した。

その後、平成 19 年 7 月 31 日に報告された「平成 19 年度の現物実査の結果について ( 報告 )」の記載事項は次のとおりである。

項 目	件数
物品帳簿と照合できない物品	141 件
うち帳簿の訂正が必要な物品（所在場所が相違していたもの）	125 件
うち物品の所在が不明な物品	16 件

（結果）

物品の現物実査は、県会計規則に規定されているように重要な業務であり、現物と物品帳簿の整合性を確認することである。現物との照合が適正に実施できるように森林文化アカデミーは、物品一覧表の不備を修正する必要がある。特に平成 18 年度の現物実査の際に、現物が確認できなかった物品について各現場担当者がその後の再調査を十分に行わず、その結果を現物実査結果報告書により報告していないため、物品一覧表の不備が修正されていない。その結果、平成 19 年度の現物実査において、物品一覧表と照合できない物品が増加しているのではないかとと思われる。

森林文化アカデミーは物品一覧表の不備を適正に修正するためには、実査担当者が「物品の現物実査実施要領」を遵守して現物実査を行い、その結果に裏付けられた現物実査結果報告書を作成し報告することを徹底する等の検討が必要であると考える。

（ 2 ） 委託契約関係

森林文化アカデミーの平成 18 年度業務委託契約は 18 件である。うち、契約額 50 万円以上の契約は 12 件で、契約方法は指名競争入札 4 件、随意契約 8 件（うち電子調達システムによる競争型随意契約 2 件）となっている。電子調達については、平成 17 年度まで随意契約であった「測定器・せん断強度試験機検定業務」と「検定器力計校正検定業務」の契約方法を電子調達システムによる競争型随意契約に変更している。

契約額 50 万円以上の委託契約については、過去 5 年間すべて同じ業者と契約しており、指名競争入札及び随意契約の候補となる業者も委託業務によっては少数固定化されていることから、価格競争原理が働かない委託契約状況となっている。

警備業務について

（事実関係）

森林文化アカデミー施設内における防犯設備取付等業務と機械警備業務を業者へ委託している。具体的実施業務は、施設外に所在する業者警備センターで受信した防犯・火災異常信号により警備員を出動させ確認処置に当たると共に各関係機関に通報すること、及び設置機器の年 1 回の定期点検等である。

過去 5 年間はいずれも指名競争入札により契約が行われており、その入札状況

は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	落札金額
14年度	A社	3社	3,570
15年度	A社	3社	3,570
16年度	A社	3社	3,570
17年度	A社	3社	3,565
18年度	A社	3社	3,553

ここ5年間は同じ業者が落札しており、参加業者数もほぼ変化が無い状況が続いている。平成16年度までは落札額が同額で、直近2年間も落札額は微減に止まっている。予定価額も落札金額同様大きな変化はなく推移している。このため落札率も直近3年では90%を超える非常に高い水準で一定である。

入札については、14年度から17年度は1社が辞退しているため実質的には同じ2社でここ数年入札を繰り返していたことになる。

委託設計金額については、県の日々雇用職員の時間給990円を基に、24時間365日監視業務を行うものとして算出し、実際は契約業者の社員が1名で待機所において複数の施設を監視することから、当該施設への稼働を全体の6分の1として直接人件費を積算している。(例：990円×24時間×365日/6=1,445,400円(直接人件費))

これに直接人件費の一定割合を諸経費とし、旅費・交通費、機器保守費を合算して設計金額としている。

(意見)

警備業法により異常信号受信から25分以内に現場に到着することが要求されることから、都市部から離れた地域に所在する当該施設について、条件に該当する業者を選定することが容易でないことは理解できる。

しかし、結果としては5年間同じ業者が落札しており、入札参加業者にも変化がみられない。また、落札価格や落札率についても、ほぼ同じような水準で推移しており、本来競争入札に求められる公正な価格競争という機能が十分に働いているとは言い難い状況にある。

また、委託設計金額の算定についても、監視業務等全体に占める当該施設の割合が6分の1になる根拠が明確ではないし、諸経費率に県の土木事業の現場技術業務のものをを用いることにより、人件費の一定割合を計上する必要があるのかも疑問である。さらに、現状の警備体制では緊急事態が重なったときなど、十分な対処が行われない可能性もある。

以上の点から、今後は、適正な委託設計金額の積算とそれに見合う警備体制の再確認を行うことが望まれる。

#### 情報システム保守業務について

##### (事実関係)

森林文化アカデミーの情報システムの運用管理及び当該機器、ソフトウェア等の保守業務を業者へ委託している。契約方法は一者随意契約であり、当初よりシステムの設計・提供者であるB社との契約が継続している。随意契約の主な理由としては、契約業者であるB社が本システムの設計・提供者であり、本システムの特異性・専門性からシステムの安定した管理運営を行うには設計業者であるB社に委託するのが最も適当であることが挙げられている。

過去5年間の契約状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

年度	契約業者	選定業者数	契約金額
14年度	B社	1社	7,917
15年度	B社	1社	8,032
16年度	B社	1社	7,518
17年度	B社	1社	7,350
18年度	B社	1社	6,877

契約金額はここ数年減少傾向にあるが、平成15年度から90%超の非常に高い落札率の契約が継続している。

委託設計金額は、情報システム運用管理費用と機器、ソフトウェア保守費用の合計金額から構成される。情報システム運用管理費用の積算方法は、積算資料のシステム管理技術者1(サーバやネットワーク環境の設定を行い、システムの管理を行う。)から労務費を算出し、これに0.2をかけた技術経費と旅費を加算している。

(情報システム運用管理費用 = 労務費 + 技術経費 + 旅費)

機器、ソフトウェア保守費用については、別途保守価格一覧表に示された年間保守価格の合計額となっている。

また、実際の作業状況については、作業報告書から平成18年度は定期保守、故障対応を含めて年間28回の稼働、平成17年度、16年度はともに年間26回の稼働となっている。作業内容は監視サーバの構築や故障対応の他に、教授等のパソコン対応やモニターやファン交換など一部単純作業と思われるものもあり、どのケースでも丸一日の稼働となっている。

(意見)

システムの安定した運用を重視する観点から、システムの設計・提供者にシステムの管理運営を一者随意契約により委託していることは理解できる。また、契約審査会で契約内容について審査していることから形式上も問題はないと思われる。しかし、ここ数年落札額は数十万円ずつ低下しているにもかかわらず、90%超の非常に高い請負率のまま推移していることから委託設計金額の妥当性に疑問を持たざるをえない。

実際に積算過程をみると、技術力が要求される業務ということでそれを加味した時間給を設定しているのに加えて、土木事業の現場技術業務の技術経費率を用いて技術費を加算しているが、ここまで付加価値を加える必要があるのか疑問である。また、年間作業日数については積算時の回数と実際の回数とに開きがあり、作業時間についても定期保守については内容にかかわらず常に9時から17時となっているが、作業内容の記述から判断すると相当時間かかるとは思えないものもある。

このような状況から、基本となる人件費等の積算やこれに乗ずる作業時間について、形式的に設計されている印象を強く受ける。今後は各作業毎に所要時間を記入させて内容を確認し、作業日数も含めて正しい稼働日数を把握することで総合的に積算方法の見直しを行うことが望まれる。

また、選定業者を当初より一社のみとしていることは、競争原理を排除していることになり、単純にコスト削減に繋がらないばかりか、価格の比較検討を行う機会を逸していることになる。これを解消するためにも、選定業者の追加、ひいては競争入札を導入することが望まれる。

学内清掃業務について

(事実関係)

日常清掃、定期清掃、ガラス清掃業務を業者へ委託している。日常清掃は週3日、定期清掃は日常清掃をしない場所を月1回清掃することとし、ガラス清掃は指定箇所を年2回清掃することとしている。

過去5年間はいずれも指名競争入札により契約が行われており、その入札状況は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	契約業者	参加業者数	落札金額
14年度	C社	8社	2,268
15年度	C社	6社	2,625
16年度	C社	6社	2,520
17年度	C社	6社	2,467
18年度	C社	6社	2,415

過去5年間を含め委託開始当初よりC社が継続して落札している。指名業者もここ数年変化がない。

委託設計金額の積算については、日常清掃と定期清掃は一般清掃に分類して、時給780円をベースに通勤手当や間接人件費を加算したものを人件費とし、これに資機材費と一般管理費を加算して一般清掃設計金額としている。ガラス清掃については、清掃面積に建設物価単価を乗じて算定している。

#### (意見)

事務的には規定に準拠して入札が行われ契約しているが、結果はC社が一貫して非常に高い落札率で落札している。ここ数年の入札参加者の入札額をみると、そのほとんどが前年の落札金額を下回る金額で入札しているが、C社がいずれもさらに下回る価額を提示している。

設計金額の積算方法としても、一般清掃についてはここ3年間で全く同じ方法となっていることから、作業報告書などからその妥当性を検討しているか疑問である。一般管理費が必ず「(人件費+資機材費)×25%」となる根拠も明確でない。ガラス清掃の積算で、建物物価単価を1年ごとに減額している分がそのまま予定価格の減額となっているので、予定価格の推測が容易な状況にもある。

そのため、結果的に落札価格については、金額や下落割合をみても大きな変動はなく同じような水準で推移しており、本来競争入札に求められる公正な価格競争という機能が十分に働いているとはいえない。

今後は、前年の実績報告書を確認して、それを次回の積算方法に反映させることにより、客観的な委託設計金額の算定を行うとともに、長期間同じ業者だけが入札することが起きないように、指名入札参加条件を見直すこと、または一般競争入札を導入することによって、入札本来の機能を回復させることが望まれる。ただし、平成19年度において業務の見直し、指名業者の増加などの処置を行っており、現状の問題点の改善に向けて今後の努力が期待される場所である。

#### その他委託業務について

##### (事実関係)

その他、森林文化アカデミーが委託している業務は下記のとおりである。

- ・空調機器保守点検業務 (指名競争入札)
- ・演習林保全管理業務 (指名競争入札)
- ・植栽管理業務 (随意契約)
- ・大型バス運転等業務 (随意契約)
- ・木造建築インターシップ委託事業 (随意契約)

- ・ 測定器・せん断強度試験機検定業務 (競争型随意契約(電子調達))
- ・ 検定器力計校正検定業務 (競争型随意契約(電子調達))
- ・ 浄化槽保守点検業務 (随意契約)

(意見)

上記業務の委託契約については、指名競争入札、随意契約に限らず、すべて同じ業者との契約が当初より継続している。また、契約金額についても年々僅かに下落しているものの、予定価格とほぼ同じ水準で推移しており、非常に高い落札率で落札されているものが多い。

当該施設の立地条件や委託業務の専門性から、業者の選定が少数に限られてくる可能性も否めない。しかし、その状況に甘んじることなく、適正な委託設計金額の積算が行われているかを再確認し、指名基準の見直しや参加業者の新陳代謝を図ることによって、効率的な入札が行われることが望まれる。

(3) 施設設備の維持管理について

(事実関係)

森林文化アカデミーの建物は、有名な建築家である北川原温氏の建築設計である。

そのコンセプトは、森林文化アカデミーの環境と建築が伝統と未来を繋ぐ歴史的なインターフェイスの象徴となり、また森林と都市との新たな共生の在り方を提示しながら、21世紀に人材育成と森林産業の活性化を促す日本のモデルとなるようにということである。

ただし、このような建物については意匠権が発生する可能性があり、その場合は外観を著しく変化させる大規模修繕等には制約がかかることになる。

その一方で、アカデミーの校舎等は建設後すでに6年ほど経過しており、規模は小さいものの何らかの修繕が発生してきている。

(結果)

県の財政状況からすれば、大規模修繕が必要となった段階でそれを一度に行うような予算は立てられない可能性が高く、今後大規模修繕に備えて資金面における計画を立てておく必要がある。

また、建築家との意匠権の問題についても設置に関係した職員が在籍するうちに明らかにしておく必要がある。

(4) 非常勤講師の勤怠管理について

(事実関係)

非常勤講師の勤怠管理は出勤簿により行わなければならないが、単発で1日のみ

の非常勤講師については主に現場の専任教授に任せており、事務局では旅費等の精算書により勤怠状況を事後的に把握するケースが多い。

(結果)

単発で1日のみの非常勤講師についても、非常勤講師として出勤簿またはそれに代替するものを備え付け、必ず署名・押印してもらうことにより、事務局で勤怠管理をするよう検討すべきである。

5. 国際たくみアカデミー（職業能力開発短期大学校・職業能力開発校）木工芸術スクール

(1) 備品管理（職業能力開発短期大学校・職業能力開発校、以下国際たくみアカデミーと称す）

[ 現物実査についての特記事項 ]

物品の現物実査は、平成 18 年度までは、「物品の現物実査実施要領」に従って毎年、前年度末の物品帳簿に基づき 6 月中に行われていた。

平成 19 年 4 月 1 日の県会計規則の改正により平成 19 年度から実査に使用する物品帳簿がこれまでの「物品品目一覧表」から「物品一覧表」に変更となった。同時に各物品の固有番号も変更となっており、平成 19 年度の現物実査においては、各物品に貼付される備品整理票の貼り替えを同時に実施することになった。

今回の監査時において、国際たくみアカデミーは平成 19 年度の現物実査の実施前であったため、平成 18 年度の実査結果に基づき検討した。

平成 18 年度の実査状況について

( 事実関係 )

「平成 18 年度の実査の結果について（報告）」の記載事項は次のとおりである。

項 目	件数
物品帳簿と照合できない物品	0 件

この結果によれば、すべての物品が物品品目一覧表と照合できたことになる。

しかし、実査に使用された物品一覧表等の帳票の一部が保管されていなかった。また、保管されていた実査帳票を閲覧すると、実査を実施した証跡が一部残っていなかった。さらに、各実査担当者からの現物実査結果報告書が作成されていなかった。

( 結果 )

すべての物品が物品品目一覧表と照合できたと実証するためには、すべての実査帳票が保管されていなければならない、すべての物品を確認した証跡が残されていることが必要である。

県民の財産である物品を有効活用するためには、適切な物品管理が行われていなければならない。適切な物品管理としての現物実査の重要性は高い。

しかしながら、国際たくみアカデミーにおいて、すべての物品が物品一覧表と照合できたといえるのか、あるいは、現物実査の重要性についての認識が不足している。

## 備品管理の状況について

### (事実関係)

物品管理の状況を、県職員立会のもとに、抜き取りで現物確認をしたところ以下の状況が確認された。

- (イ) 物品一覧表と照合できない物品は0件との報告であったが、現物がなく物品一覧表と照合できない物品があった。
- (ロ) 物品一覧表に登録されていない物品登録番号のある備品が存在した。
- (ハ) 実査した結果、品名、所在場所に登録誤りがある場合、物品一覧表に登録修正する必要があるが、実施されていない。この中には、物品を廃棄処分したにもかかわらず、物品一覧表上は除却していないものもあった。
- (ニ) 実査担当者が、実査帳票に遊休物品であるため、廃棄したいと記載していたが、遊休物品としての報告も登録も行われていない。ただし、一部の物品は、平成18年度中に廃棄処分が行われている。
- (ホ) 利用頻度が低く、今後も著しい向上が見込めないと思われる物品が複数存在した。

その後、平成19年7月31日に報告された「平成19年度の現物実査の結果について(報告)」の記載事項は次のとおりである。

項目	件数
物品帳簿と照合できない物品	588件
うち物品一覧表からの削除漏れ	47件
うち物品一覧表への登録漏れ	5件
うち管理換え物品の処理漏れ	1件
うち物品一覧表の記録内容の修正漏れ	535件

### (結果)

物品の現物実査は、県会計規則に規定されているように重要な業務であり、現物と物品帳簿の整合性を確認することである。物品との照合が適正に実施できるように国際たくみアカデミーは、物品一覧表の不備を修正する必要がある。特に平成19年度の現物実査結果において、物品一覧表の記録内容の修正漏れが535件あったが、その内容は物品の供用状況や所在場所の相違であり、職業能力開発短期大学の新校舎への移設時に物品一覧表が適切に修正されなかったことによるものである。しかし、国際たくみアカデミーが毎年の現物実査を適正に実施していれば容易に判明し、その結果に基づいて物品一覧表を修正することは可能であったと思われるが修正されていない。このような不備な物品一覧表で、現物実査を実施しても現物との整合性を確認することは不可能である。

物品一覧表の不備を適正に修正するためには、国際たくみアカデミーの実査担当者が、「物品の現物実査実施要領」を遵守して現物実査を行い、その結果に裏付けられた現物実査結果報告書を作成し報告することを徹底させる等の検討が必要であると考えます。

#### 備品の使用状況について

##### (事実関係)

国際たくみアカデミーでは、教育・指導用の物品として、平成 18 年 9 月現在の物品管理表によると、貨物自動車 1 台を除いて取得価格が 100 万円以上のもの 127 件を保有している。これらの取得価格総合計は約 5 億 8 千万円で、職業訓練用の機械装置がそのほとんどとはいえ、かなり充実した教育・指導用の設備を有しているといえる。

短期大学校設立にあたり購入したと思われる、取得価格が 1,000 万円以上の物品について、その使用状況等をまとめると次の表のとおりとなる。

(単位：千円)

品名	取得日	取得価格	使用状況
NC 旋盤	17/3/4	10,290	週 1 ~ 2 日、年間通じて
万能円筒研削盤	16/3/29	11,371	2 ヶ月で 3 日、H18.12 までで 9 日
ホブ盤	16/3/29	12,390	年間 3 日、1 日 2 時間程度
レーザー加工機	17/3/15	28,350	週 1 日、年間通じて
マシニング センタ	17/3/4	15,120	週 2 日、年間通じて
走査電子顕微鏡	17/2/28	33,915	卒業研究で年 5 日程度
ワイヤカット放電加工機	17/3/4	17,325	17 年度 9 日、18 年度 19 日
万能材料試験機	16/3/29	10,185	17 年度 12 日、18 年度 14 日

上記物品はすべて生産技術科の授業で使用されるものであり、そのほとんどが 2 年生の授業および卒業研究に集中している。それ以外は工業高校 1 年生を対象とした「最新機器に触れる体験研修」に使用されている。ちなみに、生産技術科の定員は一学年 20 名である。

##### (意見)

短期大学校の教育・指導用の設備は、実践的技能と専門的知識を有した「現場のリーダー」を養成することを目的とするため、厚生労働省が定める訓練設備基準に基づいており、その定員数からすれば充実したものとなっている。

しかし、定員充足率が低く、過剰な設備となってしまうのが現状である。

特に、生産技術科の設備については高額で最新のものが多く、国立大学の工学部でさえこのような充実した設備を有しているところは少ない。

また、その使用状況をみると、1年間で20日以下のものがほとんどで、ホブ盤は1年間で3日間、約3,400万円もする走査電子顕微鏡にいたっては5日間のみである。最新の機器に触れ、学習していくためとはいえ、わずかな使用のために高額な設備を購入する必要があるのか大きな疑問である。

さらに、これだけの設備を維持していくためには、相当な維持管理費が必要となるばかりか、常に最新の設備を保有するためには今後さらなる支出が予想される。

以上の状況から、短期大学の定員80名、特に生産技術科の定員40名に対する設備の設置状況およびその使用方法について、大きな改善を要望する。

まず、最新設備については、それを設置している企業と協議してインターン研修等により、その設備を使用した学習を行うべきである。このような使用頻度では、費用対効果の面からも効率的ではなく、県の財政が厳しい中で新たな設備を購入していくことも困難となることが予想されるからである。

次に、定員数の増加により設備の使用頻度を高めるという方法もある。しかし、これには限界があるため、他の教育機関または職業訓練校等と連携して、設備の共有や共同活用により、使用状況の大幅な改善を図ることが望まれる。

どうしても購入する必要があるというのであれば、卒業生の就職先となる企業からOJT等の一部移管という目的で、多少陳腐化した設備を安価で購入する手段もある。就職先企業から判断すると、企業は即戦力となる人材を求めているため、実際に使用していた設備を利用して学習が行われるのであれば、企業にとってもメリットがあるので、交渉により設備の取得価格が下がる可能性もある。

いずれにせよ、最新設備を設置し続けるには相当な支出が必要であり、それを国際たくみアカデミーだけで使用するの是非効率的である。上記のように抜本的な改善が早急に求められるところである。

## (2) 委託契約関係(職業能力開発短期大学校、職業能力開発校)

国際たくみアカデミーの平成18年度業務委託契約は79件であるが、50万円以上の契約は27件で、うち厚生労働省職業能力開発局から委託を受ける国庫委託事業が19件を占める。

契約額50万円以上の契約のうち、指名競争入札は6件で残りの21件は随意契約となっており、特に国庫委託事業については随意契約が14件と高い割合となっている。

## 学内清掃業務について

### (事実関係)

学内外清掃業務として、日常清掃、定期清掃、外部清掃を、また、ごみ処理業務を業者へ委託している。日常清掃は原則として休校日を除く毎日、定期清掃は年2回から4回、外部清掃は毎日から必要に応じて業務要領に基づいて行うものとされている。ごみ処理業務についても、1日1回の回収運搬から分別までを業務要領に基づいて行うものとされている。

清掃業務については平成17年6月より業務委託されており、当該年度の契約期間は約10ヶ月である。過去2年間はいずれも指名競争入札により契約が行われており、その入札状況は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	契約業者	入札業者数	落札金額
17年度	A社	14社	3,465
18年度	A社	17社	4,462

落札金額を1年単位に換算して比較すると、この2年間で大きな変化はないが、予定価格は約1.5倍増加している。積算時における日常清掃及び外部清掃の実施面積等の増加及びごみ処理業務の実施面積等の増加が主な原因となっているが、地域係数の変化による労務単価の増額も少なからず影響している。落札業者は同一業者となっているが、平成18年度は指名業者数17社のうち5社が辞退している。

### (意見)

事務的には規定に準拠して入札が行われ契約しており、落札率も平成17年度の80%台から平成18年度は70%台に推移し、一見指名競争入札が効果的に機能しているように見える。

しかし、実際は上記の理由により予定価格が大幅に上昇したため、落札率が低下する結果となった。清掃実施面積等が増加されていたり、全ての清掃業務につき、直接物品費、業務管理費、一般管理費がそれぞれ同じ比率で積算されていることから、予定価格が実態に即しているかどうか検証する必要があると思われる。

また、指名競争入札について平成18年度は指名業者数17社のうち5社が辞退していることから、指名業者の選定についても検討の余地があると思われる。年間売上高5億円以上を指名条件の一つとしているが、比較的規模の小さい業者のほうがかostをかけずに業務を行うことができる傾向もあるので、指名基準の見直しなど、より条件に適した業者が参加できるような入札環境の整備を行うことが望まれる。

## 委託訓練業務について

### (事実関係)

国際たくみアカデミーでは、厚生労働省職業能力開発局から委託を受けて、「障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業」、「若年者職業能力開発支援事業」、「離職者等再就職訓練事業」を行っている。これらは、障がい者、若年者、離職者が就職に必要な知識・技能を修得し、就職の促進を図る目的で国から県に職業訓練業務を委託するものである。アカデミーでは、これらの業務についてプランニング・入札業務・開講準備・実績確認・訓練費用の支払などを行っている。実際の訓練業務は県内の業者に委託しており、平成 18 年度は訓練業務等を 30 件実施している。また、各業者への委託料については、すべて国からの委託費によって賄われている。

障がい者委託訓練業務は平成 18 年度で 22 件あるが、すべて契約額は 100 万円以下であり、いずれも随意契約である。具体的な訓練内容については I T 関連が 15 件で、それ以外（食品出荷、紙器組立など）が 7 件である。

若年者委託訓練業務は、平成 18 年度は「医療調剤事務科」と「3 次元 C A D 科」の 2 件で、いずれも指名競争入札により契約を行っており、落札率は 90% 超で非常に高い。

離職者等委託訓練業務は、平成 18 年度は I T 中級科が 2 件（岐阜、大垣）、造園科が 1 件で、いずれも指名競争入札により契約を行っている。I T 中級科・岐阜の落札率、I T 中級科・大垣の落札率、造園科の落札率は大きなばらつきがある。また、I T 中級科については訓練業務に関連する就職支援経費の随意契約が 2 件ある。

### (意見)

障がい者委託訓練業務のうち、I T 関連の訓練業務については特定の業者と少なくとも 4 件以上の随意契約を行っている。「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」にあるように、障がい者の委託訓練については障がい者に設定された訓練計画にそって指導するための知識と指導体制が必要であり、受講対象者の就労に対する理解が不可欠であるため、ある一定の業者に委託が集中するケースも考えられる。しかし、その業者は非営利法人とはいえ県との関連が少なくない会社であるため、あまり契約が集中すると県民に誤解を与えかねない。委託先企業等選考表をみても、選任の指導員が平成 17 年度と 18 年度では全く入替わっているなど、B 社が受託者として適当である有力な理由が不明である。実質国からの委託費によって賄われるとはいえ、特定の業者に随意契約が集中するのであれば、その理由をより明白に県民に示すことが必要と思われる。

その他の委託訓練業務についても、上記同様に公平性を重視して、参加業者等の入替や可能な限り一般競争入札への移行を図ることを検討することが望まれる。

### (3) 収入その他

国際たくみアカデミー（職業能力開発校）の授業料等の無料について

#### (事実関係)

国際たくみアカデミー（職業能力開発校）は、訓練期間が1年の配管科、住宅科（左官・エクステリアコース、建築大工コース）、訓練期間が1年6ヶ月の自動車整備科、訓練期間が2年の自動車エンジニア科が設置されている。

国際たくみアカデミー（職業能力開発校）の入学検定料、入学金、授業料については、すべて無料となっている。無料となっているのは、職業能力開発促進法第23条第1項で、「公共職業訓練のうち、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練（短期間の職業訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る）並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練は、無料とする。」と定められていることによるものである。

しかし、職業訓練を無料とする定めは、訓練期間が1年の短期課程についてであり、1年を超える普通課程については、無料とは定められていない。

無料としている経緯についてヒヤリングしたところ、昭和22年からロクロ工科、彫刻工科、塗装工科、ブロック建築科、左官科、左官ブロック科が設置されてきたが、すべて短期課程であった。昭和57年に新たに普通課程の自動車整備科を設置した際に、従来の短期課程と同様に、離職者（求職者）も訓練の対象者であり、全く収入が途絶えてしまう離職者（求職者）から授業料を徴収することは、技能労働者を養成するという国民経済的、労働政策的考慮と通常求職者であることに伴う経済的事情を考慮し、「その負担を軽くしようとする社会政策的配慮」により、授業料の徴収を行っていないとのことであったが、特にそれに関する県の規程等は定められていないとのことであった。

#### (結果)

技能労働者を養成するという国民経済的、労働政策的考慮と求職者の経済的負担を鑑みて無料としているとのことであるが、普通課程の訓練料は、一部私立学校とも競合する関係にあること、離職者より進学者が多く入学している科があること、また他県の徴収状況も考慮しながら、今後も普通課程の無料を継続してよいのかどうか検討をする必要がある。

木工芸術スクールの学費について

#### (事実関係)

学生に係る学費については、職業能力開発促進法23条及び同法施行規則により無料としている。ただし、同法では「短期課程」を無料としているが、岐阜県

では「普通課程」も無料としている。

学生一人当たりにかかるコストを算出し、県内学生に関するコストと県外学生に関するコストを比較すると、次のようになる。

(単位：人、千円)

平成 17、18 年度収支差額	156,295
平成 16～18 年度在学者数	64
うち県内	34
うち県外	30
学生一人当たりコスト(収支差額)	2,442
県内学生に要するコスト(収支差額)	83,032
県外学生に要するコスト(収支差額)	73,263

(注) 1 学生一人当たりコスト(収支差額)

= 平成 17 年、18 年度収支差額合計 ÷ 平成 17、18 年度在学者数

2 平成 17、18 年度在学者数

= 平成 17 年度、平成 18 年度入学者数合計

建築工匠コースの入学者は、県内出身者が多いが、定員の 50%しか入学していない。木工芸コースの入学者は、定員をほぼ確保しているが、その 60%は県外出身者である。

建築工匠コースの修了者の大半が県内企業に就職しているのに対し、木工芸コースの修了者数はおよそ半数が県外に就職している。

(意見)

入学検定料、入学金、授業料を無料としていることについて検討を要するのは、の記載と同様であるが、木工芸コースは県外からの入学者、県外への就職者が多いので、仮に無料を継続とした場合には以下についての検討が望まれる。

学生一人について上記のようにかなりの金額の県費を費やしており、県費の費用対効果という観点から考えると県外就職者が多いことは、ここまでかけた県費が流出するようで効果的とは思えない。

県外出身の入学者については、せめて入学検定料及び入学金を徴収することを実施し、授業料についても無料でのよいのかということも含め、検討することが望まれる。

国際たくみアカデミー（職業能力開発校）及び木工芸術スクールの学生寮の寮費徴収について

（事実関係）

学生寮が学校敷地内に設置されており、現在国際たくみアカデミー（職業能力開発校）には8名、木工芸術スクールには7名が入寮している。学生からは一人年額20万円を徴収しているが、県の歳入に計上されているのは、共益費の27,600円（一人月額200円）のみである。

学生からの一人年額20万円の徴収金は、ほぼ食材費に充当されており、徴収金の性格は食費といえる。徴収金については、教務課長名義の預金で管理し、年度末には寮会計決算書を作成して学生に配付するとともに、徴収金の残金については学生に対して返金されており、資金の管理については特に問題はみられないが、県の歳入には計上されていない。

学生からの一人月額200円の共益費は水道光熱費代として徴収されているが、学生寮の運営にあたっては、水道光熱費以外に建物の維持管理費、賄いを担当する人件費も発生しており、それらについてすべてを県が負担する理由には乏しいものがある。

（意見）

両校の寮の共益費の算定に関し、その計算方法については、理にかなっていないとしても、基準となる実績の数値は、およそ20年前のものであり、現在もその金額によっていることは、物価水準からも合理的とはいえず、見直すことが望まれる。また、寮費についても、無料とする理由が明確でない限り原則徴収すべきではないかと考える。そして、会計の透明性の観点から、徴収金全額を歳入に計上し支出額を歳出に計上することについて、検討すべきである。

国際たくみアカデミー（職業能力開発校）の人件費について

（事実関係）

対象年度の手書きの出勤簿を確認したところ、出勤簿の押印漏れ、休暇の条文の間違いが散見された。また、職員録にも誤りがあり、勤怠管理の書類に不備が多かった。

（結果）

単純な誤謬であり管理上問題はなかったが、これらの書類に不備が多いことで、勤怠管理が適切に行われていないのではという疑義が生じるため、担当者だけに任せるのではなく、上長が管理書類の確認をしっかりと行う必要がある。

## 指導員の消耗品等購入支出について

### (事実関係)

指導員が実習等で使用するための消耗品等購入支出については、会計手続上の問題はないものの、購入に先立ってその必要性、緊急性の有無を判断するのに必要な資料が事務局に回議されていない状況にある。

### (結果)

実習等で必要とされる消耗品等の購入に際し、事務局での内容に関するチェックが十分でないため、県の財政状況も厳しく、予算にゆとりがないといっても、支出を抑える牽制機能がうまく働かない可能性がある。支出削減のためには、事務局が牽制機能を発揮できるよう、その必要性、緊急性に対する判断が可能な資料の添付を制度化すべきである。

## 第 8 アカデミーに対する提言

### 1 国際たくみアカデミーの見直し

(1) 第 8 次(平成 18 年度から平成 22 年度)岐阜県職業能力開発計画において取り上げられている課題と施策

職業能力開発短期大学校

(イ) 課題 認知度の不足による定員割れ  
訓練内容の充実の必要性(企業のニーズの反映、内容の幅・柔軟性に乏しい)

(ロ) 施策 ニーズの変化を踏まえた訓練内容の見直しと、企業と産学連携の取り組み

職業能力開発校(木工芸術スクールを含む)

(イ) 課題 訓練体制の見直し(定員割れ訓練科目の公民分担)  
訓練方法の工夫の必要性(短期課程の入学生の中・高・離転職の混在)

(ロ) 施策 民間教育訓練機関で整備されている訓練科目の見直しと委託訓練の実施

### (2) 見直しについて

職業能力開発短期大学校は、開設以来 2 学科とも定員割れで、在学生一人当たりのコストも異常に高い状況にある。

他県が設置している職業訓練短期大学校の状況は下記の資料のとおりであり、定員充足率も岐阜県より高く、また授業料も岐阜県のほぼ倍となっている。

職業能力開発短期大学校は設置が義務化されているわけではないので、県立で設置する必要があるかの再検討が望まれる。

また、職業能力開発校は、自動車関係の 2 科、木工芸術スクールの木工工芸コース以外は大幅な定員割れとなっており、第 8 次計画の課題と施策にも記載されているが、民間教育訓練機関で整備されている訓練科目については、廃止あるいは委託の検討が望まれる。

都道府県が設置する職業訓練短期大学校（平成 19 年度）

（単位：人、円）

	学科	修 学 年 数	1 年		2 年		入学金	授業料
			定 員	学 生 数	定 員	学 生 数		
岩手県立産業技 術短期大学校	メカトロニクス 技術科	2	20	24	20	23	県内 135,400 県外 203,000	390,000
	電子技術科	2	20	20	20	25		
	建築科	2	20	24	20	25		
	産業デザイン科	2	20	22	20	21		
	情報技術科	2	20	20	20	20		
同水沢校	生産技術科	2	20	22	20	13		
	電気技術科	2	20	22	20	18		
	建築設備科	2	20	24	20	11		
山形県立産業技 術短期大学校	メカトロニクス 技術科	2	20	20	20	21	140,000	390,000
	建築環境システ ム科	2	20	15	20	18		
	情報制御システ ム科	2	20	23	20	15		
	情報管理システ ム科	2	20	26	20	26		
同庄内校	制御機械科	2	20	11	20	12		
	電子情報科	2	20	23	20	8		
	国際経営科	2	20	22	20	13		
茨城県立産業技 術短期大学校	情報技術科	2	20	19	20	19	県内 84,600 県外 169,200	337,800
	情報処理科	2	20	21	20	17		

神奈川県立産業技術短期大学校	生産技術科	2	40	43	40	32	県内 112,800 県外 263,300	357,000
	制御技術科	2	40	41	40	36		
	電子技術科	2	40	41	40	38		
	産業デザイン科	2	40	43	40	40		
	情報技術科	2	40	43	40	37		
山梨県立産業技術短期大学校	生産技術科	2	20	13	20	14	県内 169,200 県外 282,000	352,800
	電子技術科	2	30	19	30	22		
	観光ビジネス科	2	20	21	20	21		
	情報技術科	2	30	29	30	24		
長野県工科短期大学校	生産技術科	2	20	24	20	25	169,200	390,000
	制御技術科	2	20	21	20	25		
	電子技術科	2	20	25	20	23		
	情報技術科	2	20	24	20	24		
大分県立工科短期大学校	生産技術科	2			20	14	県内 102,000 県外 169,200	390,000
	制御技術科	2			20	16		
	電子技術科	2			20	21		
	住居環境科	2			20	19		
	機械システム系							
	デジタルメカエンジニアコース							
	自動化システムエンジニアコース	2	46	46	46	-		
金型エンジニアコース								

	電子システム系	2	24	26	24	-		
	電子回路エンジニアコース							
	コンピューター制御エンジニアコース							
	建築システム系	2	10	13	10	-		
	プランナーコース							
	施工管理エンジニアコース							
熊本県立技術短期大学校	生産技術科	2			20	21	県内 103,500 県外 207,000	384,600
	産業機械科	2			20	19		
	電子技術科	2			20	20		
	情報技術科	2			20	17		
	映像システム技術科	2			20	32		
	精密機械技術科	2	22	26	22	-		
	機械制御技術科	2	22	27	22	-		
	電子情報技術科	2	22	23	22	-		
	情報通信技術科	2	22	23	22	-		
	情報映像技術科	2	22	25	22	-		

(注) 学生数は、1年生は入学した学生数、2年生は平成19年4月現在の在籍人数  
空欄部分は、今年度開始したコースで2学年の学生がいないコース  
斜線部分は、科目再編整備により現在実施していないコース

定員と入学者

(単位:人、%)

		平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
		定員	実績	定員充足率	定員	実績	定員充足率	定員	実績	定員充足率
た く み	職業能力開発校									
	配管科	20	17	85.0	20	12	60.0	20	12	60.0
	住宅科左官・エクステ リア 1	20	8	40.0	10	10	100.0	10	6	60.0
	住宅科建築大工 2	20	20	100.0	20	20	100.0	20	10	50.0
	自動車エンジニア科	20	17	85.0	20	19	95.0	20	19	95.0
	自動車整備科	10	6	60.0	-	-	-	10	10	100.0
	職業能力開発短期大学校									
	生産技術科	20	4	20.0	20	7	35.0	20	8	40.0
	建築科	20	7	35.0	20	17	85.0	20	12	60.0
木	木工工芸コース	20	16	80.0	20	22	110.0	20	20	100.0
工	建築工匠コース	20	7	35.0	20	12	60.0	20	10	50.0

(注) 1 16年度は「左官ブロック科」

2 16年度は「建築科」

入学者の県内県外割合

(単位:人、%)

		平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
		県内	県外	県内割合	県内	県外	県内割合	県内	県外	県内割合
た く み	職業能力開発校									
	配管科	17	0	100.0	12	0	100.0	12	0	100.0
	住宅科左官・エクステ リア 1	7	1	87.5	10	0	100.0	6	0	100.0
	住宅科建築大工 2	19	1	95.0	19	1	95.0	9	1	90.0
	自動車エンジニア科	15	2	88.2	17	2	89.5	17	2	89.5
	自動車整備科	6	0	100.0	-	-	-	10	0	100.0
	職業能力開発短期大学校									
	生産技術科	4	0	100.0	7	0	100.0	8	0	100.0
	建築科	6	1	85.7	16	1	94.1	12	0	100.0
木	木工工芸コース	2	14	12.5	8	14	36.4	8	12	42.1
工	建築工匠コース	7	0	100.0	9	3	75.0	9	1	100.0

(注) 1 16年度は「左官ブロック科」

2 16年度は「建築科」

就職者の県内就職率

(単位:人、%)

	平成 16 年度				平成 17 年度				平成 18 年度			
	県内	県外	合計	県内就職率	県内	県外	合計	県内就職率	県内	県外	合計	県内就職率
た く み	38	4	42	84.6	48	5	53	90.6	41	12	53	77.4
木 工	15	6	21	71.4	23	10	33	69.7	17	9	26	65.4

## 2 連携の強化

各アカデミーとも、1学年の定員が40名程度で少数精鋭の教育により、今後将来各分野のリーダーとなるべく人材の育成を目的としている。

収支だけをみれば採算は全くとれないが、今後の岐阜県の産業の発展を目指す上では施策として重要であり、先行投資として必要であったことは理解できる。

ただし、全てのアカデミーの施設設備の整備状況を見ると、県財政が厳しいといわれている中で、過度なものではなかったかという感は否めない。

目的自体が高度であり、施設設備も中途半端ではいけないかもしれないが、少人数で公立学校並みの学費しか徴収しない状況で県民からの税金を使うのであるから、開設後の維持管理費用も含め、必要最低限の支出に抑える計画での実行であって欲しかった。

ましてや、国際たくみアカデミーの職業能力開発校のうち配管科、住宅科左官エクステリアコース、住宅科建築大工コース及び職業能力開発短期大学校や木工芸術スクールの建築工匠コースのように大幅に定員割れしている学校、学科があるかと思えば、国際情報科学芸術アカデミー及び森林文化アカデミーのクリエイター科や木工芸術スクールの木工工芸コースのように県外から入学し県外へ就職するような学生が多い学校、学科があるような現状も加味すると、教育という聖域や過去の施策であることだけを盾に、今のアカデミーについて、その存在意義を県民に説明し、納得させるのは困難ではないかと思われる。

そこで、各アカデミーの存在意義を明確にすべく、現状を踏まえた実現性のある運営方針の見直しが必要である。

その中で、各アカデミーがその存在意義を明確にし、高めていくため、単独ではなく、それぞれが関係する分野のステークホルダーとの連携の更なる強化をし、まずは入ってくる学生を確保すべく、県下の高等学校と連携し、授業や実技の場を提供し、そして、県の産業に貢献するような就職の場を確保すべく、県下の企業や業者と連携し、そのニーズに合った教育を行っていく。また、研究機関とも連携して、県独自の技術も磨いていく。さらには、施設のある市町村にもその存在を知ってもらい、有効利用してもらう。

このような連携が取れ、相乗効果を生み出すことにより、真にその設置目的が達成され、存在意義が明確になるとと思われる。

県財政を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、毎年毎年支出予算が削減されている中、教育施設といえどもその役割を十分に果たさなければ存続することは困難になる。設置をしてまだそれほど期間が経過していないアカデミーもありその成果を求めるのは酷かもしれないが、例えば今後3年間でどれだけの成果を上げるというように期間を限定し、そこで成果が出なければ、存続についても検討することが望まれる。

## 定員と入学者

(単位：人、%)

		平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
		定員	実績	定員充足率	定員	実績	定員充足率	定員	実績	定員充足率
情報	マルチメディア・スタジオ科	30	28	93.3	30	31	103.3	30	29	96.7
園	マイスター科	20	26	130.0	20	19	95.0	20	22	110.0
芸	上級マイスター科	10	11	110.0	10	8	80.0	10	9	90.0
森	エンジニア科	20	19	95.0	20	23	115.0	20	21	105.0
林	クリエイター科	20	20	100.0	20	19	95.0	20	19	95.0
たくみ	職業能力開発校									
	配管科	20	17	85.0	20	12	60.0	20	12	60.0
	住宅科左官・エクステリア 1	20	8	40.0	10	10	100.0	10	6	60.0
	住宅科建築大工 2	20	20	100.0	20	20	100.0	20	10	50.0
	自動車エンジニア科	20	17	85.0	20	19	95.0	20	19	95.0
	自動車整備科	10	6	60.0	-	-	-	10	10	100.0
	職業能力開発短期大学校									
	生産技術科	20	4	20.0	20	7	35.0	20	8	40.0
	建築科	20	7	35.0	20	17	85.0	20	12	60.0
木	木工工芸コース	20	16	80.0	20	22	110.0	20	20	100.0
工	建築工匠コース	20	7	35.0	20	12	60.0	20	10	50.0

(注) 1 16年度は「左官ブロック科」

2 16年度は「建築科」

入学者の県内県外割合

(単位：人、%)

		平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
		県内	県外	県内割合	県内	県外	県内割合	県内	県外	県内割合
情報	マルチメディア・スタジオ科	10	18	35.7	11	20	35.5	10	19	34.5
園芸	マイスター科	20	6	76.9	15	4	78.9	15	7	68.2
	上級マイスター科	7	4	63.6	8	0	100.0	4	5	44.4
森林	エンジニア科	16	3	84.2	11	12	47.8	9	12	42.9
	クリエイター科	7	13	35.0	6	13	31.6	5	14	26.3
たくみ	職業能力開発校									
	配管科	17	0	100.0	12	0	100.0	12	0	100.0
	住宅科左官・エクステリア 1	7	1	87.5	10	0	100.0	6	0	100.0
	住宅科建築大工 2	19	1	95.0	19	1	95.0	9	1	90.0
	自動車エンジニア科	15	2	88.2	17	2	89.5	17	2	89.5
	自動車整備科	6	0	100.0	-	-	-	10	0	100.0
	職業能力開発短期大学校									
	生産技術科	4	0	100.0	7	0	100.0	8	0	100.0
	建築科	6	1	85.7	16	1	94.1	12	0	100.0
木工	木工工芸コース	2	14	12.5	8	14	36.4	8	12	42.1
工	建築工匠コース	7	0	100.0	9	3	75.0	9	1	100.0

(注) 1 16年度は「左官ブロック科」

2 16年度は「建築科」

職者の県内就職率

(単位：人、%)

		平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
		県内	県外	県内 就職率	県内	県外	県内 就職率	県内	県外	県内 就職率
情報	マルチメディア・スタジオ科	6	5	54.5	3	6	33.3	1	5	16.6
園芸	マイスター科	-	-	-	10	10	50.0	10	6	62.5
	上級マイスター科	-	-	-	-	-	-	-	-	-
森林	エンジニア科	9	4	69.2	8	3	72.7	12	7	63.1
	クリエイター科	7	4	63.6	7	7	50.0	3	8	27.2
たくみ	職業能力開発校									
	配管科	10	0	100.0	6	0	100.0	4	0	100.0
	住宅科左官・エクステリア 1	5	1	83.3	5	0	100.0	3	1	75.5
	住宅科建築大工 2	11	2	84.6	13	0	100.0	6	2	75.5
	自動車エンジニア科	12	1	92.3	12	4	75.0	12	5	70.5
	自動車整備科	-	-	-	3	0	100.0	-	-	-
	職業能力開発短期大学校									
	生産技術科	-	-	-	4	0	100.0	4	2	66.6
	建築科	-	-	-	5	1	83.3	12	2	85.7
木工	木工工芸コース	10	6	62.5	13	8	61.9	9	9	50.0
工	建築工匠コース	5	0	100.0	10	2	83.3	8	0	100.0

(注) 1 16年度は「左官ブロック科」

2 16年度は「建築科」

## アカデミーの有効活用率

(単位：%)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
情 報	定員充足率	93.3	103.3	96.7
	県内就職率	54.5	33.3	16.7
	有効活用率	50.8	34.4	16.1
園 芸	定員充足率	123.3	90.0	103.3
	県内就職率	-	50.0	62.5
	有効活用率	-	45.0	64.6
森 林	定員充足率	97.5	105.0	100.0
	県内就職率	66.7	60.0	50.0
	有効活用率	65.0	63.0	50.0
たくみ	定員充足率	60.8	77.3	64.2
	県内就職率	88.4	90.6	77.4
	有効活用率	53.7	70.0	49.7
木 工	定員充足率	57.5	85.0	75.0
	県内就職率	71.4	69.7	65.4
	有効活用率	41.0	59.2	49.1
合 計	定員充足率	76.3	87.6	79.6
	県内就職率	76.5	70.7	64.1
	有効活用率	58.4	61.9	51.0

(注) 有効活用率 = 定員充足率 × 県内就職率と定義する

県内へ就職することがアカデミーの目的のすべてではないが県内就職率は、アカデミーが県の税金で賄われている以上重要な検討要素であると考え。上記表で理解できることは、ほとんどのアカデミーが、毎年有効活用率が低下してきているということである。上で述べた提言についてやはり検討が必要という結論が導かれる。

### 3 備品管理について

この包括外部監査で指摘し続けた備品管理であるが、平成 19 年度の現物実査の結果をみるとまだまだすべての機関に徹底されておらず、非常に残念である。

当初から、県の会計においては貸借対照表が作成されないこと、予算を実行する意味での備品を購入することに重点が置かれ、その後の適切な管理がおろそかになっていることから、いわゆる備品台帳が正しく整備されておらず、結果として備品管理が適切に行われていないことを意見として述べてきたが、今回のアカデミーの実査の結果においても、除却漏れ、登録漏れ、移管情報の修正漏れが発生していた。

確かにこのような不備を発見することが現物実査の目的ではあるが、さすがに 100 件を超える修正漏れ等がある機関については、台帳を整備して備品管理を適切に行うという意識が低すぎると考える。特に、国際たくみアカデミーでは、大垣市から美濃加茂市の新校舎への移転について物品一覧上の登録情報が修正されておらず、535 件もの備品の所在場所コードが誤ったままであった。移転は平成 17 年度に行われており、平成 18 年度に行われた現物実査で発見されなかったのか疑問である。このような状況では、適切に現物実査が行われたかどうかまで疑わなければならない。

県においては、不正資金問題を受けて策定した「岐阜県政再生プログラム」に基づき、予算の使い切りの全廃と徹底した経費削減に取り組んでいるところであり、また、県財政が厳しく、資産を購入するにも予算が割り当てられなくなっている。しかし、一部の機関において備品管理が適切に行われていないのは、必要なものは必要な時に買えばよいという過去からの慣習が抜けきっていないのかと思われる。

また、遊休備品についても、そのような備品を管理することの重要性が理解されていないのか、「物品の現物実査実施要領」の一部改訂においても強調されておらず、アカデミーの現物実査においても遊休備品かどうかの把握が徹底されていない。

遊休備品はそのままにしておいては何のサービスも生み出さない資産であり、有効活用しなければ投入した税金が無駄に使われたことになる。

これまで、遊休備品について現場では、遊休資産に計上することは無駄な支出を過去にしてしまったことを認める行為としてのみ理解されており、今後の有効活用へのデータベースとしての理解が不足している。遊休資産については、それが他部門でも活用の機会を得られるのであれば、購入することなく活用することが必要であるにもかかわらず、台帳に遊休の記載がないため活用されているとの誤解を招くことになる。必要としている部門が遊休資産を求めるのは当然であるが、遊休としている部門が積極的に他部門へ活用をアピールしていくことも当然必要である。

県民の税金で購入した資産はすべて財産であり、適切に管理しながら有効利用しなければならない。このことを県職員全員が認識し、例えばプロジェクトチームを結成し、各機関循環して立会を行い、実施要領に基づいた実査が行われているかどうかを確認することも望まれる。

## 第二部

### 指定管理者制度の導入状況を踏まえた 公の施設の管理運営について



## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

指定管理者制度の導入状況を踏まえた公の施設の管理運営について

### 3 監査対象年度

原則として平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日)を対象とした。ただし、必要と認められた範囲において、平成17年度以前の各年度及び平成19年度の執行分についても対象とした。

### 4 監査実施期間

平成19年4月17日から平成20年3月13日

### 5 特定の事件の選定理由

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設置されるもので、県民の生活や福祉に直接関わりがある。

平成15年の地方自治法改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入され、営利企業やNPOが管理者たる資格を得た。

岐阜県においても、個別法で設置者が定められている施設を除く66施設のうち、46施設で指定管理者制度が導入されているが、公債費と施設の管理運営費が県財政を圧迫している中、公の施設の管理運営の在り方についてあらためて検証する必要がある。

以上から、指定管理者制度の導入状況とその実際の運営管理状況を把握し、公の施設におけるこの制度の有効性を確認するとともに、経済性、効率性の観点から、投資に対する成果(費用対効果)と県民への貢献度などの検証を行うことは、今後の指定管理者制度の導入による公の施設の管理を考えるうえで有意義であると考えた。そこで、指定管理者を公募で導入した施設として岐阜県県民文化ホール未来会館、飛騨・世界生活文化センター、岐阜マリンスポーツセンターの3施設、特定者指名で導入した施設として岐阜県先端科学技術体験センター、世界淡水魚園水族館の2施設、指定管理者制度を導入せず、県直営とした施設として岐阜県ミュージアムひだ、南飛騨健康増進センターの2施設をそれぞれ対象とした。

6 補助者

公認会計士	所	直好
公認会計士	後藤	久貴
公認会計士	川村	一孝
税理士	後藤	聡
税理士	川崎	賢二

7 利害関係

選定した特定の事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査の方法

### 1 監査の要点

特に以下の視点から、監査を実施した。

- (1) 公の施設のうち、指定管理者制度を導入できると想定される施設の全てに対して導入を検討したかどうか。
- (2) 選定は原則公募で行うべきと決められているが、原則どおりの選定がなされているか。
- (3) 基本協定書の内容は県で統一されたものになっているか。
- (4) 事業の評価は正しく行われているか。
- (5) 各施設が抱える将来の問題点は何か。
- (6) 指定管理者制度を導入したか否かにかかわらず、その施設自体の必要性、継続性も常に検討されているか。

### 2 主な監査手続

- (1) 当初の制度導入に関する資料を入手し、制度導入か否かの判定、導入する場合の選定方法等についてその妥当性等を検証した。
- (2) 事業遂行状況とその実績についての資料を入手するとともに、必要に応じて担当者に質問し、当初計画通りの事業遂行が行われ、かつ、どのような実績であったかを比較検討しているかどうかを確認した。
- (3) 基本契約書を入手し、それに従った備品管理、事業報告、管理料精算等が行われているかどうかを検証した。
- (4) 必要に応じて現場視察等を実施した。

### 第3 岐阜県の公の施設

岐阜県は「公の施設における指定管理者制度の導入について」(総務部管財課 平成18年6月13日現在)を内部通達しており、以下1から9(84頁から96頁)はその抜粋である。

#### 1 公の施設における指定管理者制度

地方自治法の一部改正(平成15年9月2日施行)に伴い、公の施設の管理につき指定管理者制度が創設された。

##### 法改正の趣旨

公の施設の管理の主体を法律上制限せず、知事等が指定する者(指定管理者)に管理を行わせる仕組みとすることにより、公の施設の管理に民間事業者の手法を活用し、最小のコストでの住民サービスの質の向上、行政組織の効率化等を図るものである。

なお、上記趣旨から、指定管理者の指定に当たっては複数の者の申請の中から最も適当な者を選定すること(公募)が望ましいとされている。

- ・ 公の施設の管理についての考え方の転換

<改正前>

<改正後>

受託主体の公益性(公共的団体等)

住民に対するサービスの向上

##### 法改正の概要

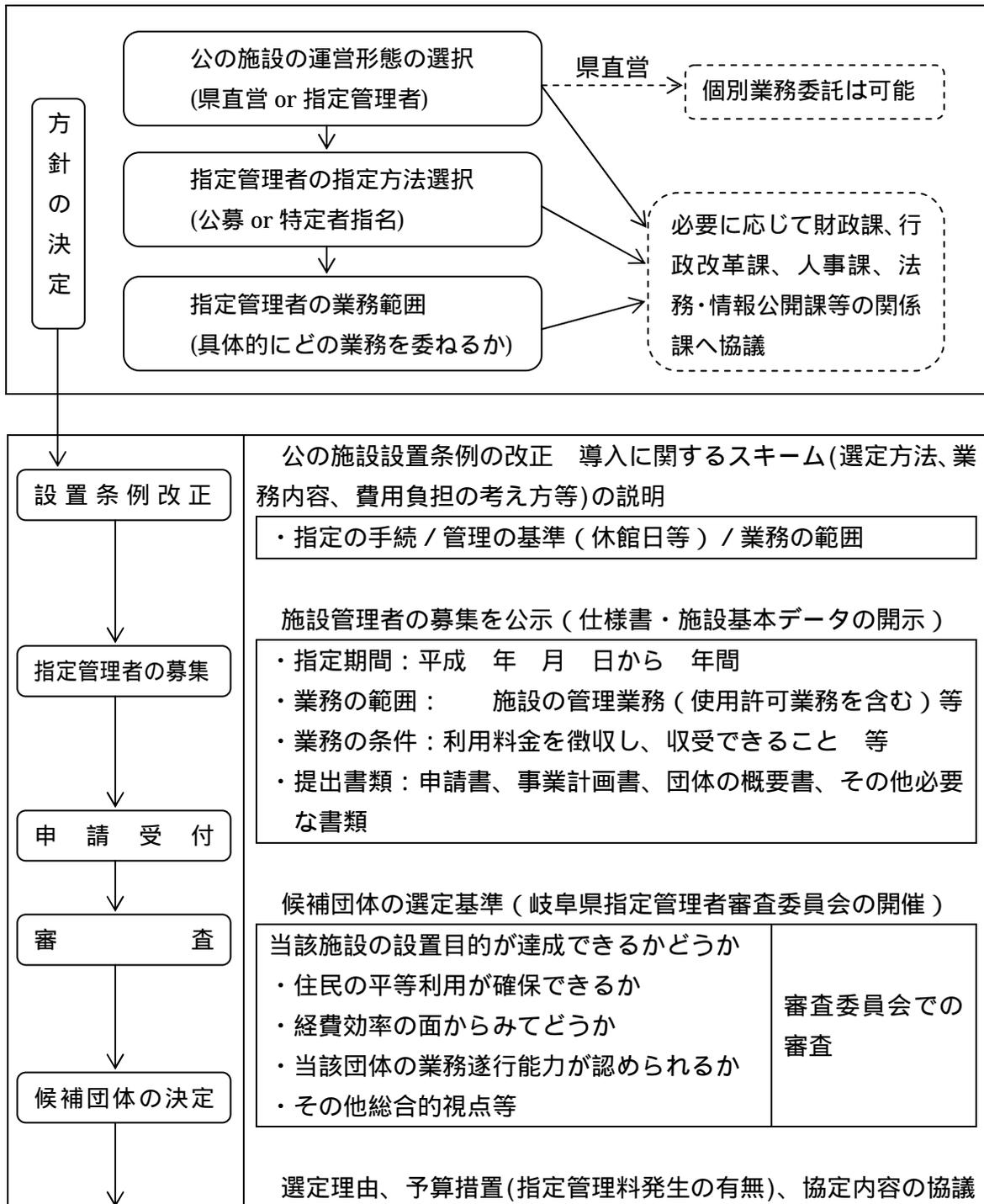
	改正前	改正後
法的性質	管理の委託(公法上の契約)	議会の議決を得て指定管理者を指定(行政行為)
管理主体の範囲	公共団体、一定の公共的団体等	適切な管理が可能であれば株式会社など民間事業者も可
業務の範囲	施設の維持管理・運営のみ	施設の維持管理・運営+使用許可の代行

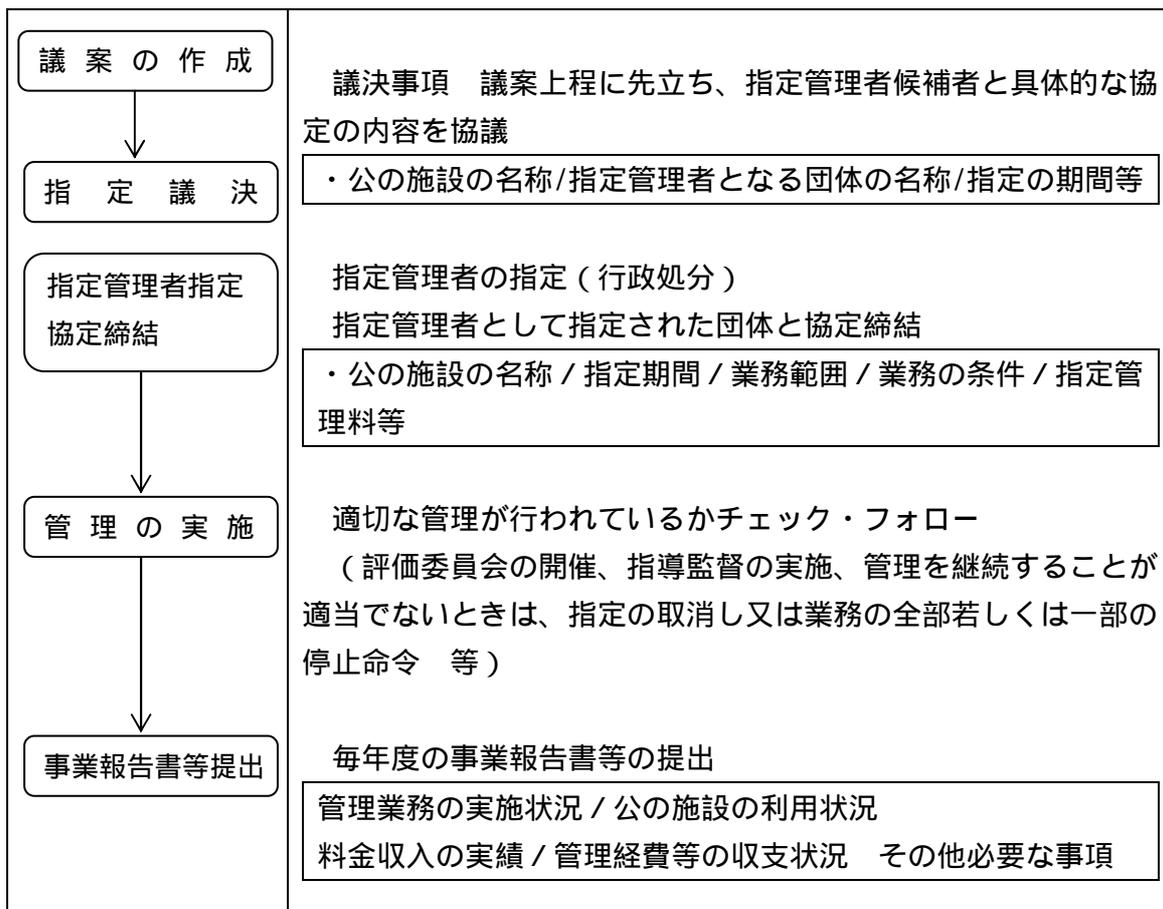
- ・ 利用料金制 指定管理者制度を導入するものにつき従前と同様に導入可能。
- ・ 経過措置 (対象)改正法施行の際、地方自治法上の「管理の委託」を行っている施設。  
(内容)法施行後3年を経過するまでの間、管理の委託を継続可能。
- ・ 適用除外 個別法で管理主体が限定されている公の施設には、指定管理者制度を導入することはできない。

例：学校(専修学校を含む)・・・学校設置者(学校教育法第5条。専修学校の場合は学校教育法第82条の11において準用する同法第5条)

この改正により、従来の公の施設の管理方法は県直営又は管理委託であったが、管理委託をしていた施設については平成 18 年 9 月 1 日までの間に管理方法を県直営又は指定管理者による管理とする必要があることとされた。

## 2 指定管理者の指定手続フロー





### 3 具体的な手続に着手する前提として検討が必要な事項の考え方

#### 【個別の公の施設のあり方についての検討】

個別の公の施設の所管部局で、その施設がそもそも必要なのかなど、それぞれの政策上の必要性等も鑑みて、個別に検討する必要がある。

#### (1) 公の施設の運営形態の選択

- ・ 県直営か指定管理者の指定を行うか

##### 【視点】

- i 公の施設の設置目的(施設の性格上直営が望ましい理由があるかどうか)

効率性

民間経営ノウハウ活用による利用者へのサービス向上

(例：自主事業の拡充等によるサービス向上)

経費の削減(県の財政負担の軽減)

(例：民間ノウハウ(貸館予約システム導入)による経費削減・維持メンテナンス技術を指定管理者自身が有することによる経費削減)

各公の施設の設置目的、運営形態等の特殊性を勘案し、それぞれ必要とされる視点が施設ごとに異なる

- ・ 県直営で行う場合、「個別業務」について、個々に民間事業者等へ業務委託することは可能

#### (2) 指定管理者の指定方法の選択

- ・ 公募か特定者指名を行うか

##### 【視点】

公の施設の設置目的及びその目的を達成するために必要とされる事業の実施について、民間参入が可能かどうか。

民間参入可能な場合	原則として公募
その他の場合(県の施策と密接な連携をとり戦略的に実施していく必要があり、民間に委ねては目的達成できないと認められるもの等)	特定者指名 (外郭団体等)

各公の施設の設置目的、運営形態等の特殊性を勘案し、それぞれ必要とされる視点が施設ごとに異なる

#### < 民間活力の活用について >

民間活力の活用という法改正の趣旨から、特に特殊な事情がある場合（県直営でなければならない、特定者に管理を行わせた方がより効率的である等）を除き、民間において実施可能かつ優れたノウハウがある場合は積極的に民間を活用することが必要であり、指定管理者の選定に当たっては、「公募」による方向を積極的に進める必要がある。

#### 民間活力を活用する業務範囲

指定管理者に行わせる業務範囲についても、行財政改革推進の観点から、可能な限り民間に委ね、県行政をスリム化する方向での検討が必要である。

具体的にどの業務を民間に委ねるかについては、民間に優れたノウハウがあるハード管理業務（維持管理、運営業務）は当然に民間に委ねるべきであるが、従来、自主事業等として財団等が担ってきた事業（ソフト的業務）を民間に委ねるべきかどうかについては個別の検討が必要である。

#### 県内企業の活用

公の施設の業務を勘案しながら、県内企業が活用できる場合は、積極的に県内企業を指定管理者としていく（指定管理者制度の趣旨として雇用の創出等地域経済の活性化もあげられているところである）。

全国企業を参入させる場合は、JVあるいは業務再委託により県内企業が参入できるような仕組みを講じる必要があると思われる。

#### NPOの活用

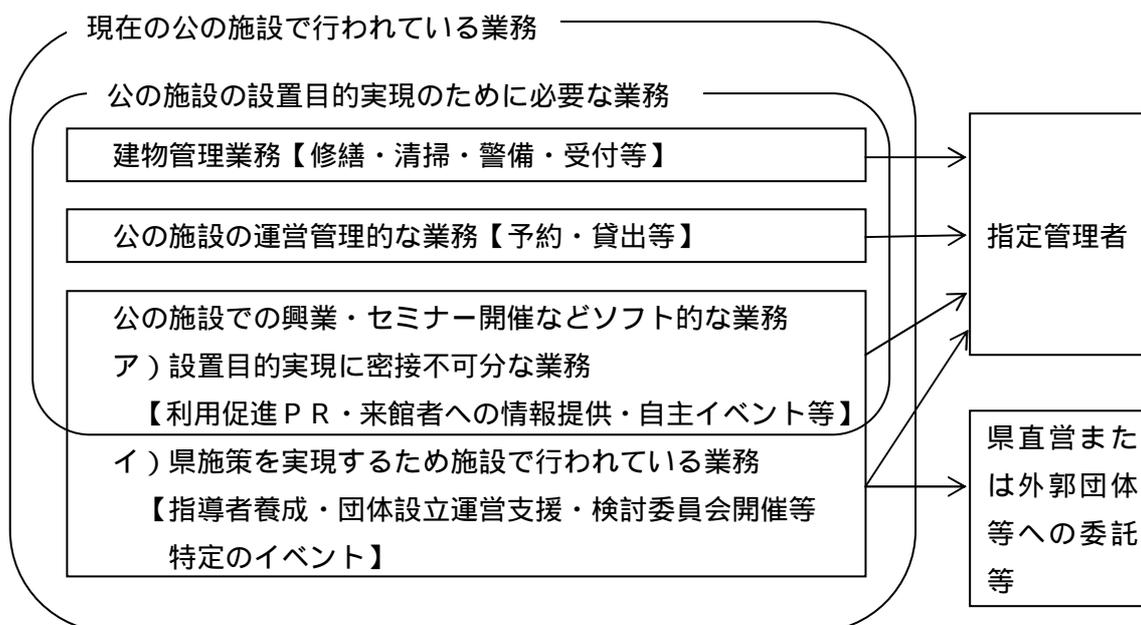
公の施設が県民サービスの最前線であることを勘案すれば、NPO等の市民組織が施設運営に参入することはより望ましいと考えられる。

（参入の例：指定管理者、JVの一部、個別業務の再委託）

### (3) 指定管理者に行わせる業務の選択

#### ・指定管理者に行わせる業務分野の特定

特に、ソフト的な特殊な業務（例：県施策を実現するため当該施設で行っている事業（ホールにおける音楽事業等））のうちどこまで指定管理者に行わせるか。



「県施策を実現するため施設で行われている業務」は、「公の施設」の管理形態にかかわらず県が担っていくべきであるが、実際には、指定管理者が施設管理を行うことから、指定管理者が施設管理業務と併せて「県施策を実現するための業務」の一部を行うことがより効率的・効果的であると判断される場合は、指定管理者に行わせることも検討の範囲となる。

ただし、「県施策を実現するための業務」は、特定の公の施設に付随して行われるものではなく、県内のあらゆる場所において展開されるべき性格であることから、特定の公の施設の管理を業務目的とする指定管理者（民間企業等）が行うべきかどうかは十分検討することが必要である。

上記の検討を行うことは、「外郭団体等のあり方」や「県施策の展開の仕組み」の転換そのものにつながるものであり、慎重な検討が必要である。

施設において行っている業務は可能な限り指定管理者に行わせる方針とし、各公の施設の所管部局において、業務の精査及び検討を行う。  
指定管理者に行わせることができないと判断する業務は、個々にその理由を明確にする。  
検討に際しては、当該事業の実施について、県関与の必要性そのものから検討する。

#### 4 指定管理者の公募内容についての考え方

##### (1) 考え方

指定管理者の公募に当たっては、応募者に現状(施設内容・管理運営内容)をできる限り情報開示する他、その施設の設置目的を実現するために、最低限満たすべき管理運営水準を示す必要がある。

そのうえで、法改正の趣旨である「民間事業者等の参入による効率的・効果的な施設管理を実現」するために、民間事業者から県の要求水準を上回る「提案」を受けることが重要である。

なお、提案に当たっては、その内容の審査(評価)をしなければならないことから、管理運営内容全般を自由に提案させる方式ではなく、県が最低限満たすべき仕様を示す方式となる。

また、公募により指定管理者を選定する場合は、県民に対して審査の公平性についての不信感を与えることのないよう請負に関する地方自治法の規定を参考に兼業禁止を募集要項に規定するものとする。

(参考：地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項、第168条第7項、第180条の5第6項)

特定者指名による場合であっても、説明責任の観点から、審査は必要であると考えることから、事前に一定の要求水準を定めておくことが必要である。

公募の場合、JVの一角が欠格条項に該当するためJV自体が失格となるケースがあるため、申請書受付期間に先立ち資格審査期間を設ける検討を行うものとする。

(2) 募集方法 県公報、インターネット、記者発表(資料配付)等により募集を行う。

(3) 公募期間 公募期間中には申請者向けの現地説明会、質疑への回答等も行う必要があるため、最低限1ヶ月間は公募期間を確保するものとする。

(4) 県として最低限要求すべき事項及びそれに対する応募として必要と考えられる事項

次のとおり

要求水準	募集要項	事業計画							
<p>指定管理者を募集・選定する際の、公の施設に関して県が要求するサービスの水準を示したものである。要求水準が、事業計画書に記載すべき事項及び指定管理者の選定及び評価の基準となる。</p>	<p>要求水準を踏まえ、実際に民間事業者等に対して募集する際の要項。</p>	<p>要求水準書において示されているサービス水準を満たす限りにおいて、自由に提案ができるものとする。</p>							
<p>一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者の業務範囲</li> <li>(2) 業務実施の考え方</li> <li>(3) 作業従事者の要件等</li> <li>(4) 点検・故障等への対応</li> <li>(5) 非常時、緊急時の対応</li> <li>(6) 利用料金</li> <li>(7) 法令等の遵守</li> <li>(8) 個人情報保護</li> <li>(9) 業務計画書の作成</li> <li>(10) 業務報告書の提出</li> </ul> <p>責任分担</p> <p>維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 業務の目的</li> <li>2 個別的事項 [ 1 ]</li> <li>(1) 業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の対象</li> <li>業務水準</li> </ul> </li> </ul>	<p>応募を希望する者に対しては場所・期間を示して、次の を交付する。</p> <p>左の要求水準を詳細に示した「仕様書」</p> <p>施設の基本的データ</p> <table border="1" data-bbox="663 1512 952 1848"> <tr> <td>施設の仕様</td> </tr> <tr> <td>年間の維持管理費</td> </tr> <tr> <td>年間の来場者数</td> </tr> <tr> <td>使用料収入額</td> </tr> <tr> <td>入居団体の状況</td> </tr> <tr> <td>(目的外使用許可)</td> </tr> <tr> <td>等</td> </tr> </table>	施設の仕様	年間の維持管理費	年間の来場者数	使用料収入額	入居団体の状況	(目的外使用許可)	等	<p>要求水準確認書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画提案書</li> <li>・ 事業遂行全般に関する提案</li> <li>・ 事業スケジュール</li> <li>・ リスク対応に関する提案</li> </ul> <p>維持管理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理計画提案書</li> <li>・ 保守管理業務に関する提案</li> <li>・ 清掃業務に関する提案</li> <li>・ 資金調達、収支計画提案書</li> <li>・ 資金調達の考え方</li> <li>・ 資金調達明細書</li> <li>・ 維持管理費、運営費内訳書</li> <li>・ 収入に関する説明</li> <li>・ 事業収支計画</li> </ul>
施設の仕様									
年間の維持管理費									
年間の来場者数									
使用料収入額									
入居団体の状況									
(目的外使用許可)									
等									

<p>〔例： 大規模清掃年 回以上 設備故障による休館は無 等〕</p> <p>運營業務</p> <p>1 業務の目的</p> <p>2 個別的事項 [ 2 ]</p> <p>(1)施設貸出業務 (利用許可を含む・含まない)</p> <p>業務の対象</p> <p>業務水準</p> <p>〔例： 稼働率 %以上 利用者苦情が年 件以下 等〕</p> <p>(2) 運營業務</p> <p>業務の対象</p> <p>業務水準</p> <p>〔例： 施設を活用した興行年 回 小学生を対象とするセミナー を年 回以上開催 等〕</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業安定化の考え方</li> <li>・リスク対応の考え方</li> </ul> <p>運営計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営計画提案書</li> <li>・料金設定に関する提案</li> <li>・安全管理に関する提案</li> <li>・その他サービス提供に関する提案</li> </ul>
--	--	---

- (注) 1：維持管理として共通的な業務として想定される分野は、建物保守管理、設備保守管理、外構施設保守管理、清掃業務、廃棄物処理等
- 2：「運營業務」については、各施設の設置目的・運営形態等を反映するため、施設毎に運營業務の洗い出しを行い、設定する必要あり

## 5 指定管理者の選定に関する考え方

### (1) 考え方

指定管理者の選定に当たっては、各分野に精通した専門家の意見を得ることや県民・議会に対する説明責任の観点から、外部委員による総合評価（金額・内容）を行うものとする。

なお、一者しか応募がなかった場合(特定者指名による場合も含む)であっても、その者が指定管理者として適当かどうかを確認する必要があるため、審査委員会に諮るものとする。

## (2) 審査体制

総務部において「岐阜県指定管理者審査委員会」を設置するものとする。

任 務：評価基準に基づき応募内容についての総合評価を行う。  
委員数：合計 10 名以内（固定委員 5 名 + 施設の特異性を加味した随時委員（公募の場合は原則 5 名））  
随時委員は各公の施設の所管部局から推薦

### 固定委員

委員長【学識経験者（公共政策）】	鈴木 誠 （岐阜経済大学経済学部教授）
委員【経営能力判断】	奥住 信治（公認会計士）
委員【県民との協働】	金山 富士子 （岐阜県生活学校連絡協議会会長）
委員【維持管理関係】	土本 俊行 （社団法人岐阜県建築士会会長）
委員【施設経営関係】	真鍋 みさを （真鍋記念館クララザール館長）

事務局：総務部管財課

## (3) 審査委員会の結論の位置づけ（取扱い）

指定管理者の最終的な候補選定の意思決定は、審査委員会の評価を尊重しながら「県」が行うものとする（指定管理者の指定（行政処分）は、この候補者について議会の議決を得た後に行うこととなる）。

## (4) 公表

審査委員会における審査内容については、主な討議内容、採点結果等を記載した記録（開催結果）を作成し、公開できるようにする。このため「審査の過程における質疑の内容及び採点結果、審査の結果等については公表することがある」旨を募集要項に記載することとする。

なお、公募による場合の指定管理者選定結果は、その概要を県ホームページで公表するものとする。審査委員会そのものの公開については、審査の際には指定管理者となることを希望する民間事業者の経営状況等の事業活動情報や個人情報に該当する事項も評価対象となることから議事そのものは非公開とするが、情報公開条例に基づく請求があれば非公開情報を除き公開する（審査委員会委員の氏名については公開情報として取り扱う）。

## 6 指定管理者選定の判断基準の考え方

要求水準項目（最低限満たしていなければならない項目）と評価項目（妥当性や提案性の項目）に分け、評価項目については、客観性を持たせるため、審査委員会委員の評価による審査を行う。

評価点数は、各公の施設ごとに、設置目的・運営形態等を踏まえて、重視すべき分野（コスト面を重視するか、公の施設の運営提案を重視するかなど）を各公の施設の所管部局において決定し、傾斜配点を行うことも可能とする。

### （１）要求水準項目として想定される項目（例示）

- ・ 資格要件：維持管理資格（電気主任技術者等）の有無、同種施設の維持管理実績の有無
- ・ 計画内容：根拠を明示したうえで県の仕様を満たしているかどうか 等

### （２）評価項目として想定される項目（例示）

- ・ 公の施設の設置目的の実現と提案との整合性、妥当性(ソフト的な事業の内容)
- ・ 民間活力(NPO、地元企業等)の活用についての提案
- ・ 収支計画の妥当性、県が負担する額（指定管理料）
- ・ 同種施設での既存実績の内容 等

## 7 指定管理者の指定期間の考え方

### （１）基本的な考え方

指定管理者の業務が単に施設の物理的な維持管理が主体のものは3年間、ソフト事業等指定管理者の創意工夫による業務の割合が高いものについては5年間を目安とする。

民間企業等のノウハウを活用した効率的・効果的な施設管理を行うためには、一定期間の継続的運用によるメリットを追求する必要があり、ある程度の複数年にわたる継続した指定を行う必要がある。

一方で、指定に期間が設けられているのは、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを見直す機会を設けるという趣旨から、不必要に長期の指定も望ましくないため、3年間又は5年間を目安とする。

### （２）個別の公の施設の特殊性の勘案

原則は（１）のとおり、3年間又は5年間を標準とするが、個々の公の施設の設置目的・運営形態等の特殊性を考慮する必要があることから、特別の理由がある場合は別の定めをすることは可能とする。

## 8 協定等において責任分担を明確にしておくべき事項の考え方

指定管理者との間での紛争を防止するため、募集段階から責任分担が明確にできるものについては、その考え方を示し、その分担条件を前提として、指定管理者の募集を行うものとする。

責任分担を事前に定めておいた方がよいと考えられる項目（例示）

- ・維持管理、運営において第三者に損害を与えた場合の賠償
- ・施設運営の引継コストの負担
- ・経年劣化による施設・設備・外構等の維持補修負担
- ・事故・火災による施設・設備・外構等の維持補修負担
- ・利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振 等

各公の施設の設置目的、運営形態等の特殊性により、それぞれ検討すべきリスクは異なる。

## 9 協定等・事業報告書等に最低限盛り込むべき事項の考え方

### (1) 協定等

協定書は、指定期間全般についての包括的事項を定める「基本協定書」と毎年度の指定管理料や事業計画等について定める「年度協定書」から構成される。

#### 国が例示している事項

事業報告書の提出期限 / 指定管理料の額 / 指定管理料の支払方法 / 施設内物品の所有権の帰属 / 個人情報の保護に関して必要な事項（ ）

岐阜県個人情報保護条例第 11 条の 2 の規定に以下のように規定されている。

指定管理者が個人情報の保護のため講ずべき措置を実施機関が明らかにする。

指定管理者は 個人情報の保護のために必要な措置を講じる。 等

#### 例示以外に盛り込んだ方がよいと考えられる項目(県が示した仕様のうち特に重要な項目等)

- ・施設管理についての情報公開、文書管理に関して必要な事項
- ・具体的な数値目標の設定
- ・災害時、非常時における対応
- ・運営管理遂行上の責任分担
- ・業務終了時の引渡
- ・高齢者、障害者の雇用についての努力義務
- ・県内企業の優先的な活用

岐阜県情報公開条例第 25 条の 2 の規定に以下のように規定されている。  
 指定管理者は当該指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努める。  
 県は指定管理者における情報の公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

( 2 ) 事業報告書等

事業報告書に関して国が例示している事項

管理業務の実施状況 / 利用状況 ( 利用者数、使用不許可等の件数・理由等 ) / 利用料金収入の実績 / 管理に要した経費等の収支の状況

例示以外に盛り込んだ方が良いと考えられる項目

( 協定等で設定した項目の達成状況を判断するために必要な項目 )

- ・ 事業の効果
    - i 定量的効果
      - 数値目標の達成状況
  - ・ 個別役務の委託状況
  - ・ 利用者、地域の満足度
  - ・ 地元との関係
- 各公の施設の設置目的、運営形態等の特殊性により、盛り込むべき事項は異なる。

10 岐阜県で指定管理者制度を導入した施設一覧 ( 46 施設 : H19 . 4 . 1 現在 )

施設名	所在地	管理者名 ( 1:市町村 2:外郭団体 3:その他)	始期	期間	選定方法	指定管理料	利用料金	H18 年度 指定 管理料 ( 千円 )
岐阜県科学技術振興センター	各務原市	テクノプラザ・フレイス共同体	3	H18.4.1	3 年間	公募		113,904
岐阜県先端科学技術体験センター	瑞浪市	財団法人 岐阜県研究開発財団	2	H18.4.1	5 年間	指名		100,031
岐阜県歴史資料館	岐阜市	財団法人 岐阜県教育文化財団	2	H16.4.1	5 年間	指名		8,393
岐阜県県政資料館	山県市	財団法人 岐阜県教育文化財団	2	H16.4.1	5 年間	指名		11,116

岐阜県県民ふれあい会館	岐阜市	ふれあいFNS共同体	3	H18.4.1	5年間	公募			397,700
岐阜県県民文化ホール未来会館	岐阜市	A D O T O P S 未来会館運営共同体	3	H18.4.1	5年間	公募			199,999
飛騨・世界生活文化センター	高山市	飛騨コンソーシアム	3	H18.4.1	5年間	公募			325,000
岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター	関ヶ原町	関ヶ原町	1	H18.4.1	5年間	指名			6,984
岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センター	高山市	高山市	1	H18.4.1	5年間	指名			6,586
岐阜県飛騨木曾川国立公園下呂温泉乗政野営場野営施設	下呂市	下呂市	1	H18.4.1	5年間	指名			0
岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施設	白川村	白川村	1	H18.4.1	5年間	指名			0
岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場	高山市	乗鞍国際観光株式会社	3	H18.4.1	3年間	公募			0
岐阜県福祉・農業会館	岐阜市	ハヤックス・太平ビルサービス共同体	3	H18.4.1	3年間	公募			65,812
社会福祉施設 岐阜県立寿楽園	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	2	H18.4.1	5年間	指名			0
社会福祉施設 岐阜県立飛騨寿楽園	飛騨市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	2	H18.4.1	5年間	指名			0
社会福祉施設 岐阜県立千草寮	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	2	H18.4.1	5年間	指名			62,757
社会福祉施設 岐阜県立白鳩学園	恵那市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	2	H18.4.1	5年間	指名			125,056
社会福祉施設 岐阜県立清流園	岐阜市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	2	H18.4.1	5年間	指名			0
社会福祉施設 岐阜県立ひまわりの丘	関市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	2	H18.4.1	5年間	指名			191,899
社会福祉施設 岐阜県立陽光園	美濃市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	2	H18.4.1	5年間	指名			0
社会福祉施設 岐阜県立三光園	山県市	社会福祉法人岐阜県福祉事業団	2	H18.4.1	5年間	指名			0

社会福祉施設 岐阜県立 みどり荘	岐阜市	社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	2	H18.4.1	5年間	指名			0
社会福祉施設 岐阜県立 幸報苑	山県市	社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	2	H18.4.1	5年間	指名			0
社会福祉施設 岐阜県立 サニーヒルズみずなみ	瑞浪市	社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	2	H18.4.1	5年間	指名			0
社会福祉施設 岐阜県立 はなの木苑	土岐市	社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	2	H18.4.1	5年間	指名			0
岐阜県福祉友愛プール	岐阜市	岐阜市	1	H18.4.1	5年間	指名			0
セラミックパークMINO	多治見 市	財団法人セラミック パーク美濃	2	H18.4.1	3年間	指名			87,494
岐阜県恵那山高原国民休 養地	恵那市 中津川 市	恵那市	1	H18.4.1	3年間	指名			30,860
岐阜産業会館	岐阜市	財団法人 岐阜産業会館	2	H18.4.1	3年間	指名			124,289
ソフトピアジャパンセン ター	大垣市	伊藤忠アーバンコミュ ニティ・グループ	3	H18.4.1	3年間	公募			342,579
岐阜県東濃牧場	恵那市	社団法人 岐阜県農畜産公社	2	H18.4.1	5年間	指名			6,458
岐阜県飛騨牧場	高山市	社団法人 岐阜県農畜産公社	2	H18.4.1	5年間	指名			東濃牧場 に含む
岐阜県さぼろ遊学館	海津市	海津市	1	H18.4.1	5年間	指名			0
岐阜県百年公園（除：岐 阜県博物館）	関市	青協・吉村・昭和業務 特別共同企業体	3	H17.9.1	4.6年間	公募			41,000
各務原公園	各務原 市	技研・昭和・東海 各務原公園管理業務 特別共同体	3	H17.9.1	4.6年間	公募			19,790
養老公園	養老町	イビデングリーンテッ ク株式会社	3	H17.9.1	4.6年間	公募			143,000
花フェスタ記念公園	可児市	財団法人 花の都ぎふ花と緑の 推進センター	2	H18.4.1	3年間	指名			323,025
世界淡水魚園（除：世界 淡水魚園水族館）	各務原 市	株式会社オアシスパ ーク	3	H17.8.1	4.7年間	指名			79,508

平成記念公園	美濃加茂市	株式会社ファーム	3	H17.8.1	7.7年間	指名			0
世界淡水魚園水族館	各務原市	株式会社江ノ島マリノコーポレーション	3	H16.7.14	29.7年間	指名			0
岐阜アリーナ	岐阜市	財団法人 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	2	H18.4.1	3年間	指名			40,292
岐阜県長良川球技場	岐阜市	財団法人 岐阜県イベント・スポーツ振興事業団	2	H18.4.1	3年間	指名			38,661
岐阜県長良川スポーツプラザ	岐阜市	株式会社三和サービス	3	H18.4.1	5年間	公募			69,952
岐阜県グリーンスタジアム	各務原市	各務原市	1	H18.4.1	5年間	指名			0
岐阜マリンスポーツセンター	津市	株式会社マリーナ河芸	3	H18.4.1	5年間	公募			38,325
岐阜県クリスタルパーク 恵那スケート場	恵那市	恵那市	1	H17.12.1	3.4年間	指名			39,080

県直営（未導入）施設

導入検討可能施設（20施設）

施設名
岐阜県防災交流センター（岐阜市）、岐阜県広域防災センター（各務原市）、岐阜県精神保健福祉センター（岐阜市）、南飛騨健康増進センター（下呂市）、岐阜県立希望が丘学園（岐阜市）、岐阜県農業大学校（可児市）、長良公園（岐阜市）、島公園（岐阜市）、岐阜県流域下水道（岐阜市他9市町）、岐阜県伊自良青少年の家（山県市）、岐阜県関ヶ原青少年自然の家（関ヶ原町）、岐阜県土岐少年自然の家（土岐市）、岐阜県御嶽少年自然の家（下呂市）、岐阜県図書館（岐阜市）、岐阜県高山陣屋（高山市）、岐阜県博物館（関市）、岐阜県美術館（岐阜市）、岐阜県現代陶芸美術館（多治見市）、岐阜メモリアルセンター（岐阜市）、岐阜県ミュージアムひだ（高山市）

法令の制限等により指定管理者制度が導入できない施設（93 施設）

施設名
県立高等学校（66）、盲・聾・特別支援学校（12）、看護大学、衛生専門学校、看護専門学校（2）、女性相談センター、わかあゆ学園、障害者更正相談所（2）、森林文化アカデミー、国際園芸アカデミー、情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、木工芸術スクール、国際たくみアカデミー職業能力開発校、国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校

公営住宅法による管理代行制度を導入する施設（13 施設）

施設名
白木町住宅等 13 施設（住宅供給公社又は市町村）

## 岐阜県県民文化ホール未来会館

### 1 施設の概要

#### (1) 設置の沿革・背景

年度	設置状況
平成2年3月	未来会館建設基本構想の策定
平成3年4月	建設基本計画の策定
平成3年12月	実施設計
平成4年11月	起工
平成6年4月	施設の運営・管理を(財)岐阜県地域活性化センターに委託 (平成7年4月(財)岐阜県産業文化振興事業団に改称)
平成6年10月	落成
平成6年11月	開館
平成18年4月	指定管理者制度導入により施設の運営・管理をADOTOPS 未来会館運営共同体に委託

県民総参加の夢おこし県政の先駆けとなった「ぎふ中部未来博覧会」を後世に伝えるとともに、その成果を夢と活力あふれる県土づくりと文化の振興に生かすことにより、「日本一住みよいふるさと岐阜県」づくりを推進するため、その中核拠点施設として、岐阜県県民文化ホール未来会館(以下「未来会館」と称す)を設置した。

#### (2) 設置目的

県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化に寄与する。

#### (3) 施策での位置づけ

指定管理者制度の導入により、民間の活力やノウハウを活用し、維持管理経費削減を図るとともに、施設の有効利用及び文化事業の充実等を図る。

#### (4) 施設の内容

敷地面積：12,697 m<sup>2</sup>

施設内容

鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート 6階建

延床面積 14,489 m<sup>2</sup>

(単位：㎡、人)

施設	面積	収容 人員	主な設備等	主な用途
長良川ホール	486	500	可動床システム、大型スクリーン(12m×16m)	コンサート、シアター、シンポジウム
ハイビジョンホール	263	224	200インチハイビジョン、4カ国語同時通訳設備	国際会議、シンポジウム、ハイビジョンシアター
レセプションホール	334	250	レセプション設備、ステージ照明、音響映像装置	パーティー、講演会、披露宴
大会議室	253	200	ビデオプロジェクタ(110インチ)、資料提示装置	会議、講演会、研修会
ハイビジョン会議室	88	40	ハイビジョンプロジェクタ	会議、研修会
中会議室	89	27	ビデオプロジェクタ(100インチ)、資料提供装置	会議
小会議室(2室)	47	20	ビデオプロジェクタ(70インチ)、資料提供装置	会議
和室会議室	20畳	20	茶室併設	茶道、華道の会
第1特別会議室	85	12	応接セット	会議、接客
第2特別会議室	38	10	テーブルセット	会議、接客
企画展示室	145	-	天井高3m、床荷重300kg/㎡	ギャラリー、展示会
練習室(3室)	148	-	グランドピアノ、防音室	音楽、演劇、ダンスの練習
未来会館駐車場				

(注) 車両収容台数 150台

<長良川ホール>



<ハイビジョンホール>



<レセプションホール>



(5) 建設費用

(単位：百万円)

区分	事業費
建設工事費	13,436
その他	347
合計	13,783

(6) 過去3年間の収支等の推移  
収支

(単位:千円)

項 目		年 度		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収 入	使用料利用料金収入	52,855	58,098	61,347
	入 場 料 収 入	8,306	8,965	9,404
	助 成 金 ・ 賛 助 金	1,700	1,700	7,002
	管理委託料・指定管理料	330,708	301,764	199,999
	合 計	393,569	370,527	277,752
支 出	人 件 費	114,254	103,350	57,000
	維 持 管 理 経 費	222,697	218,628	158,759
	施 設 運 営 費	7,458	6,200	7,324
	企 画 事 業 費	49,160	42,349	48,955
	合 計	393,569	370,527	272,038
差引：収支差額		-	-	5,714

(注) 平成 16、17 年度は財団法人岐阜県産業文化振興事業団への管理委託

入館者数等

(単位: %、人)

施 設	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数
長良川ホール	57.8	42,849	58.7	51,858	60.4	73,501
ハイビジョンホール	52.7	29,521	52.3	32,788	54.3	37,752
レセプションホール	40.3	17,733	52.1	20,446	56.1	37,075
大会議室	59.6	19,068	56.6	35,377	67.7	37,792
ハイビジョン会議室	43.9	5,170	41.6	8,343	59	9,944
中会議室	43.3	3,066	45.2	3,503	38.3	3,569
小会議室	74.9	10,213	75.6	12,211	72.7	10,917
和室会議室	43.9	2,026	49.1	2,447	48.7	3,229
企画展示室	25.7	8,758	41.6	18,301	20.6	8,737
練習室(3室)	92.3	14,751	93.4	10,989	91	17,494
特別会議室	-	0	-	-	15.3	1,083
その他	-	171,945	-	113,566	-	143,913
利用者合計		325,100		313,784		385,006

- (注) 1. 特別会議室は平成 17 年度まで応接室として使用  
2. その他は主にパブリックスペース、レストラン等の利用者

(7) 指定管理者制度導入に際しての方針について

運営形態

指定管理者に使用許可権限を付与することにより、経費の削減や利用者へのサービス向上が期待できること、及び未来会館と周辺地域の活性化が期待できることから指定管理者制度を導入した。

指定管理者の指定方法

民間事業者のノウハウの活用によるサービスの向上と経費の節減を図ることを目的としており、民間専門業者に管理運営を任せることによるメリットは、他の公の施設に比べて大きいと判断し、公募とした。

指定管理者の選定方法

- ・ 応募団体 株式会社中広  
構成団体：株式会社中広、岐阜県舞台設備管理事業組合  
SUM未来会館管理共同企業体  
構成団体：株式会社三和サービス、日本イベント企画株式会社、株式会社NHK中部ブレイズ
- 岐阜新聞岐阜放送アドツグループ  
構成団体：株式会社岐阜新聞岐阜放送アドツ、ドルフィン株式会社、株式会社トーエネック、昭和建物管理株式会社、株式会社ピーアンドピー

平成 17 年 12 月 13 日に開催した岐阜県指定管理者審査委員会（外部有識者等 10 名の委員で構成）において、審査を行った結果、「岐阜新聞岐阜放送アドツグループ（協定締結時「ADOTOPS 未来会館運営共同体」に改称）」が最も優れている応募団体として評価された。

審査委員会の結果を踏まえて県で検討した結果、施設及び設備の維持管理業務、県民文化の振興及び地域活性化に関する業務についての考え方が優れていると評価し、上記団体を指定管理者の候補者として選定した。

本選定結果を踏まえ平成 18 年 2 月議会で、指定管理者の指定について議会の議決を得た後に指定。

指定管理者の指定及び協定締結

- ・ 指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日（5 年間）

・業務範囲

施設及び設備の維持管理業務

施設の運営に関する業務（施設及び付属施設設備の使用許可並びに利用料金の収受を含む）

県民文化の振興及び地域の活性化に関する業務（未来会館の企画事業）

その他施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務

業務条件

指定管理業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、岐阜県県民文化ホール未来会館条例、同施行規則及び募集要項に定める管理の基準とする（基本協定書第 12 条）。

- ・休業日 毎週火曜日（祝日であれば翌日）  
12月29日から翌年1月3日
- ・利用時間 午前9時から午後9時30分まで

指定管理料

指定管理料の支払金額、支払方法等詳細については、年度協定において定める（基本協定書第 30 条第 2 項）。

収入である指定管理料、利用料金、事業収入等の合計額が、経営努力により指定管理業務の実施に要する費用の合計額を超えた場合においては、当該超過額の 100 分の 20 に相当する額を県に支払うものとする。ただし、経費の削減等により指定管理業務の実施に要した費用の合計額が事業計画書において見込んだ費用の合計額を下回った場合においては、その額を超過額から控除できる（基本協定書第 31 条第 1 項）。

指定管理料、利用料金、事業収入等をもって指定管理業務を行うものとし、その額が現に指定管理業務の実施に要した費用に満たない場合においても、県は指定管理料の追加の支払いを行わない（基本協定書第 31 条第 2 項）。

指定管理料の岐阜県への返戻額（平成 18 年度）

（単位：千円）

項目	事業計画	実績	差額
収入	275,176	277,752	2,576
支出	275,176	272,038	3,138
収支差額	0	5,714	5,714
岐阜県への返戻額	$(5,714 - 3,138) \times 20\%$		515

（注）（収支差額 - 支出削減額）× 20%

## 利用料金の設定

- ・会館の利用に係る利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。  
(岐阜県県民文化ホール未来会館条例第6条第1項)。
- ・利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める(同第2項)
- ・利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、知事に申請し、その承認を受けなければならない(同第3項)。

## 2 監査の結果及び意見

### (1) 収入

#### 計画と実績の比較(意見)

未来会館収入及び利用の状況について、平成17年度指定管理者制度導入前と平成18年度制度導入後について比較検討する。

#### (利用状況)

(単位：人)

	平成18年度計画		平成18年度実績		達成度	
	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数
長良川ホール	68.0%	-	60.4%	73,501	88.8%	-
ハイビジョンホール	59.0%	-	54.3%	37,752	92.0%	-
レセプションホール	41.0%	-	56.1%	37,075	136.8%	-
大会議室	66.0%	-	67.7%	37,792	102.6%	-
ハイビジョン会議室	45.0%	-	59.0%	9,944	131.1%	-
中会議室	45.0%	-	38.3%	3,569	85.1%	-
小会議室	75.0%	-	72.7%	10,917	96.9%	-
和室会議室	44.0%	-	48.7%	3,229	110.7%	-
企画展示室	29.4%	-	20.6%	8,737	70.1%	-
練習室	93.0%	-	91.0%	17,494	97.8%	-
特別会議室	-	-	15.3%	1,083	-	-
その他	-	-		143,913	-	-
利用者合計		400,000		385,006		96.3%

(注) 稼働率 = 使用日数 / (開館日数 - 点検日数) × 100

(収入)

(単位：千円)

	事業計画	実績	差額
指定管理料	199,999	199,999	-
利用料金収入	59,677	61,347	1,670
施設利用料金収入	44,500	45,701	1,201
駐車場収入	15,177	15,645	468
事業収入	15,500	16,406	906
入場料収入	10,000	9,404	596
助成金協賛金等収入	5,500	7,001	1,501
合計	275,176	277,752	2,576

未来会館の利用状況及び収入の状況については、財団運営時よりも改善されており、対事業計画も稼働率、利用人数では計画に達していないところもあったが、収入面では計画を上回った。

指定管理者は複数の会社で運営する共同体であり、施設維持管理、企画事業等未来会館の運営に関する様々な業務に精通した会社が参加しているため、そのノウハウを生かした効率的運営が実現されている。

公的施設では他にあまり例がない、指定管理者の業務運営における創意工夫や自由裁量の余地を与えていること、また、地理的にも岐阜市内にあることなどの条件面を考慮しても、この実績はまさに指定管理者制度導入目的に適合するものである。

このように、企画事業、施設維持といった施設運営の業務それぞれにノウハウを持った共同体を組成して運営を任せることで、サービスの向上とともに支出を削減するという指定管理者制度の目的が達成できるようになることから、他の施設でも同様な手法を取り入れることが望まれる。

#### 現金及び現金同等物の管理（意見）

往査時に現金の管理状況を確認したところ、数日間の売上現金が金庫に保管されたままの状況であった。残高については問題なかったが、現金は流動性が高いため、金庫に多額の現金を保管しておくこと、盗難、不正、横領といった問題が発生するリスクも高くなる。

したがって、そのような問題が起こらないような状況にすることが重要であり、例えば、現金管理規定により売上金額等残高を確認した後は遅滞なく銀行に預入する等の対策を取ることが望まれる。

また、無料駐車券が100円券から1,700円券まで多数あり、原則的には身体障

がい者に発券されるが、無料駐車券の管理状況についても良好とはいえなかった  
ので、今後は発行管理台帳の整備、連番管理により、その発行、回収について適  
切に管理することが望まれる。

## (2) 支出

未来会館の支出の状況について、維持管理経費、施設運営費、企画事業費、人件  
費に区分して、平成 17 年度指定管理者制度導入前と平成 18 年度制度導入後につい  
て比較検討する。

### 維持管理経費（意見）

（単位：千円）

年度 科目	平成 17 年度	平成 18 年度	増減額
燃料費	55	0	55
修繕費	33,438	6,196	27,242
光熱水費	47,640	41,148	6,492
委託料	136,034	107,451	28,583
賃借料	1,461	1,380	81
消耗什器備品費	0	2,522	2,522
その他	0	59	59
合計	218,628	158,759	59,869

### （委託料）

維持管理経費の大部分を占める委託料は、施設維持管理業務、建物清掃維持  
管理及び警備業務、舞台装置維持管理業務の委託に基づくものである。平成 18  
年度のそれぞれの業務委託先及び業務委託料の内訳は下記のとおりである。

- ・施設維持管理費 (株)トーエネック 51,200 千円
- ・建物清掃維持管理及び警備費 昭和建物管理(株) 36,651 千円
- ・舞台装置維持管理料 (株)ピーアンドピー 19,600 千円

制度導入前と比較して 28,583 千円削減されているが、上記 3 社は指定管理者  
の構成員であり、かつ業務受託者となっている。このような当事者間の取引は一  
般的に関係会社間取引と呼ばれている。関係会社間取引は、利益の付け替え等恣  
意性が働き、著しく廉価で行われたり、条件が緩和されて行われるなど、通常の  
第三者との取引条件に比べ公正性を欠く可能性がある。そのため、これらの取引

については企業会計上もその重要性から取引内容等の注記を要請しており、また、税務上においても契約金額等の客観性、妥当性が求められている。

また、基本協定書第 31 条第 1 項に規定されているように、収入が支出を上回った場合はその 20%を県に返還することになっているため、その収入及び支出が適正に処理されているかどうかは直接県の収支に影響するところである。

これらを考慮すると、上記の委託業務に関する恣意性を排除するため、単に支出が抑えられているという事実の確認とは別に、取引自体の客観性、妥当性を検証することが望まれる。具体的には、このような取引について、契約内容や取引金額を報告させ、第三者と取引した場合と比較して妥当であるかどうかを検証することが望まれる。

#### ( 消耗什器備品費 )

消耗什器備品費について、財団からの引継ぎ備品については基本協定書（第 24 条）に経年劣化等による再取得について規定があるが、全くの新規購入分については詳細な取決めがなく、現状は指定管理者が購入したものについては購入額に関係なく指定管理者の帰属となっている。この場合、比較的高額な備品の購入について県と協議するように指導はされているものの、県へ報告する収支計算書においてこれを一括して備品費として処理してよいかという問題が発生する。県への報告は企業会計によらないため、資産計上後に減価償却費を計上することはなく、高額な支出が 1 年で計上され収支状況に大きな影響を与える。

よって、新規購入分の備品については、県と指定管理者の間で収支計算の方法や比較的高額の定義といった詳細な取決めを明文化する必要がある。

#### 施設運営費（意見）

（単位：千円）

年 度 科 目	平成 17 年度	平成 18 年度	増減額
報 償 費	133	-	133
旅 費	239	93	146
消 耗 品 費	3,740	2,073	1,667
印 刷 製 本 費	305	937	632
通 信 運 搬 費	671	1,537	866
広 告 料	101	896	795
手 数 料	100	125	25
保 険 料	157	235	78
負 担 金	754	68	686

委託費	-	960	960
雑費	-	396	396
合計	6,200	7,323	1,123

施設運営費は共同企業体協定書で、ドルフィン㈱に対して一括委託しており、計画書では平成 18 年度は 7,100 千円であったが、実績で 7,323 千円となった。

施設運営費については支出が若干増加しているが、住民へのサービス向上と利用促進のための広報活動によるものである。

ただし、これも指定管理者の構成員との単独取引であるため、上記の支出増が適切であったかどうかなどの客観性を検証することが望まれる。

#### 企画事業費（意見）

（単位：千円）

年度 科目	平成 17 年度	平成 18 年度	増減額
消耗品費	389	878	489
報償費	624	1,867	1,243
旅費	88	983	895
会議費	93	28	65
印刷製本費	2,420	1,843	577
通信運搬費	249	810	561
広告料	1,491	3,908	2,417
手数料	1,371	536	835
保険料	19	0	19
委託料	30,484	33,153	2,669
賃借料	5,121	4,065	1,056
消耗什器備品費	-	394	394
その他	-	482	482
合計	42,349	48,954	6,605

企画事業費全体では、平成 17 年度と比較して、平成 18 年度は 6,605 千円増加する結果となった。平成 18 年度企画事業別収支報告書によると、年間 20 の企画事業が実施されており、企画全体の収支は 32,548 千円の赤字となっている。平成 17 年度も企画事業の収支は 31,774 千円の赤字となっており、赤字幅はほぼ横ばいである。

支出の内訳を見ると、広告料と委託料が増加している。委託料、広告料の支出

の約 50%が指定管理者の構成員である(株)岐阜新聞岐阜放送アドツ（現・(株)アドツブラド）へのものである。広告、イベント運営について、その専門である同社のノウハウを効率的に利用すべきであるが、やはり関係者間取引であるため両者の間で公正な取引を行うとともにその事実を検証するチェック機能を確保すべきである。

#### 人件費（意見）

平成 17 年度の人件費については、資料から算出すると 103,350 千円となり、平成 18 年度は 57,000 千円と大きく削減されている。

人件費の内容は派遣人件費で、指定管理者の構成員である 3 社の社員が未来会館に派遣されている形になっている。

通常、派遣契約であれば両者間で単価等の条件を記載した契約書を作成し、それに基づいて毎月の派遣料を計算して支払いがなされるが、指定管理者はこの 3 社に対して、共同体協定書にあらかじめ定められた人件費を支払うのみである。

よって、計画段階での派遣社員の稼働と実際の稼働との間に差異がある場合、実際の稼働が少なければ構成員である会社の利益となり、稼働が多ければ損失となる。また、現実に派遣されている社員の中に、指定管理者では非常勤扱いの社員が存在する。

一方で、構成員である 3 社から派遣された社員の人数と派遣人件費から一人当たりの単価を試算すると、各社概ね同額である。この非常勤社員については、指定管理者制度移行初年度は、ほとんど未来会館の業務に携わっていたため問題はないが、今後自社の業務と兼務となった場合は指定管理料で自社の社員の給与を負担するという可能性が出てくる。

以上の点については、関係会社間取引として当然確認されるべき事項である。よって、指定管理者の構成員である会社から社員を派遣する場合は、指定管理者における勤務と自社の勤務との兼務がないか、また兼務がある場合には人件費の積算について指定管理者の勤務分だけを計上しているかを確認する必要がある。さらに、単に人件費が削減されていることを良しとするのではなく、年度当初に人件費を積算する際は、指定管理者の組織構成をもとに派遣人数に対して適正な人件費が計上されているかどうか検討しなければならない。

繰り返すが、収支の差額の 20%を県に返還する規定がある以上、支出の妥当性が担保されなければ指定管理料の適切な運用、ひいては指定管理者制度の根幹を揺るがす問題となる。ただし、これによりすべての取引を細かくチェックする必要があるというわけではない。指定管理者に管理運営を委託した以上、最低限検証しなければならない項目として、関係者間取引があるということである。人件費に限らずその他の支出についても、同様な趣旨から必要最低限の検証を行う

ことが望まれる。

( 3 ) 施設の目的外使用の現況 ( 意見 )

未来会館の施設の目的外使用( 会館の設置目的以外に使用 )である 1 F の喫茶室、6 F のレストランは、会館の利用者及び県の要望により指定管理者である共同企業体によって営業されている。

採算上から受託事業者が撤退している事業であり、会館利用者に対するサービスを考えて営業しているが、施設の目的外使用ということで、指定管理料の算定には含まれておらず、営業することによる損失が指定管理者負担となっている。

会館の運営上、利用者サービスを考えて目的外使用していくのであれば、不採算事業の継続について、損失をすべて指定管理者の負担とすることは、指定管理者に過度な負担を強いることになる。その結果、県民負担は軽減されるとしても、今後の指定管理者の選定にあたって障害となるのではないかと危惧されるため、レストラン等の運営を指定管理業務に含めるなど、会館を包括的に運営させる方策を検討することが望まれる。

## 南飛驒健康増進センター

### 1 施設の概要

#### (1) 設置の沿革・背景

年度	設置状況
平成元年度	岐阜県総合医療計画を策定し、国際健康保養地の形成を目指す
平成2年度	益田地域を国際健康保養地形成のモデル地区とする（南飛驒国際健康保養地）
平成6年度	益田郡萩原町四美地区を中核施設整備候補地とする
平成7年度	基本計画の策定及び用地測量の実施（リーディングプロジェクトの指定）
平成9年度	用地買収に着手（～平成12年度 全体面積約177ha）
平成12年度	健康学習センター等基本計画を策定
平成13年度	健康学習センター、キャンプ縄文、薬草園等の施設整備計画及び健康美容プログラム等ソフトづくりに着手
平成14年度	開設準備事務所の設置、健康学習センター、キャンプ縄文の整備（平成15年5月）
平成15年度	健康長寿財団による健康法の試行、開発
平成16年度	4月1日供用開始 県直営による施設管理（ソフト事業は健康長寿財団へ業務委託）
平成16年度～	薬草の森、食と健康の家の整備
平成18年5月	全国植樹祭開催、「薬草の森」「食と健康の家」供用開始
平成19年度	ソフト面を含み、県直営による管理・運営

#### (2) 設置目的

県民の健康道場として県民が健康を増進するための場を提供すること等により、県民一人一人の健康づくりを支援し、もって健康な日常生活の実現に寄与する。

#### (3) 施策での位置づけ

南飛驒国際健康保養地構想に基づく中核拠点の一つである。

『南飛驒国際健康保養地構想』

##### 【概要】

下呂市、高山市、中津川市加子母地区、郡上市和良町で構成される南飛驒地域は、豊かな自然・文化・温泉等の地域特性が数多くある。

それらの地域特性を、心身の保養とリフレッシュを図るための健康資源として活

用することで、人もまちも健康になる地域づくりを進めている。

#### 【構想の理念・目的・目標】

理念 21世紀における健康生活様式モデルの確立と実践

目的 「日本一住みよいいふるさと南飛騨」づくり

目標 全国、世界から人々が健康体験、実践に訪れる21世紀型の新しい健康保養地の推進

これらを実現するため、岐阜県独自の健康法を実践していくことで、自然治癒力・生命力の強化を図る。

#### 【岐阜県独自の健康法】

##### 1 岐阜メソッド健康5法（健康増進5つの柱）

- ・好循環の保持 - 血液などの「ながれ」「めぐり」をよくする
- ・医食同源の励行 - 食材や水などは身体に良いものを摂取する
- ・活性酸素の除去 - 有害な活性酸素を取り除き身体が錆びないようにする
- ・心身一如の実践 - 心は身体の運転手。ストレス解消して心の健康を保つ
- ・早期発見早期治療の実行 - 早めに感知し早めに修復する

##### 2 岐阜メソッド遺伝子活性化法

- ・縄文法（自然） - 大自然の中で自然・宇宙と一体感を持つ
- ・円空法（生命力） - 荒行で生命力を喚起する
- ・娑婆羅法（変身） - 変身をするなどして精神の自己浄化をする
- ・織部法（変革） - 自由奔放、独創的発想で自己変革と個性の創造を図る
- ・匠法（創造） - 創造体験を通じて生きがいづくりをする

#### 【構想の戦略等】

##### 戦略1 健康のプログラム開発

- ・自然の治癒力活性化プログラムの開発
- ・自分にあった健康プログラムを提供・商品化 等

##### 戦略2 健康の拠点づくり

- ・健康増進拠点としての県中核施設の整備
- ・総合医療拠点としての県中核施設の整備
- ・健康な地域づくりの拠点としての市町村施設等の整備
- ・県中核施設と市町村や民間施設との機能連携・役割分担の明確化 等

戦略3 健康の人づくり

- ・健康法の体験、取得
- ・「健康法実践リーダー」の養成
- ・健康法の指導者の養成、確保
- ・先端的・先駆的医療従事者の要請、確保 等

戦略4 健康の空間づくり

- ・多様な自然浴（森林、高原、清流等）空間づくり
- ・歴史・伝統文化を学ぶ空間づくり
- ・健康科学に触れる空間づくり
- ・アクセスに優れた空間づくり 等

戦略5 健康の産業おこし

- ・健康農業・健康林業の拡大
- ・健康食品・健康用品産業の振興
- ・健康交流産業の成長
- ・南飛騨国際健康保養地ブランドの確立 等

戦略6 健康情報の提供

- ・健康情報ライブラリーの設置
- ・健康食品等の展示 等

その他

- ・戦略的宣伝 - あらゆる媒体を利用した情報発信
- ・地域連携のための組織 - 南飛騨国際健康保養地協議会等による地域連携の推進

#### (4) 施設の内容

面積：約 250ha ( 県有地 177ha、下呂市有地 73ha )

##### 施設：【健康学習センター】

- ・南飛騨健康増進センターの総合案内・受付窓口であり、多目的ホール、中小会議室の貸出施設や情報ライブラリー、9種類の自己検診機器を有し、健康法の学習・実践等の機会と場を提供。
- ・延床面積：1,560 m<sup>2</sup>
- ・構造：鉄筋コンクリート造り一部木造



##### 【キャンプ縄文（貸出施設）】

- ・自然環境の中で心身のリフレッシュとゆったりした時を過ごしてもらうための宿泊体験の場。
- ・延床面積：約 60～70 m<sup>2</sup> / 棟
- ・構造：木造平屋建て（ロフト構造）5 棟



### 【薬草の森】

2.3kmに及ぶ散策路に薬草約450種が自生に近い状態で植栽展示されており、観察しやすいチップ舗装で、薬草を観る・学ぶ・楽しむことで人々が健やかになることを目指した薬草園。健康体験講座にも活用。



### 【食と健康の家】

食と健康に関する学習・相談、健康食材の情報発信、地元健康食材の展示等の実施（行政財産の目的外使用で地元食材等の販売を実施）。



### 【既存民家4戸】

健康体験講座の場として活用。

### 【農地及び森林】

里地里山としての景観づくりや地元健康野菜の試験栽培をしており、農業体験や森林散策等の健康体験講座にも活用（県有地の約8割が森林）。

### 【その他】

駐車場は約450台

下呂市施設（飛騨川温泉しみずの湯、木炭交流広場、皇樹の杜）

## (5) 建設費用

(単位：百万円)

区分	事業費
用地取得費	4,182
基盤整備費	465
健康学習センター	587
キャンプ縄文	68
キュアラの丘	128
薬草の森	390
食と健康の家	39
その他(調査計画等)	433
合計	6,292

## (6) 過去3年間の収支等の推移

収支

(単位：千円)

項目		年度			備考
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	
収入	健康学習センター	274	205	443	
	キャンプ縄文	2,357	2,382	3,297	
	その他収入	-	15	231	
	合計	2,631	2,602	3,971	
支出	経常支出				
	人件費	61,429	65,108	74,231	
	県職員	56,332	56,332	55,899	
	その他	5,097	8,776	18,332	
	施設管理費	18,055	17,882	32,341	
	運営費	22,722	24,626	20,556	
	計	102,206	107,616	127,128	
	その他臨時経費				
	用地取得費	723,657	773,943		平成17年度終了
	薬草園整備事業費	173,081	37,077		平成18年度供用開始
	その他	24,407	103,919	18,119	
	計	921,145	914,939	18,119	
	合計	1,023,351	1,022,555	145,247	
差引：経常収支差額		99,575	105,014	123,157	

(注) 1 ソフト事業運営については財団法人岐阜県健康長寿財団へ委託してい

る。

2 経常収支差額は収入から経常支出を控除して算定している。

平成 16 年、17 年度は用地取得等支出により、支出超過が大きくなっている。  
平成 18 年は 5 月に植樹祭があった等の効果で、使用料収入が増加している。  
県財政が苦しい中、経常支出は削減しなければならないが、施設整備の完了に伴い、人件費及び「薬草の森」の維持管理費が増加している。

#### 来場者数等

(単位：人)

年度 項目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	備考
施設来場	176,038	194,906	205,174	
県施設	48,270	57,548	92,671	
市施設	127,768	137,358	112,503	しみずの湯
施設活用	13,777	13,447	14,333	来場者数の内数
受講者	13,002	12,629	13,162	
宿泊者	775	818	1,171	

平成 18 年 5 月に植樹祭があったため、来場者数は増加している。

#### 【季節別利用状況(18年度・県有施設)】

(単位：人、%)

時期	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
来場者数	38,017	28,915	18,157	7,582	92,671
率	41.0	31.2	19.6	8.2	100.0

(注) 1～3月については、積雪はあまりないものの気温が低いいため、来場者数が減少する。

#### (7) 指定管理者制度導入に際しての方針について

平成 18 年度に、県直営か指定管理者制度導入かを検討した結果、次のような理由により引き続き県直営とした。

- ・当施設は健康体験講座等県の健康行政施策実現という目的を持った施設であり、いわゆる貸館的業務は僅少かつ付随的にすぎないこと。
- ・当施設は健康体験講座や維持管理及び四美ナリエ等の大きなイベント実施について、地元の支援・地域住民との連携により効果的に運営する手法を構築しており、指定管理者制度導入後も連携可能な体制が必要であること。

- ・健康講座運営等、県の施策を実現するための業務を指定管理者に委ねることには、健康食品、サプリメント商品の氾濫や健康機器の違法な販売商法等による被害が続発している状況で、公正で効果的な運営が継続してできる体制が必要であること。
- ・施設の維持管理部門のみに指定管理者制度を導入することについては、森林、農地、薬草の森等の多様な施設が、健康講座などソフト業務と切り離せないものであり、切り離しての導入には問題があること。

## 2 監査の結果及び意見

### (1) 収入（意見）

平成 17 年度と平成 18 年度の収入を比較すると次のとおりである。

使用料収入は、会議室使用料とキャンプ縄文使用料の二つしかない。

（単位：千円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	増減額
健康学習センター	205	443	238
キャンプ縄文	2,382	3,297	915
合計	2,587	3,740	1,153

また、それぞれの施設の利用状況は次のとおりである。

貸会議室の利用状況

（単位：日）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
実践道場	160	152	128
中会議室	149	175	231
小会議室	115	173	139
合計	424	500	498
平均稼働率	45.9%	54.1%	55.0%

- (注) 1 平均稼働率 = 延べ利用日数 / 営業日数  
 2 営業日数 平成 16 年度 307 日  
 平成 17 年度 308 日  
 平成 18 年度 302 日

## キャンプ縄文

(単位：棟、人)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
稼働棟数	254	245	366
宿泊者数	775	818	1,171
稼働率	19.9%	19.1%	28.5%

(注) 1 稼働率 = 延べ稼働棟数 / 稼働日数

2 棟数 5 棟

稼働日数 255 日

平成 18 年度は両施設とも利用状況が前年を上回っているものの、使用料収入としては、経常的支出（人件費を除く）に対するの充当率が 7.5% に留まっている。

利益を獲得することを第一の目標としていないとはいえ、これでは年々予算が削減される現状の県財政の中で、当初の目的を達成するような十分な事業が行えない恐れがある。

とにかく、このような施設が岐阜県にあることを県民全体に知ってもらえるような大々的な PR 活動を実施して知名度をアップし、利用者を少しでも増加させるとともに、県内企業とタイアップした健康づくりを行うなど外部資金を獲得する方策を検討すべきである。

## (2) 支出（意見）

平成 17 年度と平成 18 年度の支出を比較すると次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	増減額
人件費	65,108	74,231	9,123
県職員	56,332	55,899	433
その他	8,776	18,332	9,556
施設管理費	17,882	32,341	14,459
運営費	24,626	20,556	4,070
合計	107,616	127,128	19,512

平成 17 年度に比べ、平成 18 年度は人件費及び施設管理費が増加している。

これは、「薬草の森」等が平成 18 年度より供用開始となり施設整備が完了したことが主な原因である。

この「薬草の森」は、薬草園としてのレベルは高いとのことであるが、それがゆ

えに維持管理費が多くかかってしまうとのことで、金額的には平成 18 年度は約 12,000 千円程度である。

その他の支出を削減できたとしても、これだけの支出増加を相殺するだけの支出の削減をするのは難しいと思われる。

また、定期的に薬草の植栽場所を移動させなければならないといったこともあり、今後さらに負担が増える状況が予想されるとのことである。

県財政が厳しい中で、今後「薬草の森」を維持していくことについては、その重要性を明確にしたうえでの判断が必要となり、中途半端な状態で県民の税金が無駄に使われることのないよう、支出に見合う効果が上がるものなのかどうか、南飛騨健康増進センターと所管課が十分に議論して検討しなければならない。

### (3) 来場者数(意見)

平成 17 年度と平成 18 年度の来場者数の増減は次の通りである。

(単位：人)

年度 項目	平成 17 年度	平成 18 年度	増加人数	増加率
講座受講者	12,629	13,162	533	4.2%
キャンプ 縄文宿泊者	818	1,171	353	43.2%
薬草の森	-	4,332	4,332	-
食と健康の家	-	10,707	10,707	-
学習センター・野外フィールド等	44,101	63,299	19,198	43.5%
合計	57,548	92,671	35,123	61.0%

平成 18 年度は来場者数が増加しているが、それは植樹祭が行われた影響によるところが大きいとのことであり、実際平成 19 年度は往査時点(7月)で県施設だけでいくと平成 18 年度同時期の 6 割程度の利用者であった。

県直営、指定管理者制度のどちらを採用したとしても、利用者の増加は重大な課題であり、それが実現できないというのは、立地条件や施設そのものに問題があるとともに、PRが不足していることが考えられる。

平成 18 年度に実施されたアンケートによれば、利用者のうち 83%を岐阜県民が占め、そのうち 57%は飛騨地方の県民となっている。

飛騨地方以外はまだまだ多くの県民が知らない状況にあり、利用者数の増加を期待するのであれば、まず岐阜をはじめ、西濃、東濃からの利用者を増やす必要があり、それにはこの施設があること自体を知ってもらうよう積極的なPR活動を行っていく必要がある。

## 飛騨・世界生活文化センター

### 1 施設の概要

#### (1) 設置の沿革・背景

年度	設置状況
平成5年3月	飛騨地域国際交流拠点基本構想の策定
平成7年9月	建築基本設計委託
平成8年12月	建築実施設計委託
平成11年3月	建築工事発注
平成13年3月	竣工
平成13年4月	施設の運営・管理を財団法人岐阜県産業文化振興事業団に委託
平成13年7月	開館
平成18年4月	指定管理者制度導入により施設の運営・管理を指定管理者「飛騨コンソーシアム」に委託

「飛騨・世界生活文化センター」(以下「飛騨センター」と称す)は、「世界民俗文化首都構想」の下、民俗文化をテーマに地域振興を進める飛騨地域の中核(コア)施設として設置した。

#### (2) 設置目的

生活文化を中心とした県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化に寄与する。

#### (3) 施策での位置づけ

指定管理者制度の導入により、経費の削減、県民サービスの充実、多彩な企画事業の実施を図り、当該施設を活性化させる。

#### (4) 施設の内容

敷地面積：61,061.75 m<sup>2</sup>

施設内容

- ・ イベントホール棟 (飛騨コンベンションホール)  
鉄骨鉄筋コンクリート造一部木造 地下1階地上3階建
- ・ 小ホール棟 (飛騨芸術堂)  
鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上2階建
- ・ レストラン・会議棟  
鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上2階建

- ・メインアプローチ・エントランスホール棟  
鉄筋コンクリート造 地下2階地上2階建
- ・展示棟（ミュージアムひだ）  
鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上5階建

延床面積 24,137.99 m<sup>2</sup>（うち、ミュージアムひだ 6,775.28 m<sup>2</sup>）

（単位：m<sup>2</sup>、人）

施設	棟・階	面積 ( )客席	収容人数	主な設備等	主な用途
イベントホール (飛騨コンベンションホール)	イベントホール棟 1階	1,960 (1,755)	最大2,000 ・移動観覧席480席 ・仮設椅子1,520席	・移動観覧席 ・400インチスクリーン ・床暖房設備 ・赤外線補聴設備	各種イベント・コンベンション、室内スポーツ、シンポジウム、コンサート
小ホール (飛騨芸術堂)	小ホール棟 1階	697 (357)	500席 他に 貴賓席4 車椅子3	・音響照明設備 ・250インチスクリーン ・同時通訳設備 ・赤外線補聴設備 ・映像設備	国際会議（同時通訳） シンポジウム 講演会、研修会、 コンサート 軽演劇、人形劇
特別室	レストラン・会議棟3階	185.8	32	・高級木製机椅子	会議、講演会、研修会、 レセプション
会議室（2室）	レストラン・会議棟2階	142.8	72	2分割可	会議、講演会、研修会
大会議室	レストラン・会議棟 B1階	280.8	156	・100インチスクリーン ・サウンダーステム（中庭）2分割可	会議、講演会、研修会、 レセプション
イベント広場 (ふれあい広場)	エントランスホール棟1階	1,146		タイル仕上げ	各種イベント
ミニシアター	エントランスホール棟1階	163	102	150インチスクリーン	講演会、イベント
国際ITサロン	エントランスホール棟1階	141		・パソコン12台 ・情報端末1台	貸館施設対象外
駐車場			429台		貸館施設対象外

## 主な施設

(飛騨コンベンションホール)



(飛騨芸術堂)



(特別室)



(大会議室)



(エントランスホール)



## (5) 建設費用

(単位：百万円)

区分	事業費
建築費	12,055
造成費	1,695
その他	3,348
合計	17,099

(注) ミュージアムひだを含む。

## (6) 過去3年間の収支等の推移

収支

(単位：千円)

項 目		年 度		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収 入	施設使用料	19,657	21,708	19,644
	チケット収入	6,118	7,560	5,070
	助成金・賛助金	1,353	3,180	7,190
	管理委託料・指定管理料	405,557	388,209	325,000
	その他収入	8	2	80
	合計	432,693	420,659	356,984
支 出	人件費	76,361	82,310	35,940
	維持管理費	272,647	255,101	225,688
	施設運営費	25,873	23,642	11,030
	企画事業費	57,812	59,606	66,734
	合計	432,693	420,659	339,392
差引：収支差額		-	-	17,592

(注) 平成 16、17 年度は財団法人岐阜県産業文化振興事業団に管理委託。

平成 16、17 年度の人件費は、財団法人岐阜県産業文化振興事業団の支出を指定管理部門とミュージアムひだ部門に職員数で按分して算出。

入館者数等

(単位：%、人)

施設	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数
コンベンションホール	69.0	96,560	78.0	56,054	67.4	80,753

芸術堂	42.5	31,872	45.1	42,408	30.2	21,888
大会議室	37.2	9,463	38.3	26,836	38.4	14,800
会議室 1	54.5	8,328	53.9	9,143	57.8	8,574
会議室 2	35.9	2,954	37.3	2,741	37.2	3,963
特別室	7.1	318	6.4	425	3.5	372
応接会議室	-	-	-	-	14.6	409
ミニシアター	-	-	-	-	12.6	2,854
その他	-	73,878	-	109,161	-	233,946
利用者合計		223,464		246,768		367,559

(注) その他は、ウェルカムプラザ、レストラン、ITサロン等の利用者数。

#### (7) 指定管理者制度導入に際しての方針について

##### 運営形態

これまでと同じサービスをより低いコストで実現し、施設を活性化するため指定管理者制度を導入した。

##### 指定管理者の指定方法

民間事業者のノウハウの活用によるサービスの向上と経費の節減を図ることを目的としており、民間専門業者に管理運営を任せることによるメリットは、他の公の施設に比べて大きいと判断し、公募とした。

##### 指定管理者の選定方法

###### ・応募団体 株式会社中広

構成団体：株式会社中広、岐阜県舞台設備管理事業組合

###### サンサン管理共同企業体

構成団体：株式会社三和サービス、日本イベント企画株式会社、

###### 飛騨コンソーシアム

構成団体：株式会社シラカワ、飛騨産業株式会社、日進木工株式会社、株式会社イバタインテリア

###### 社団法人高山市文化協会

###### 大栄総合管理・クサカペインターナショナル共同企業体

構成団体：大栄総合管理株式会社、株式会社クサカペインターナショナル

平成 17 年 12 月 20 日に開催した岐阜県指定管理者委員会(外部有識者等 10 名

の委員で構成)において、審査を行った結果、「飛騨コンソーシアム」が最も優れている応募団体として評価された。

審査委員会の結果を踏まえて県で検討した結果、指定管理者としての基本姿勢、県民文化の振興及び地域活性化に関する業務(飛騨センターの企画事業)等、地域との連携に関する考え方が優れていると評価し、上記団体を指定管理者の候補者として選定した。

本選定結果を踏まえ平成 18 年 2 月議会で、指定管理者の指定についての議会の議決を得た後に指定。

#### 指定管理者の指定及び協定締結

- ・指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日(5 年間)
- ・業務範囲
  - 飛騨センターの維持管理に関する業務
  - 飛騨センターの運営に関する業務(施設及び付属施設設備の使用許可並びに利用料金の収受を含む)
  - 県民文化の振興及び地域の活性化に関する業務(飛騨センターの企画事業)
  - その他施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務

#### 業務条件

指定管理業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、飛騨・世界生活文化センター条例、飛騨・世界生活文化センター条例施行規則及び募集要項等に定める管理の基準とする(基本協定書第 13 条)。

- ・休業日 毎週月曜日(祝日であれば翌日)  
12 月 29 日から翌年 1 月 3 日
- ・利用時間 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
- ・利用料金設定と減免
- ・業務の一括委託の禁止
- ・関係法令等の遵守
- ・個人情報管理
- ・情報公開
- ・文書管理・保存
- ・守秘義務
- ・環境への配慮
- ・事業計画書及び収支計画書の提出
- ・その他細目

## 指定管理料

指定管理料の支払金額、支払方法等詳細については、年度協定書において定める（基本協定書第 31 条第 2 項）。

その収入である指定管理料、利用料金、事業収入等の合計額が、経営努力により指定管理業務の実施に要する費用の合計額を超えた場合においては、当該超過額の 100 分の 20 に相当する額を県に支払うものとする。ただし、経費の削減等により指定管理業務の実施に要した費用の合計額が、事業計画書において見込んだ費用の合計額を下回った場合は、その額を当該超過額から控除できる（基本協定書第 32 条第 1 項）。

指定管理者は、指定管理料、利用料金、事業収入等をもって指定管理業務を行なうものとし、その額が現に指定管理業務の実施に要した費用に満たない場合においても、県は、指定管理料の追加の支払いを行なわない（基本協定書第 32 条第 2 項）。

### 指定管理料の岐阜県への返戻額（平成 18 年度）

（単位：千円）

項目	事業計画	実績	差額
収入	368,240	356,984	11,256
支出	368,240	339,392	28,848
収支差額	0	17,592	17,592

岐阜県への返戻額	$(17,592 - 28,848) \times 20\%$	0
----------	---------------------------------	---

（注）（収支差額 - 支出削減額）× 20%

## 利用料金の設定

- ・センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるものとする（飛騨・世界生活文化センター条例第 6 項第 1 項）。
- ・利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める（同第 2 項）。
- ・利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなくてはならない（同第 3 項）。

## 2 監査の結果及び意見

### （1）収入（意見）

指定管理者導入前の平成 17 年度と導入後の平成 18 年度の収入の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

年度 科目	年度		増減額
	平成 17 年度	平成 18 年度	
施設使用料	21,708	19,644	2,064
チケット収入	7,560	5,070	2,490
助成金・賛助金	3,180	7,190	4,010
雑収入	2	80	78
指定管理料 (委託料)	388,209	325,000	63,209
収入合計	420,659	356,984	63,675

施設使用料については、指定管理者制度移行後減少している。指定管理者制度導入のひとつの目的として稼働率・利用者数の増加が挙げられているが、施設使用料を見る限りまだ結果が表れていない状況である。

ここで、下記の表により各施設別の稼働率を比較してみる。

(単位：%、人)

施設	平成 17 年度		平成 18 年度		対前年比	
	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	利用者数
コンベンションホール	78.0	56,054	67.4	80,753	86.4	144.1
芸術堂	45.1	42,408	30.2	21,888	67.0	51.6
大会議室	38.3	26,836	38.4	14,800	100.3	55.1
会議室 1	53.9	9,143	57.8	8,574	107.2	93.8
会議室 2	37.3	2,741	37.2	3,963	99.7	144.6
特別室	6.4	425	3.5	372	54.7	87.5
応接会議室	-	-	14.6	409	-	-
ミニシアター	-	-	12.6	2,854	-	-
その他	-	109,161	-	233,946	-	214.3
利用者合計		246,768		367,559		148.9

(注) 稼働率 = 使用日数 / (開館日数 - 点検日数) × 100

稼働率を見ると、特に施設の顔であるコンベンションホール、芸術堂の稼働率が大きく減少している。ウェルカムプラザなどにおいてイベントを実施したことにより、貸館以外における施設の利用者が増えたため、施設使用料につながる稼働率には影響しない。上記稼働率は使用日数を基準として算出されているが、各施設の利用形態は午前・午後・夜間のおおむね3単位に分かれており、施設使用料もこれを基準に細かく決められている。また、当該施設でも県の条例に従い、

高校生以下の使用料は減免されている。

これらの条件をもとに、コンベンションホール、芸術堂、大会議室の詳細な稼働率を試算すると次の表となる。

(単位：%)

施設	使用日数による稼働率			使用単位(3単位/日)による稼働率		
	減免	一般	合計	減免	一般	合計
コンベンションホール	46.9	20.5	67.4	26.0	16.9	42.9
芸術堂	7.3	22.9	30.2	5.8	16.2	22.0
大会議室	-	38.4	38.4	-	25.6	25.6

コンベンションホールは、使用単位ごとの稼働率に換算すると50%を下回る結果となる。2,000人規模の施設なので、一見、使用単位ごとに分割するのは実態にそぐわないかもしれないが、減免での使用割合が全体の約3分の2を占めるように、そのほとんどが地元学生のハンドボール、サッカーの練習に使用されている。これらの練習は午前・午後といった単位で使用されるので、使用単位ごとの稼働率も参考になると思われる。最新の舞台装置を備えたコンベンションホールが、実際は体育館として主に使用されている点には大きな疑問が残るが、これも地域への貢献と考えるならば施設使用料の増収は難しい状況にある。

芸術堂については、指定管理者制度移行後に最も稼働率が低下した施設である。財団管理時のほうが、芸術堂で行う企画を誘致しやすい環境であったという意見も聞かれたが、使用単位の稼働率が22%まで落ち込んでいる現状からは早急な対策が必要である。

大会議室については、会議室1、2と合わせて、稼働率はほぼ横這いである。しかし、大会議室では使用単位ごとの稼働率でみると25.6%と非常に低い状況となっている。会議室としては市内にも同様な施設があること、また当該施設が市内から遠距離にあることなど稼働率を上げるには当初より厳しい環境にあるが、広い駐車場やその他施設との相互活用により稼働率を上げる努力が望まれる。

施設全体の利用者数は増加しているが、その他の欄にある利用者数はウェルカムプラザ、レストラン、ITサロン等の利用者となっている。ただし、ウェルカムプラザの利用者はその場所を往来する人をセンサで感知してカウントしているので、重複してカウントされるケースが多々あると思われる。よって、前年と比較して実際に倍以上の利用者があったかどうかは疑問である。

なお、減免対象者の使用においても、備品使用料は徴収している。これも含めて施設使用料として計上されているが、施設別及び目的別の使用料の集計が行われていない。今後は施設ごとの稼働率と併せて、施設ごと及び目的別の使用料を把握することが望まれる。

チケット収入、助成金・賛助金収入については、すべて企画事業に関連するものである。助成金・賛助金は他者と協同で企画事業を行う場合の他者からの入金分である。

平成 18 年度は 16 の企画事業が行われ、そのうち有料は 7 企画であった。東儀秀樹コンサートなど一定のチケット収入を得られるものもあったが、それ以外のほとんどの企画事業は無料あるいは数十万前後の収入である。

平成 17 年度と比較すると、助成金・賛助金収入が増加しチケット収入が減少しているが、助成金・賛助金を財源に充て、少しでも入場料を安くして入場者数の増加を図ろうとした結果と思われる。その面では指定管理者制度の趣旨に相当するものと思われるが、依然として 16 の企画事業のみで 54,472 千円のマイナスとなっており、この部分は指定管理料から賄われていることになる。飛騨国際メルヘンアニメ映画祭については、約 17,000 千円もの経費をかけ、チケット収入は 230,800 円である。2 日間で 13,405 人の入場者数を記録しているので収支面だけで判断するのは難しいが、有料入場者数が 1,330 人だけであることから入場料の再検討や委託料等の経費削減が望まれる。これ以外にも、冬のフェスティバルのギターコンサートでは、予想有料入場者数 500 人に対して実際は 62 人であったなど、本当に地域文化の振興や活性化に寄与する企画なのかの検討も必要である。

## (2) 支出（意見）

指定管理者導入前の平成 17 年度と導入後の平成 18 年度の支出の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

項 目		年 度		増減額
		平成 17 年度	平成 18 年度	
支 出	人 件 費	82,310	35,940	46,370
	維 持 管 理 費	255,101	225,688	29,413
	施 設 運 営 費	23,642	11,030	12,612
	企 画 事 業 費	59,606	66,734	7,128
合 計		420,659	339,392	81,267

まずは、制度導入前後の支出を比較すると、平成 18 年度は人件費及び維持管理費が前年に比べ減少している。特に人件費が大きく減少しているが、これは人員削減、派遣の利用等の効果が出たものと考えられる。

この状況からは、指定管理者制度導入効果が表れているといえる。

次に、支出の平成 18 年度実績の内容を検討してみると、総支出 339,392 千円のうち、3 分の 2 の 66.5%にあたる 225,688 千円が光熱水費、清掃費といった

施設維持管理費となっている。一般的に公の施設の管理運営費は、人件費、事業費、施設等維持管理費、一般管理費に区分でき、そのうち事業費を除く支出はいわゆる固定的支出であり、どのような事業を行うか否かにかかわらず、施設を維持管理するうえで不可避免的に発生する支出である。

固定費は、一般的に大型で複雑な施設を作れば作るほど多額に発生するものであり、かつ、それを削減することは非常に困難である。そのため、固定費が支出の3分の2という高い割合を占めているということは、今後も非常に苦しい収支状況が続く可能性は高い。

飛騨センターのような施設を建設すれば、施設等維持管理費が大きな負担になることは計画当初から想定できたはずである。

財団が管理運営していた時に比べ、制度導入から間もない期間は、民間手法の導入で固定費の削減効果も期待できるが、それを継続していくことは、規模を縮小しない限り困難であると思われる。

ましてや、飛騨地方という寒冷地にあるがゆえに、原油価格の高騰による光熱費の上昇など外的要因が発生すると、維持管理費が増加してしまう恐れがある。

指定管理者を甘やかす必要はないが、厳しい状況の中で、少しでも支出を継続して削減できるよう、指定管理者は当然のこと、県、それから地域住民も力を合わせて努力していくことが必要である。

## 岐阜県ミュージアムひだ

### 1 施設の概要

#### (1) 設置の沿革・背景

年度	設置状況
平成5年3月	飛騨地域国際交流拠点基本構想の策定
平成7年9月	建築基本設計委託
平成8年12月	建築実施設計委託
平成11年3月	建築工事発注
平成13年3月	竣工
平成13年4月	施設の運営・管理を財団法人岐阜県産業文化振興事業団に委託
平成13年7月	開館
平成18年4月	ミュージアム施設が教育委員会に移管 名称変更 「ミュージアム温故知新」 「岐阜県ミュージアムひだ」

平成13年7月に開館した「飛騨・世界生活文化センター」(以下「飛騨センター」と称す)の1施設「ミュージアム温故知新」としてスタートした当施設は、飛騨地域の生活文化の調査・研究及び展示、収集・保存、教育普及等の博物館機能を有する施設として運営されてきた。

平成18年4月に飛騨センターの管理運営業務を指定管理者「飛騨コンソーシアム」に委託するにあたり、ミュージアム活動のみが教育委員会に移管され、「岐阜県ミュージアムひだ」と改称された(以下「ミュージアムひだ」と称す)。

教育委員会移管後の新しい運営コンセプトは以下のとおりである。

- ・博物館、美術館の両機能を備えた文化芸術の拠点
- ・地域の歴史、民俗、生活文化の研究、発信
- ・文化芸術に関する教育普及事業の推進

#### (2) 設置目的

生活文化を中心とした文化活動及び交流の場を提供するとともに、県民文化の振興と地域社会の活性化に寄与する。

#### (3) 施策での位置づけ

ミュージアム活動のみを教育委員会に移管することにより、県の博物館施設として一元的な運営ができ、博物館施設を活用した全県的な教育文化施設を実現することができる。

(4) 施設の内容

敷地面積：61,061.75 m<sup>2</sup> (飛騨センター全体)の一部

施設内容

鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨 地下1階地上5階建

延床面積 6,775.28 m<sup>2</sup>

(単位：m<sup>2</sup>)

施設	階数	面積	主な施設内容	主な展示物
常設展示室	地下1階、1階	1,670	第1～第4展示室	「ひだの暮らし」、「ひだのいのり」、「ひだのたくみ」
企画展示室	2階	510	企画展示室1・2	企画展、県美術館等の収蔵品の展示等
収蔵室	3～4階	1,318	民俗資料、美術品等の収蔵	

(外観)



(展示)



(5) 建設費用

(単位：百万円)

区分	事業費
建築費	12,055
造成費	1,695
その他	3,348
合計	17,099

(注) 飛騨センターの建設費用に合計額を記載。

(6) 過去3年間の収支等の推移

収支

(単位：千円)

年 度 項 目		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
		収 入	観 覧 料 収 入	1,497
雑 収 入	118		77	127
管 理 委 託 料 等	80,729		79,619	0
合 計	82,344		81,974	2,500
支 出	人 件 費	57,607	62,094	67,858
	管 理 運 営 費	15,742	10,458	14,251
	資 料 購 入 費	1,193	0	1,570
	企 画 展 展 示 費	7,802	9,422	8,863
	合 計	82,344	81,974	92,542
差引：収支差額		0	0	90,042

(注) 平成 16、17 年度は財団法人岐阜県産業文化振興事業団へ管理委託。

平成 16、17 年度の人件費は、財団法人岐阜県産業文化振興事業団の支出を指定管理部門とミュージアムひだ部門に職員数で按分して算出。

入館者数等

年 度 項 目		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
		開 館 日 数 ( 日 )	308	310
常 設 展 ( 人 )	24,387	30,576	15,293	
企 画 展 ( 人 )	13,106	30,603	15,486	
合 計 ( 人 )	37,493	61,179	30,779	

業務条件

- ・休業日 毎週月曜日(祝日であれば翌日)  
12月29日から翌年1月3日
- ・利用時間 午前9時から午後5時まで

(7) 指定管理者制度導入に際しての方針について

平成 18 年度に指定管理者制度を導入するか、県直営とするかを検討した結果、次のような理由により、県直営とした。

飛騨・世界生活文化センターのうち、「ミュージアム温故知新」は、飛騨地域の生活文化の調査・研究及び展示、収集・保存、教育普及等の博物館機能を有する施設である。

飛騨地域におけるミュージアムの充実を望む県民の声を受け、ミュージアム温故知新の博物館としての機能を「岐阜県ミュージアムひだ」として教育委員会に移管し、県直営施設として運営することで、県の博物館施設として一元的な運営をし、博物館施設を活用した全県的な教育文化施策を実現することとした。

## 2 監査の結果及び意見

### (1) 収入(意見)

平成 18 年度の県教育委員会への移行後、観覧者数は前年に比べ大幅に減少しているが、これは平成 17 年度に高山市合併記念事業の「国宝展」等が開催されたことにより、一時的に観覧者数が増加したためである。それを考慮すると、開館後の入館者数は減少傾向にあり、入館者、特に有料入館者数を増やしていくことは現実的には困難な状況にある。

入館者数の合計人数についても単純合算されているが、実際には両方を観覧した人もいるため、観覧者数の実績としては常設展と企画展を比較して多い方の人数がそれに近いと思われる。

観覧者数の減少については、常設展の展示内容が固定的であること、市街地から遠く立地条件が悪いこと、観光客の誘致ができないことが原因として考えられる。

平成 18 年度の観覧料収入は微増となっているが、県直営移行による影響ではなく、平成 17 年度の記念事業における入場者の大部分が減免対象(入場無料)の高校生以下の学生であったためである。

平成 18 年度の有料観覧者数をもとに、そこから試算した観覧料収入と実際の観覧料収入との間にどれほどの差が生じているかを比較検討する。

有料観覧者となる一般及び大学生の観覧料を、通常料金と団体料金に区分して常設展、企画展別に観覧料を集計すると下記の表の試算となる。

#### (通常・団体別観覧料の試算)

項目	通常料金	団体料金
常設展観覧者数	一般：9,083 人	大学生：73 人
常設展観覧料(一人当たり)	— 320 円、大 110 円	— 260 円、大 50 円
常設展観覧料 計(千円)	2,914	2,365
企画展観覧料 計(千円)	3,099	3,099
観 覧 料 合計(千円)	6,014	5,464

有料観覧者となる一般及び大学生の常設展の年間観覧者数はそれぞれ 9,083 人と 73 人である。これに団体料金一般 260 円・大学生 50 円(通常は一般 320 円・大学生 110 円)をかけると常設展年間観覧料は 2,365 千円となる。これに企画展の有料観覧者に対する年間観覧料 3,099 千円を加算すると、平成 18 年度の観覧料収入は少なくとも 5,464 千円以上計上されることとなる(常設展観覧料をすべて通常料金で試算すると合計は 6,014 千円となる)。

当該年度の実際の観覧料収入は 2,372 千円で上記試算の半分以下となっているが、その主な理由は、文化施設無料開放日の新設、障がい者(付添い者含む)等への全額免除及び無料招待券の配布等によるものである。無料招待券については、高山市を中心に県内 595 箇所の各関係機関へ約 2,400 名分を配布している。

以上のことから、ミュージアムひだの一般・大学生の観覧者の 2 分の 1 強が免除や無料開放、無料招待券等による観覧者であることが推測される。また、高校生以下の観覧料については県の条例により無料となっており、利用者負担は非常に少ない。

利用者の増加を図り、安易に無料券を配布することなく広報や展示内容といったソフト面での更なる努力により、有料入場者数を増加させる必要がある。

## (2) 支出(意見)

ミュージアムひだの支出について平成 18 年度は単独の支出として報告されているが、それ以前は飛騨センターと合わせて(財)岐阜県産業文化振興事業団(以下、「財団」と称す)が報告しているため、そこからミュージアムひだ部分だけを抜き出して比較検討する必要がある。

財団運営から県直営に移行したことによる支出の増減は次の通りである。

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	増減額
人 件 費	62,094	67,858	5,764
管 理 運 営 費	10,458	14,251	3,793
資 料 購 入 費	0	1,570	1,570
企 画 展 展 示 費	9,422	8,863	559
合 計	81,974	92,542	10,568

人件費については、平成 17 年度の財団の人件費を指定管理部門とミュージアムひだ部門を分けるにあたり、職員数で按分して算出したため、そのまま人件費を比較することは困難であるが、ミュージアムひだを県直営施設にするにあたり、館長及び管理課長の管理職を配置しており、それ以外の人件費では、管理業務の非常勤専門職を増員したため、平成 18 年度は若干増加している。

管理運営費については、チケット委託販売料、印刷費、広告料の削減を行ったが、全体的には4,400千円ほど増加している。資料購入費、企画展展示費についても若干の増減はあるが、管理運営費を含めた全体で比較すると大きな変化はない。

財団から教育委員会に管理が移管されたが、支出面について特に削減に向けた対策が立てられたわけではなく、逆に人件費が増加する結果となっており、平成18年度も依然として県費約90,000千円の負担で運営していることから、ミュージアムひだは博物館施設を活用した全県的な教育文化施策の実現を最優先した施設と位置づけることができる。

このように、指定管理者制度から外れた業務についても、予算、人事など縦割り行政の中で、いかにして横の連携をはかり指定管理者制度と県直営を有効に機能させていくかが課題となる。

ミュージアムひだには高度な空調管理が必要な収蔵室がある。収蔵室の面積は広大であり、県美術館等で収容できない美術品も収蔵できるようになっている。展示室等の維持管理もさることながら、この収蔵室の維持管理費用が大きな負担となることは容易に想像できる。しかし、この維持管理費用は飛騨センターの指定管理者である飛騨コンソーシアムがその他施設の維持管理費用と共に負担している。よって、ミュージアムひだの本来の収支を把握するには、この施設の維持管理費用も含めて検討しなければならない。

逆にいえば、指定管理者は本来であれば負担する必要の無いコストまで支出している状態であり、仮にそれが折込済みの指定管理料を受取っているとしても、近い将来当然必要となる空調設備の修繕費用をどのように負担するかといった問題が待ち構えている。

指定管理者と県が業務を分担している実情から、単独でその施設の現状を検討するのではなく総合的に判断する必要があるとあり、飛騨センター内の施設の効率的な利用を図るなど、施設全体での取組みが必要と考えられる。

## 岐阜マリンスポーツセンター

### 1 施設の概要

#### (1) 設置の沿革・背景

岐阜県のヨット競技は海津高校及び同校のOBを中心に全国高校総体、国体等において、数多く優勝するなど優秀な成績を収めており、海なし県にもかかわらず非常に高い競技力を有している。

岐阜マリンスポーツセンター 設置以前は、三重県の津ヨットハーバー等を利用して練習していたが、間借り状態であり、練習場所や艇庫の確保に苦労が絶えないことから、岐阜県ヨット連盟、海津町及び海津高校OB等関係者の要望で設置された。

年度	設置状況
平成7年度	建設にかかる事前調査
平成8年度	基本設計計画委託 土地造成実施設計委託
平成9年度	三重県土地開発公社に土地造成工事委託 ボーリング調査委託 書類審査方式による建物実施設計委託
平成10年度	株式会社マリーナ河芸(以下マリーナ河芸)と土地賃貸契約締結
平成11年度	建設工事着工完成、「公の施設の区域外設置にかかる協議」の議決
平成12年度	備品整備、供用開始

#### (2) 設置目的

- ・青少年の健全育成に寄与する  
岐阜県内の児童生徒に、マリンスポーツを楽しんだり、海の動植物にふれるなど臨海体験学習の場を提供する。
- ・マリンスポーツの競技力の向上  
ヨット連盟との連携のもと、国体や高校総体における上位入賞を目指し、ヨット競技の向上を図る。
- ・マリレクリエーションの普及・振興  
ヨットやクルージングが気軽に体験できる施設を目指し、マリンスポーツ愛好家の拡大を図る。
- ・県民宿泊の利便を図る  
スポーツ、レジャー、ビジネス等多様なニーズに応える宿泊施設となることを目指す。

( 3 ) 施策での位置づけ

岐阜マリンスポーツセンターは、マリンスポーツ、マリンレジャーを中心とした施設であることから、指定管理者制度を導入することにより、民間事業者のノウハウを活用し、サービスの向上と経費の削減を図る。

( 4 ) 施設の内容

設置場所：三重県津市河芸町東千里 858 番地

敷地面積：9,230 m<sup>2</sup> ( 定期借地権 30 年 )

施設内容

R C 造 2 階建

延床面積 1,918.84 m<sup>2</sup>

1 階 トレーニングルーム、ミーティングルーム、シャワー室、ロッカールーム  
艇庫、船具庫

2 階 洋室ツイン 2 室 (うち身体障害者用 1 室)  
和室 (定員 4 名) 2 室、2 段ベッドルーム (定員 8 名) 6 室  
食堂、調理室、男女浴室、洗濯室  
フロント、事務室、応接室

収容艇数 114 艇 (艇庫 60、ディングーヤード 54)



(5) 建設費用

(単位：百万円)

区 分	事業費
土 地 造 成 費	157
建 築 費	600
備 品 費	13
そ の 他 ( 事 務 費 等 )	7
合計	778

(6) 過去3年間の収支等の推移

(単位：千円)

科 目		年 度		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収 入	管理委託料・指定管理料	47,983	50,521	38,325
	利用料金収入	8,026	8,155	7,763
	その他収入	21	32	-
	合計	56,030	58,708	46,088
支 出	人件費	32,879	33,858	23,163
	維持管理経費	7,624	8,319	10,773
	安全管理業務費	13,149	13,034	8,800
	企画事業費	417	464	51
	施設保守管理費	1,961	3,033	890
	合計	56,030	58,708	43,677
差引：収支差額		0	0	2,411

(注)平成 16、17 年度は財団法人岐阜県イベントスポーツ振興事業団へ管理委託。

(7) 指定管理者制度導入に際しての方針について

運営形態

指定管理者に使用許可権限を付与することにより、利用者へのサービス向上及びマリンスポーツの競技力向上等の施設設置目的を実現するために、効率的な管理運営が期待できることから指定管理者制度を導入した。

指定管理者の指定方法

岐阜マリンスポーツセンターは、「マリンスポーツ」、「マリンレジャー」を中心とした施設であるため、民間専門業者に管理運営を任せることにより、民間事業者のノウハウ活用によるサービスの向上と経費の削減等、そのメリットは他の公共施設

に比べて大きいと判断し、公募とした。

#### 指定管理者の選定方法

- ・ 応募団体 株式会社マリーナ河芸

平成 18 年 1 月 19 日に開催した岐阜県指定管理者審査委員会（外部有識者等 10 名の委員で構成）において、審査を行った結果、「株式会社マリーナ河芸」が岐阜マリンスポーツセンターの指定管理者としてふさわしいと評価された。

審査委員会の結果を踏まえて県で検討した結果、上記団体を指定管理者の候補者として選定した。

本選定結果を踏まえ平成 18 年 2 月議会で、指定管理者の指定について議会の議決を得た後に指定。

#### 指定管理者の指定及び協定締結

- ・ 指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日（5 年間）
- ・ 業務範囲

施設及び設備の維持管理業務

施設の運営に関する業務

体験学習事業の企画及び実施に関する業務

自主事業の企画及び実施に関する業務

利用者への便宜の供与に関する業務

利用の促進に関する業務

#### 業務条件

- ・ 休業日 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日
- ・ 利用時間 宿泊施設 午後 4 時から翌日午前 10 時まで  
ミーティングルーム 午前 9 時から午後 9 時まで
- ・ 人員体制 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 2 名以上  
午後 10 時から翌日午前 8 時 30 分まで 1 名以上

#### 指定管理料

指定管理料の支払金額、支払方法等詳細については、年度協定において定める（基本協定書第 27 条 2 項）。

実際の利用料金収入の額が基本収支計画で計上されている平成 18 年度から平成 20 年度までの利用料金収入の額を上回った場合は、上回った額の 2 分の 1 の額について平成 21 年度以降の指定管理料から減額することとする。

なお、実際の利用料金の収入の額が基本収支計画で計算されている利用料金収

入の額より下回った場合は、指定管理料の見直しは行わないものとする（基本協定書第 29 条第 2 項）。

#### 指定管理料の減額

（単位：千円）

項目	事業計画	実績	差額
利用料金収入	9,000	7,763	1,237

（注）見直し条項では、平成 18 年度から 3 年間の差額累計がプラスの場合、その 2 分の 1 を指定管理料から減額するため、平成 20 年度に確定する。

#### 利用料金の設定

- ・センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるものとする（岐阜マリンスポーツセンター条例第 6 条第 1 項）。
- ・利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める（同第 2 項）。
- ・利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、知事に申請し、その承認を得なければならない（同第 3 項）。

## 2 監査の結果及び意見

### （1）収入（意見）

岐阜マリンスポーツセンターの収入は、利用料金収入、その他収入、指定管理料収入から成る。そのうち平成 16 年度以降の利用料金収入は次のとおりである。

（単位：千円）

科 目	年 度		
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
宿 泊 料	6,597	6,766	6,460
貸 室 料	319	415	383
そ の 他	1,110	974	920
利用料金 合計	8,026	8,155	7,763

指定管理者制度移行後は、全科目とも若干ではあるが減少している。利用料金減少の原因となる各施設の稼働率は下記のとおりである。

年 度 項 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
稼働部屋数（件）	778	854	815
客室稼働率（％）	26.2	28.5	22.8
宿泊者数（人）	3,476	3,629	3,349
宿泊客利用率（％）	19.5	20.2	15.6
稼働艇庫数（件）	2,263	1,994	1,934
艇庫稼働率（％）	12.7	11.1	9.0
稼働ヨット数（件）	26	40	226
ヨット稼働率（％）	1.3	1.9	9.0

ヨット稼働率を除き、平成 18 年度は全ての稼働率が低下している。しかし、稼働率が低下していることより、稼働率自体が供用開始より低い状態のままであることが問題である。

施設の本来の目的である、県内児童生徒の体験学習の場としての利用について、県内の小中学校の当該施設の利用件数は、平成 16 年度 16 件、平成 17 年度 20 件、平成 18 年度 22 件であった。平成 18 年度において、県内の小学校の状況は 394 校（国立 1 校、公立 392 校、私立 1 校）126,086 人、中学校は 202 校（国立 1 校、公立 193 校、私立 8 校）62,595 人であり、季節による利用制限があるとしても、県内の小中学校の 4 %にも満たない低い数字である。

小中学校の利用件数が上がらない原因として、収容人数の少なさが挙げられる。この施設の収容人数は定員 60 名となっており、せいぜい 2 クラス分の人数しか宿泊できない。当然、それよりクラス数が多い学校が利用できないため、このような低い稼働率となる。

また、ヨット教室も平成 18 年度は 9 回の企画を行ったが、参加者不足、天候不良などを原因に 1 回しか実現しなかった。ヨット連盟からの積極的な働きかけもなく、主要な目的の一つとして考えられていたヨットの利用も、十分な実績を残しているとはいえない。

その一方で、カヤック、パエリア作りなど体験学習を全部で 42 企画したり、地元三重県内の大学部活動・サークルなどに案内を送付し、オフシーズンも含めた施設の利用にも力を入れ、その結果、平成 18 年度は県内の利用者数 1,733 人に対し、県外利用者数も 1,616 人とほぼ同数近くになった。利用者増加のみを目的とすればある程度の成果が認められるが、県外利用者が増加すれば増加するほど岐阜県の施設としての存在意義が問われることとなる。

このような現状の打開策として、（ 1 ）現状ではあまり利用されていないミーティングルームなどを宿泊室に用途変更するなどして、定員を増やしてより多くの小

中学校の利用を図ること、(2)小中学校の学校行事については、宿泊費が減免されている(指定管理者制度募集の際の要件にあり、県内外を問わないこととした)。しかし、県外の小中学生についても同様の処置を取っているため、県外分についてはいくらか利用料を徴収することにより、利用料収入を少しでも増加させながら県施設としての存在価値を維持していくことが必要である。

## (2) 支出(意見)

指定管理者制度導入前の平成17年度と導入後の平成18年度の支出の増減は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目		年 度		増減額
		平成17年度	平成18年度	
支 出	人 件 費	33,858	23,163	10,695
	維持管理経費	8,319	10,773	2,454
	安全管理業務費	13,034	8,800	4,234
	企画事業費	464	51	413
	施設保守管理費	3,033	890	2,143
	合計	58,708	43,677	15,031

まず、制度導入前後の支出を比較すると、支出合計では15,000千円減少しており、全体として指定管理者制度の導入効果があったと思われる。

個別では、維持管理費は増加しているが、その原因は、稼働日数を増加させたことによるものである。

一方、それ以外の支出項目は減少しており、その中でも人件費が大きく減少していることで、以前はいかに人的資源の配分が非効率であったかということが伺える。

また、企画事業費が減少しているが、ヨット教室が天候不順や参加不足により開催されなかったためとのことである。天候不順によるものは仕方ないが、参加者不足で開催されないのは企画事業自体にも問題があると考えられる。

支出の規模は小さいが、利用者へのサービス提供のためには重要な支出であるため、参加者を大勢確保できる企画事業を立案するとともに、積極的にPR活動することが望まれる。

## (3) 株式会社マリーナ河芸との会計区分の厳格化(結果)

経理処理については指定管理者である株式会社マリーナ河芸(以下、マリーナ河芸と称す)が行っている。

マリーナ河芸は岐阜マリンスポーツセンターに隣接しており、ヨット管理、レス

トラン運営、海の体験学習の企画等を業務としている。マリーナ河芸には宿泊施設がないため、岐阜マリンスポーツセンターに利用者を宿泊させることにより両施設の有効利用を図っている。指定管理者としての業務はこれらの業務の一環として行われており、会計帳簿上、原則は収支を問わず、本社部門、岐阜マリンスポーツセンター部門に分けて処理している。請求書・領収書は岐阜マリンスポーツセンターとマリーナ河芸双方に置かれ、両施設を共に利用する利用者に対してはいずれか一方が窓口となり、記帳の際に施設ごとに区分して計上するとともに資金の移動を行っている。

総勘定元帳を確認したところ、宿泊料などの主だった収入については、本社部門、岐阜マリンスポーツセンター部門で適切に計上されているが、岐阜マリンスポーツセンターに設置されている自動販売機、及び同施設で行っている貸し布団の収支については両部門で混同して計上されていた。

二つの事例とも収入は本社部門で計上されているが、支出は岐阜マリンスポーツセンターで計上されている。自動販売機についての使用料は県の収入となるためその電気代立替分と宿泊客への貸し布団代は岐阜マリンスポーツセンターの収入に帰属するものである。

金額的な多寡を問わず、正しい収入を認識して計上するため、帰属先については特に混同しないように処理する必要がある。

#### (4) 全体の費用処理について(意見)

指定管理者であるマリーナ河芸は、岐阜マリンスポーツセンターの総勘定元帳については作成しておらず、会社の一部門として岐阜マリンスポーツセンターに係る支出が記録されている。

そのため、負担関係を明確に区分し、仕訳入力時にどちらに帰属するかを正しく処理しなければ、岐阜マリンスポーツセンターとマリーナ河芸の費用が混在してしまう可能性がある。

また、人件費、一般管理費の中に両施設に明確に区分出来ない共通費用が発生しているが、共通費用については、それぞれが負担するよう適切な基準を用いた按分計算を行い、費用の割り振りをしていなければならない。

しかし、現状では、一部マリーナ河芸が負担すべき費用を岐阜マリンスポーツセンターが負担しているなど共通費用の按分計算がなされておらず、いずれかが全額負担している。特に人件費について、勤務状況にかかわらず費用の付替えが行われれば、役職クラスであればかなりの影響額となり、岐阜マリンスポーツセンターの収支報告書が実態を表さず、県も正しい業績評価を行えないことになる。

今後は再度費用項目の負担関係を見直し、より正確な会計区分を行うとともに、勤務時間、面積割といった基準で共通費用の按分計算がなされるよう早急に改善

すべきである。

( 5 ) 安全管理委託費について ( 意見 )

安全管理委託費 8,800 千円は、岐阜マリンスポーツセンターがマリーナ河芸に対し、全般的な管理運営の対価として支払うものであり、県への収支計算書に費用として計上されているが、事務手続き上経理処理がなされておらず、実際の支出も伴っていなかった。

マリーナ河芸では、岐阜マリンスポーツセンターの指定管理者となることにより、直接的支出の他に間接的支出も増加するであろうから、このような負担に対する補填も仕方ないと考えられる。

しかし、現状の安全管理委託費は、指定管理者に移る以前の平成 17 年度にマリーナ河芸が県から受け取っていた金額そのままであり、外部からはその過不足が分かりづらく、内部でもその検証はしていないため、不当に資金が留保されているのではという誤解を招きかねない。また、間接的な支出も適切な按分基準により按分計算しなければ、実態に即した正しい収支計算書を作成することができない。

今後は、実際に岐阜マリンスポーツセンターで負担すべき間接的支出を計算し、それと現状の安全管理委託費と比較することで、少しでも県の指定管理料の負担が軽減できるよう、できる限り実態に即した金額となるよう每期見直していくべきである。

## 岐阜県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）

### 1 施設の概要

#### （1）設置の沿革・背景

展示や装置による人と展示物の対話ではなく、来館者本人の創造的科学的体験とスタッフとの出会いを軸とした「サイエンスコミュニケーション」活動を基本理念とし、全国初の体験型科学館として、平成11年7月9日に開館した。

年度	設置状況
平成7年度	岐阜県先端科学技術体験センター構想発表
平成8年度	岐阜県先端科学技術体験センター整備方針を打ち出し、建設地を瑞浪市に決定、基本構想及び基本計画の決定
平成9年度	管理運営基本計画完成、実験設備基本設計・実施設計完成、建設工事着工
平成10年度	建物完成
平成11年度	7月より開館

#### （2）設置目的

岐阜県は研究開発立県を目指し、県内各地に地域の特性を生かした世界的な研究開発拠点づくりを進めている「東海テクノランドぎふ」構想を推進している。

さらに、東海環状自動車道沿いに、東濃研究学園都市、VRテクノジャパン、ソフトピアジャパン等の先端的な科学技術の研究開発拠点を整備し、岐阜県版シリコンバレー「研究ネットワーク都市・アークぎふ」の形成を進めている。

しかしながら、近年の青少年を取り巻く科学環境は、自然体験の喪失による「知識と体験の遊離（知識としてだけの科学）」が進むなど、いわゆる「理科嫌い」「科学技術離れ」が指摘されている。

このため、先端科学技術をテーマに多彩な科学技術の体験を通じて、21世紀を担う青少年の科学への興味を喚起し、科学技術に対する正しい理解と認識を深め、知性豊かで創造性に満ちた人材の育成を図るとともに、広く県民に生涯学習の場を提供することを目的として設置された。

#### （3）施策での位置づけ

先端科学技術をテーマに多彩な科学技術体験を通じて、21世紀を担う青少年の科学への興味を喚起し、科学・技術に対する正しい理解と認識を深め、知性豊かな創造性に満ちた人材の育成を図るとともに、広く県民に生涯学習の場を提供することを目的とする。

#### 「施設設備基本構想」

有機的に連携を持った次の3つの施設からなる複合施設として段階的に整備していく予定である。

#### 【第1ステージ - 人材育成支援機能】

先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）

科学の原理が実感できるサイエンスショーや実験の体験を通して科学系人材の育成を図る。

#### 【第2ステージ - 総合展示学習機能】

先端科学技術体験ミュージアム

「見て、触れて、創り、動かす」参加・体験型の展示を通して、学習機会を提供する展示施設を主体とする科学館

#### 【第3ステージ - 生涯学習支援機能】

先端科学技術情報センター

最新の科学技術に関する情報を収集し、広く県民に提供するとともに、科学技術に関する学習相談を行うなど、県民の生涯学習機能を支援する。

#### 運営基本方針

事業運営は学校対応と一般対応の2本柱とする

利用者の満足度を重視した運営に努める

普及性と探究性を追求する

魅力的な新しい実験プログラムを自主開発する

中期展望に立った事業の企画・調査を推進する

実験等のノウハウを学校や地域へ普及する

サイエンスワールドネットワークの構築を図る

後援会と連携して、効果的な事業展開を図る

#### (4) 施設の内容

面積：敷地 7,106 m<sup>2</sup>

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建（一部3階）

延床面積 5,971 m<sup>2</sup>

**施設：【レクチャーラボ】**

200人収容のサイエンスショー専用の劇場型施設



**【サイエンスラボ】**

一人一人が実際に自分の手で実験を行うことにより、科学の原理原則等を理解し、体験する48人収容の科学実験室（4室）



**【スペシャルラボ】**

走査型電子顕微鏡、液体窒素製造装置等の特殊実験設備を備えた100人規模の開放型実験室



【科学図書館】

小中高校生向けの科学技術関係図書・雑誌・CD-ROMの閲覧の利用ができる図書館

【工房】

オリジナルの教材や教具を製作したり、レクチャーラボの大道具や実験装置のメンテナンスを行うスペース

【エントランスホール、レストコーナー】

利用団体に対してオリエンテーションを行ったり、休憩のためのスペース

【研究室・準備室】

実験設備や教材についての研究・開発・調査・準備等を行うためのスペース

(5) 建設費用

(単位：百万円)

区分	事業費
用地費（造成費含）	280
建築費（設計費含）	2,100
実験設備費	700
その他（基本構想、事務費等）	30
合計	3,110

(注) 国庫補助金が10億円あり

(6) 過去3年間の収支等の推移

収支

(単位：千円)

項目		年度		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
収入	県受託事業収入	126,626	96,353	100,031
	県補助金収入	41,292	40,825	35,665
	緊急雇用受託収入	3,837	-	-
	負担金収入	1,700	1,248	1,800
	雑収入	1	-	14
	合計	173,456	138,426	137,510

支 出	人 件 費	45,129	40,825	35,665
	県 職 員	24,714	23,135	25,959
	そ の 他	20,415	17,690	9,706
	事 業 費	125,065	94,552	98,601
	管 理 費	3,262	3,049	3,244
	合 計	173,456	138,426	137,510
差引：収支差額		-	-	-

#### 来場者数

(単位：人)

年 度 項 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	備 考
利 用 者 数	88,961	87,790	100,405	
入 館 者	83,496	78,025	89,685	
学 校 利 用	10,471	6,672	10,307	
県 内	6,192	3,440	5,411	
県 外	4,279	3,232	4,896	
出前実験講座	5,465	9,765	10,720	
学校利用	1,232	4,354	6,092	
団体利用	4,233	5,411	4,628	

(単位：人、%)

時 期	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合 計
入 館 者 数	22,723	34,173	18,413	14,376	89,685
構 成 率	25.4	38.1	20.5	16.0	100.0

#### (7) 指定管理者制度導入に際しての方針について

平成 18 年度より、県直営か指定管理者制度導入かを検討した結果、次のような理由により、従来から委託している財団法人岐阜県研究開発財団を指定管理者とした。

- ・当施設は「体験する」ことを主眼に置いた科学教育施設であり、その目的を達成するためには、教育委員会との連携かつ教員派遣が不可欠であること。
- ・開館以来財団法人岐阜県研究開発財団に委託しており、これまでの運営のノウハウが蓄積されており、さらなる県民サービスの向上が期待できる。

## 2 監査の結果及び意見

### (1) 交通手段の確保(意見)

先端科学技術体験センター(サイエンスワールド)は高速道路のインターチェンジから近いため、自動車で来館する利用者にとっては非常に便利であるが、公共交通機関その他で来館する手段はほとんど無いに等しい。

一般利用者のアンケートにおいても、90%以上が自動車で来館したとのことである。

県または市の協力により、土日祝日、夏休み期間など、多くの利用者が見込める日には瑞浪駅からの送迎バスを走らせるなど、利用者増加のために協力体制を整備することが望まれる。

### (2) 岐阜県民の利用促進のためのPR活動(意見)

学校による利用及び一般利用者の4割程度は愛知県民の利用が占めている。

地理的には、愛知県からの方が岐阜の西濃、飛騨地区よりも交通の便がよく来館しやすい。

また、施設のある瑞浪市をはじめ、東濃地区においては近いということもあり、地域との連携も取れているように思われる。

しかし、あくまでこの施設は岐阜県民の税金で賄われているものであり、県内の特定地域、ましてや県外の利用者に大半のサービスを提供することを目的としているのではない。

テレビ、ラジオ、新聞等で紹介されることも多く、PR活動も積極的であるが、さらに多くの岐阜県民が来館するよう、県民だけの特典を付ける等工夫が必要と思われる。

### (3) 施設維持管理の効率化(意見)

当施設は、指定管理者制度導入に当たり、教育的施設としてのソフト面での運営を重視し、従来通りの財団に対し特定者として指名している。

したがって、来館者数等利用実績としては挙げているもの、支出面での削減効果はあまり表れていない。

ハード面の施設維持管理を効率化するため、一般事業会社を指定管理者とした場合は、委託する場合に比べ、支出は削減され、しかもその効果が大きくなることが期待される。

県財政の状況からすれば、今後更なる支出削減が求められると予想されるため、施設の運営と維持管理を区別し、それぞれを得意とする管理者を指名することも次の指定管理者選定時には考慮することが望まれる。

(4) 委託料について(意見)

センターの平成 18 年度の年間支出(人件費を除く)は、101,845 千円であり、その内訳として事業費が、98,601 千円、管理費が 3,244 千円である。

事業費の内訳として施設維持管理費が 65,319 千円であり、年間支出の約 64%を占めている。さらに施設維持管理費のうち委託料が 41,853 千円であり、年間支出の約 41%である。指定管理者制度導入前との比較は次のとおりである。

(単位：千円)

科目	平成 17 年度	平成 18 年度
支出	97,601	101,845
支出のうち事業費	94,552	98,601
事業費のうち施設維持管理費	64,760	65,319
施設維持管理費のうち委託料	42,047	41,853

委託料のうち、年間 1 千万円以上の主な委託料は 3 件あり、その内容及び指定管理者制度導入前との比較は次のとおりである。

(単位：千円)

業務内容	平成 17 年度	平成 18 年度
設備運転管理・保守点検業務	15,225	15,225
清掃業務	10,269	10,185
サイエンスパフォーマー業務	11,760	11,760

平成 18 年度からの指定管理者導入により、支出全体が削減されているとはいえない。この要因としては特に施設維持管理費の委託料の見直しが進んでいないことにある。

主な委託料のうち、設備運転管理・保守点検業務及び清掃業務は、指名競争入札による契約である。設備運転管理・保守点検業務については、7 社による入札があったが、最終的に落札者は、前年と同じ業者であり指名競争入札による効果が表れているとはいえない。

また、サイエンスパフォーマー業務については、開館以来、同一業者による一者随意契約である。委託業務のサイエンスショーは、劇場型実験的施設で行うスクリーン映像とステージでの実験を組み合わせたショーであり、その特殊性を理由に随意契約としている。しかし、随意契約が長期にわたって継続されると、契約金額が高止まりする傾向にあるため、前年踏襲する風土を改め、支出削減効果が期待できる競争入札制度の導入を早急に検討することが望まれる。

## 岐阜県世界淡水魚園水族館

### 1 施設の概要

#### (1) 設置の沿革・背景

世界淡水魚園を含む「河川環境楽園」は、国営公園、県営公園、自然共生研究センター（独立行政法人土木研究所）及び東海北陸自動車道川島パーキングエリアから構成された環境共生型テーマパークの公園として整備が進められた。

年度	設置状況
昭和 51 年度	5 月 東海三県一市知事市長会議で、木曽三川公園構想を提示
昭和 61 年度	2 月 都市計画決定
平成 8 年度	1 月 木曽川水園（国営公園）工事着手
平成 9 年度	2 月 世界淡水魚園（県営公園）工事着手
平成 11 年度	7 月「河川環境楽園」第 1 期オープン

県では、民間の資金とノウハウを活用し、「環境と共生」をテーマとする河川環境楽園にふさわしい淡水水族館の整備を計画し、複数の参画企業の誘致を図った。

県は、三菱商事㈱の提案が最も望ましいと判断し、平成 12 年 10 月 31 日に「淡水水族館整備・運営にかかる基本協定」を締結した。

水族館の建設・維持管理は P F I 的手法（P 162 参照）を導入し、平成 14 年 9 月 11 日に有限会社ジー・エフ・エーと「岐阜県営公園世界淡水魚園水族館リース及び維持管理契約」を締結し、整備を行った。

年度	設置状況
平成 12 年度	10 月 三菱商事㈱と「淡水水族館整備・運営にかかる基本協定」を締結
平成 13 年度	11 月 三菱商事㈱と「淡水水族館にかかる基本合意書」締結
平成 14 年度	9 月 有限会社ジー・エフ・エーと「岐阜県営公園世界淡水魚水族館事業リース及び維持管理契約」締結
	10 月 世界淡水魚園水族館の取得議案議決
平成 15 年度	3 月 世界淡水魚園水族館竣工
平成 16 年度	7 月 世界淡水魚園水族館開館

#### (2) 設置目的

- ・地域経済対策としての推進
- ・美濃地域の交流産業の振興
- ・県内農林水産業、商工業の振興
- ・新たな雇用の創出

### (3) 施策での位置づけ

もともと水族館の運営に関するノウハウは県にはないため、実際に水族館を運営している民間を指定管理者とすることにより、施設を有効活用し、環境教育及び地域交流の拠点としての機能の充実を図る。

当施設は、環境教育の実践の場として、また、地域交流の拠点として整備することを目的としている。特に、子供から大人まで、岐阜県の自然環境、河川環境を楽しく学び、考える場とするとともに、癒しの効果を持つ施設とする。

### (4) 施設の内容

建物：鉄筋コンクリート造4階建

延床面積 約8,400㎡

主な内訳・用途

(単位：㎡)

用途	面積
展示エリア	2,441
来館者エリア	1,826
飲食・物販エリア	293
スタッフエリア	1,223
マシンエリア	2,227

#### 展示生物

区分	種類	点数
魚類・両生類等	約220種	約25,000点
植物	約40種	約3,500点
合計	約260種	約28,500点





( 5 ) 建設費用

世界淡水魚園水族館の建設・維持管理には、P F I的手法を導入しており、事業者である有限会社ジー・エフ・エーが建物の建設及び維持管理を行い、県は30年間リース料を支払い、リース期間終了後、所有権の譲渡を受ける。

( 単位：百万円 )

内 容	金額 (平成 18 年度末)
水族館リース料 総額 1	13,538
本体工事費等	4,954
利 息 2	1,172
維持管理料	7,412

- ( 注 ) 1 平成 18 年度支払リース料 468 百万円  
 2 10 年間 1.592%、残 20 年間 1.430%

( 6 ) 過去 3 年間の収支等の推移

収支

( 単位：千円 )

項 目		年 度			
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
収 入 の 部	水族館事業収入	入館料	777,947	469,208	378,997
		その他収入	612	496	1,641
		計	778,559	469,705	380,638
	物販飲食事業収入	商品販売収入	98,355	72,909	67,896
		自動販売機手数料収入	2,764	1,775	1,836
		レストラン委託収入	7,904	6,414	4,386
		計	109,024	81,099	74,119
	営業外収入	雑収入	2,629	354	262
		計	2,629	354	262
	合計		887,586	551,159	455,019

支 出 の 部	売上原価	商品仕入原価	62,704	45,680	44,498
		水族蒐集費	932	581	722
		水族飼育費	1,273	2,375	2,660
		展示飼育費	1,664	2,076	2,221
		施設運営費	65,202	58,846	54,375
		企画催事費	17,857	7,060	4,354
		団体幹旋手数料	2,211	2,103	1,784
		計	151,847	118,723	110,616
	一般管理費	水族館事業管理費	265,312	312,645	296,018
		物販事業管理費	20,702	24,353	21,888
		飲食事業	68	90	90
		計	286,082	337,089	317,997
	営業外支出	雑支出	10	4	0
		計	10	4	0
合計		437,940	455,816	428,614	
差引：収支差額		449,646	95,342	26,404	

来場者数等

(単位：人)

年 度 時 期	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
4 月	-	50,540	29,833
5 月	-	66,928	44,363
6 月	-	35,194	23,991
7 月	101,275	55,417	40,874
8 月	211,453	87,104	68,691
9 月	101,649	42,232	37,141
10 月	92,750	49,660	43,524
11 月	65,687	31,333	26,812
12 月	32,600	12,278	15,897
1 月	52,358	24,376	22,574
2 月	40,292	19,556	21,869
3 月	48,904	31,576	28,005
合計	746,968	506,194	403,574

平成 16 年度は 9 ヶ月営業の人数である。

## (7) 指定管理者制度導入に際しての方針について

### 運営形態

水族館の運営は専門的知識が要求されるため、指定管理者制度を導入した。

### 指定管理者の指定方法

指定管理者制度にかかる地方自治法改正前の平成13年に複数の水族館の運営受託希望者からヒアリングを実施し、最もふさわしい事業者を選定していたため、指定管理者制度導入にあたっては、「特定者指名」により株式会社江ノ島マリンコーポレーションを指定した。

### 指定管理者の指定及び協定締結

- ・ 指定期間 平成16年7月14日～平成46年3月31日(30年間)
- ・ 業務範囲
  - 公園運営業務管理
  - 維持管理チェック業務

### 業務条件

水族館を、環境教育実践の場として、また、地域交流拠点として子供から大人まで岐阜県の自然環境、河川環境を楽しく学び、考える場とするとともに癒しの効果をもつものとするため、それにふさわしい運営をおこなうこと。

運営業務を通じて取得した個人情報については、外部に漏洩することのないよう適切な処置を講ずること。

### 指定管理料

指定管理料はなし(利用料金制)

なお、管理運営協定書において、営業料の納入の定めがある。

#### (営業料の納入)

第7条 乙(株式会社江ノ島コーポレーション)は、公園運営業務の実施により經常利益が生じた場合は、その利益から公課金相当額を控除した額に算定率(第2項に定める)を乗じて得られる金額(以下「営業料」という)を甲(岐阜県)に納入するものとする。

2 前項の算定率は、10%とする。

3 営業料の計算方法、納入時期、納入手続きについては、甲、乙協議のうえ別途定める。

営業料の岐阜県への納入額

(単位：千円)

項目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
収入	887,587	551,159	455,019
支出	437,941	455,817	428,615
収支差額	449,646	95,342	26,404
経常利益( )	265,291	56,385	15,615
岐阜県への納入額	26,529	5,638	1,561

(注) 岐阜県への納入額 = 経常利益 × 10%

経常利益( ) ... 公課金相当額(法人課税実効税率)控除後の利益

利用料金の設定

指定管理者が県の承認を得て定めた料金。

料金体系

	1 回券	年間パスポート
大人	1,400 円	2,800 円
中高校生	1,100 円	2,200 円
小学生	750 円	1,500 円
幼児(3 歳以上)	370 円	740 円

(8) P F I (内閣府 P F I ホームページより抜粋)

概要

P F I とは、公共事業を実施するための手法の一つである。

民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法で、地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものである。

正式名称を、Private - Finance - Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)という。

P F I は、1990 年代前半に英国で生まれた手法で、官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するという P P P (Public - Private - Partnership:官民の連携)の概念から来るもので、P F I はその手法の一つである。

わが国では、平成 11 年 7 月に P F I 法が制定され、この法律に準拠した P F I 事業が実施できるようになった。平成 12 年 3 月に P F I 事業の実施に関する基本方針が告示され、その後、P F I に関する 5 つのガイドラインが順次公表されている。

## 目的・効果

安くて優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的としている。

平成 17 年 3 月末現在で、P F I 手法を用いた公共事業を行おうとしている事業（実施方針を公表済みのもの）は、国等を含め全国で 180 を超えており、既に建設を終え、運営を開始している事業（平成 17 年 3 月末現在 43 件）もある。

P F I のメリットとして、次のような効果が期待される。

- 1．国民に対して、安くて質の良い公共サービスが提供されること
- 2．公共サービスの提供における行政の関わり方が改善されること
- 3．民間の事業機会を新たに創り、経済の活性化に貢献すること

P F I 事業では、設計・建設・維持管理・運営といった業務を一括で発注し、“性能を満たしていれば細かな手法は問わない”性能発注方式が採用されている。

また、効率的なリスクの管理、良好な競争環境の構築などを期待することができる。これらにより、民間のノウハウを幅広く活かすことができることから、安くて質の良い公共サービスの提供を実現することが可能となる。

また、施設の建設や維持管理など、現場での業務を委ねることにより、行政は、自ら専ら担う必要性の高い分野へと選択的に人的資源を集中することができることとなり、公共部門全体における効率性の向上が期待される。

さらに、P F I 事業では、これまで行政が行ってきた業務へ民間が幅広く参加することになるため、民間にとっては新たな事業機会が創出されることになる。

ただし、P F I 事業では、民間に幅広い業務を任せることになるので、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握して、管理や指導をしなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性があり、特にニーズがめまぐるしく変わる業務（I T に関連する業務等）の導入には留意が必要となる。

また、業務を任せる企業を選ぶ際には、価格だけでなく企業の持つノウハウや事業計画の内容についても評価しなければならないため、これまでと比べて事前の手続きに要する業務が増え、時間も必要となる。

## 従来の公共事業と P F I の違い

施設をつくり維持管理・運営を行う場合に、従来の公共事業では設計、建設、維持管理、運営という各業務を分割し、年度ごとに発注していた。

一方、P F I では設計、建設、維持管理、運営の全ての業務を長期の契約として一括して委ねる。

さらに、P F I では従来のように細かな仕様を定めるのではなく、性能発注方式により業務を委ねる。この違いによって民間のノウハウが発揮され、P F I の

メリットが生じる。

従来の公共事業では、地方公共団体が自ら事業に携わってきたが、P F IではS P C（特定目的会社）が業務を遂行する。地方公共団体はS P Cの監視役となってS P Cの仕事をチェックし、事業の内容を最後まで確認していくことになる。

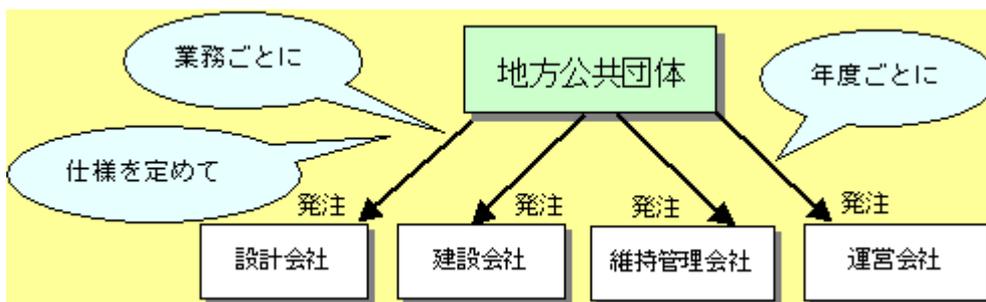
P F Iでは技術、財務、法務といった様々な要素が含まれ、外部の専門家の支援を受けるのが一般的だが、庁内においても事業を担当する部署だけでなく、契約、財政、技術といった担当部署と連携をとり、支援が得られるようになれば、よりスムーズに実施できる。

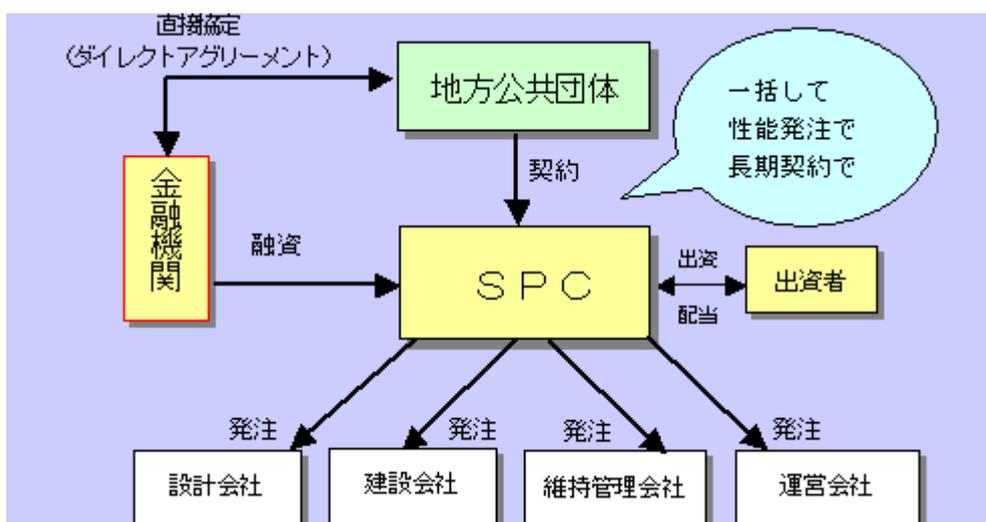
従来の公共事業では、施設の設計、建設の際に必要な費用は公的資金で対応していたが、P F I事業では、設計、建設に必要な資金の一部をS P Cが金融機関等からプロジェクトファイナンスという借入方法で調達するのが一般的である。

これにより、地方公共団体は建設時期に一度に資金を支出する必要がなくなり、提供されるサービスの対価としてS P Cに資金を支払う。S P Cは地方公共団体からの支払いを受け、その収入をもって金融機関に借入金を返済する。このことを、P F I手法導入の効果の一つである財政負担の平準化効果という。

P F Iでは従来の公共事業と違い、S P Cが業務を遂行するが、経営力のないS P Cは破綻する可能性がある。

その場合に備えて、地方公共団体と金融機関はあらかじめ直接協定という協定を結び、S P Cが破綻しないように監視し、破綻した場合でも最後までP F I事業が遂行されるように協議する仕組みを作る。

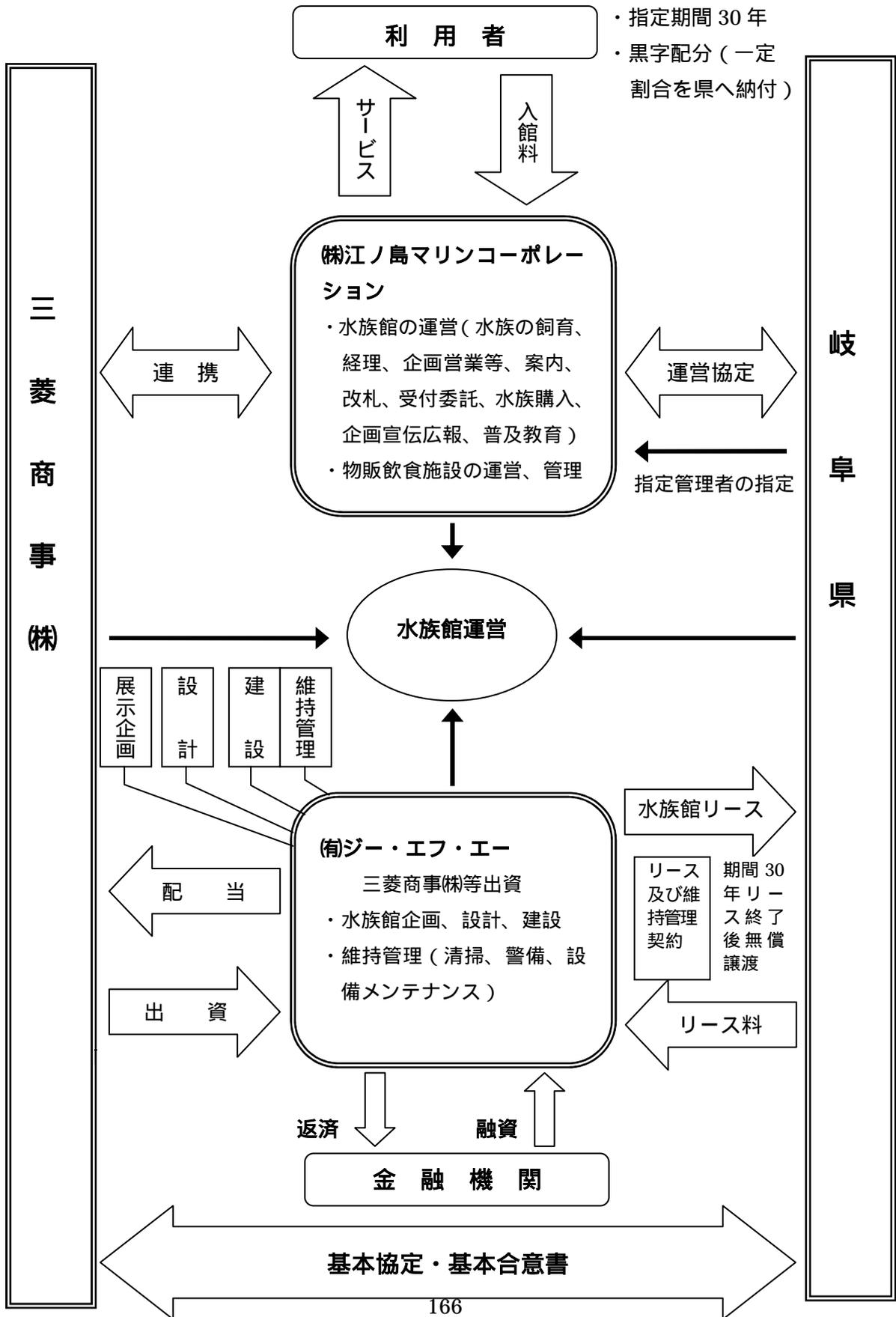




SPCは、事業の収益力を担保に融資を受けるプロジェクト・ファイナンスという方法で、建設資金等の一部を金融機関から借り入れて事業を行う。

地方公共団体は、建設資金、維持管理費用等をSPCが提供するサービスの対価として、SPCへ払い、地方公共団体と金融機関はPFI事業が円滑に遂行されるよう直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する。

(9) 世界淡水魚園水族館のスキーム  
スキーム図（次ページ）



## 有限会社ジー・エフ・エーとリース及び維持管理契約

### 有限会社ジー・エフ・エー

岐阜県世界淡水魚園水族館事業のために設立された有限会社で、三菱商事、鹿島建設、日本管財の出資による。

### 主な契約内容

有限会社ジー・エフ・エーは、水族館を設計、建設し、それを県に引渡してリースし、その後の維持管理を行い、平成 46 年 4 月 1 日をもって所有権を県に譲渡する。必要資金はジー・エフ・エー自らが調達する。

維持管理期間中、ジー・エフ・エーの事由により契約を終了した場合は、建物の所有権が県に移転するとともに違約金を受取る。

逆に、県の事由により契約を終了した場合は、その時点での本体工事にかかる支出の残高に加え違約金を支払う。

維持管理料の改定は、物価変動に基づくものとする。

## 株式会社江ノ島マリンコーポレーションと管理運営協定書

### 株式会社江ノ島マリンコーポレーション

水族館運営を手掛ける会社で、新江ノ島水族館を運営している。

### 協定内容

- ・管理運営する期間は 46 年 3 月 31 日までの 30 年間である。
- ・利用料金制を採用し、その収入をもって運営し、県は指定管理料を支払わない。
- ・経常利益が生じた場合、その額から法人税等相当額を控除した額に 10% を乗じた金額を県に納入する。
- ・公認会計士による監査を受ける。

## 2 監査の結果及び意見

### (1) 賛助会員制度導入(意見)

このような施設において、年会費等を徴収する賛助会員を募集している場合が多い。

これにより、より安定した来館者数及び収入を確保できると考えられるため、賛助会員制度を創設することを検討することが望まれる。

### (2) 収支計画の定期的な見直し(意見)

当初の収支計画は次の通りである。

(単位：千円、人)

回数	1	2	3	4	5	6	7	8
年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
収入	554,192	652,755	589,388	547,088	558,607	532,847	512,000	494,629
支出	358,171	457,724	447,773	441,260	456,533	431,866	428,900	424,835
利益	196,021	195,031	141,615	105,828	102,074	100,981	83,100	69,794
利益累計	196,021	391,052	532,667	638,495	740,569	841,550	924,650	994,444
入場者数	509,803	598,644	538,973	500,290	515,299	491,535	472,305	456,281

回数	9	10	11	12	13	14	15	16
年度	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
収入	479,714	521,846	473,051	433,912	404,412	384,532	394,113	387,598
支出	423,152	459,699	431,418	425,271	424,238	423,301	435,450	421,666
利益	56,562	62,147	41,633	8,641	19,826	38,769	41,337	34,068
利益累計	1,051,006	1,113,153	1,154,786	1,163,427	1,143,601	1,104,832	1,063,495	1,029,427
入場者数	442,523	486,775	438,097	399,155	369,949	350,478	360,992	355,024

回数	17	18	19	20	21	22	23	24
年度	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35	平成 36	平成 37	平成 38	平成 39
収入	381,559	375,917	370,673	386,813	381,941	377,403	373,035	369,002
支出	420,940	420,274	419,671	444,113	418,583	418,090	417,614	417,176
利益	39,381	44,357	48,998	57,300	36,642	40,687	44,579	48,174
利益累計	990,046	945,689	896,691	839,391	802,749	762,062	717,483	669,309
入場者数	349,493	344,325	339,552	356,498	352,007	347,826	343,799	343,082

回数	25	26	27	28	29	30	合計
年度	平成 40	平成 41	平成 42	平成 43	平成 44	平成 45	
収入	378,618	374,784	371,212	367,725	364,415	361,190	13,154,971
支出	426,746	416,344	415,969	415,603	415,256	414,918	12,772,554
利益	48,128	41,560	44,757	47,878	50,841	53,728	382,417
利益累計	621,181	579,621	534,864	486,986	436,145	382,417	-
入場者数	350,285	346,738	343,432	340,208	337,144	334,161	12,111,643

通常の指定管理者制度の導入では、指定期間は長くて5年であるが、この水族館運営については、リース契約に従って指定期間が30年という長期にわたっている。

これは、30年という期間全体での収支計画に基づいているため、仮に3年、5年で交代した場合、事業の後半では収支がマイナスになり、指定管理者が現れない可能性が高いと考えられたためと推測される。

事業の内容やこのような実態から指定期間が長期にわたることも止むをえないかもしれないが、長期間で予測が難しい収支計画について、常に実績を比べながら検討し、定期的に見直しを行うことが必要と思われる。

開園後3年経過し、開園初年度は予想以上の収入があったものの、その後の入場者の減少は計画以上に大きく、事業が赤字化して指定管理者が辞退することのないよう、事業の安定性についての課題をチェックし、早期の改善を協議して、今後早い段階で現状にあった将来収支計画を再度作成することが必要である。

### (3) 収支の補てん(結果)

水族館の収支計算書には、実態のない総合管理費が一般管理費に35,000千円計上されている。この結果、35,000千円経常利益が減額され、それに伴い県への納入額が減額されている。

水族館の収支計算は、(株)江ノ島マリンコーポレーションの一部門として作成されており、収入は当然のこと、支出も水族館で直接要する支出のみである。本来ならば間接的な本部費の負担をすべきと考えられるから、総合管理費の捉え方によってはその計上も不当とはいえないが、具体的にどのような業務に対するものであるか及びその算定根拠は明確にされていない。

県の担当部署との合意は得ているとのことであるが、正当な対価であれば管理運営協定書に明示し、算定根拠も明らかにすべきである。

### (4) 施設設備の再投資(意見)

水族館のような施設は、常に来館者に目新しさを提供するため改装等設備投資が必要であるとともに、施設の老朽化、陳腐化が進めば、大規模修繕も必要となり、その資金を計画的に確保していかなければならない。

施設管理に関する協定書上は、このような支出を県が負担するのか、資産管理の有限会社ジー・エフ・エーが負担するかは協議によるものとなっている。

しかし、有限会社ジー・エフ・エーからすれば、あくまで通常の維持管理上の支出は負担するものの、リニューアル等大規模修繕となれば実質の所有者である県が負担すべきと考えるであろうし、県としても継続的に運営していくとなれば県が大部分を負担することになる可能性はある。そうなればさらに将来にわたる支出は大きくなる。

今の段階から、将来の設備投資について関係者間で協議を行い、できる限り県の資金負担を抑えられるよう準備をしておくことが望まれる。

( 5 ) P R 活動 ( 意見 )

環境教育実践の場として、また、地域交流の拠点としての役割を持つ一方、毎年 400,000 千円を超える支出を今後 27 年間払い続けなければならないという事実を県民に伝え、この施設の今後を真剣に考えてもらい、有効利用されるような P R 活動も積極的に行うことが望まれる。

## 今後の提言

### 1 施設の今後の在り方

3年間包括外部監査を行ってきたが、「作ってしまったものの責任を追及するよりも、どう活用していくかを考えるべきだ。」という考え方が県にはあるように思える。

指定管理者制度の導入により、県はこのような施設を作ったこと自体の是非を問われることなく指定管理者の運営を指導監督し、指定管理者は損しない程度に管理を行っているという印象を受ける。仮にこれが事実であれば、そのつけは県民が税金という形で負担していくことになる。

今一度政策的問題点の有無も含め、一般的に問題とされる単なる経費削減だけでなく、サービスの向上にも繋がる視点を考慮に入れて、指定管理者制度の導入を検討することにより、本来の意味での指定管理者制度の効果が現れてくると思われる。

その際、本当に県民に理解される明確な運営方針がない施設については、指定管理者制度を導入するか否かという問題ではなく、県内で順位付けをし、優先度の低い施設は売却、譲渡してしまうことも一つの施策として考えていかなければ、次世代により重い負担を残していくことになる。

今回の監査対象とした施設のうち、投資と効果のバランスを考慮したうえで、次の施設の今後の在り方について個別に提言する。

#### (1) 南飛騨健康増進センター

この施設は、当初の南飛騨国際健康保養地構想の中核施設の一つとして設置されている。

平成16年度より供用を開始したが、計画通りの利用実績が残せなかったため、平成18年度にそのコンセプトを理解されやすくするため、説明表現を見直している。

具体的には、健康体験講座を提供することを主目的としていたが、それ以外にも場の魅力をPR・提供し、来場者の利用拡大を図ることとし、利用者のニーズや、体験・感動・交流の三つの要素の視点による講座や自己啓発事業、場の提供を行い、自然の恵みに感謝し、こころとからだをいたわる自分づくりを目指すことを強調した。

まずもって、このような構想があったこと自体、岐阜県民はどれほど周知していたのか大きな疑問である。

このような状況下で事業に着手した結果は、供用当初からある程度予測できたと思われる。たとえコンセプトの表現を変更したとしても、県としてこの施設を将来にわたりどのように利用していくのか、その方針が明確とならない限りは、問題を先送りしているだけで解決にはならない。

その方針とは、あくまで健康増進のための教育的施設として位置づけるのか、観光的施設と位置づけるのかである。現状は教育的施設としてのとらえ方が強いが、これでは現状を打開するのは難しいと思われる。

むしろ、折角の施設を有効利用する意味で観光的施設として位置づけ、体験講座や施設にバラエティを持たせることが重要である。

現に今の体験講座の中で人気があるのはそば打ち体験であり、医食同源という意味では健康に関係するが、娯楽性も強いと考えられる。健康に少しでも関係があれば、このような体験講座をどんどん増やすことにより、観光客を集められる可能性が高い。

また、7月末に行われた施設をろうそくでライトアップするイベントの四美ナリ工も好評だったとのことである。

今の時代、自然と触れ合う施設としては十分魅力を出せると期待できるので、南飛騨国際健康保養地構想自体が転換期を迎えている現状では、是非思い切った転換を図るべきである。そのように施設を有効利用し価値を高めていけば、民間企業を対象とした指定管理者制度の採用も可能になるであろう。そのような努力をしても、利用状況が好転しなければ、事業を中止し外部へ売却することも考えることが望まれる。

## (2) 飛騨・世界生活文化センター

飛騨センター自体非常に大型かつ複雑な作りになっており、通常の維持管理にかなりの負担がかかることは設置計画の当初から想定できたはずである。

指定管理者制度を導入し、経費の削減に努めているとはいえ、毎年2億円を超える維持管理費が発生しているのは事実である。

高山市という観光都市で人口9万5千人(高山市ホームページより)の都市に、生活文化を中心とした県民の文化活動及び交流の場としてこれだけの規模の施設が必要とは考えにくく、施設の設置目的にもあるように、国際会議などのコンベンションを誘致し、地域の活性化を図るとともに、収入を増加させる努力が不可欠である。

施設維持の効率化を図り県直営時よりも支出を抑えることを第一目標とすれば、結果を出すことはそれほど困難ではないと思われるし、実際その成果が出ている。しかしながら、当初の設置目的を考えると、コンベンションによる施設の利用は少なく、収入も県直営時より減少しているのが現状で、有効活用されているとは言い難いと思われる。

指定管理者制度導入を検討する際の、「飛騨センターに指定管理者制度を導入するにあたっての県民フォーラムの取りまとめ」を入手し閲覧したが、それまでこの施設の存在を全く知らなかった、何のための施設かが分らないなど、マイナ

スイメージの意見も少なからずあったようである。回を重ねるうちに理解が深まり、有効活用の提案も多く、施設に対する期待も大きくなってきたが、利用が伸びていないのが現実である。

今後、この施設の在り方について、初期投資及び維持管理に係る投資とその効果の関係を常に意識したうえで関係者全員が真剣に議論し、大幅な利用状況の改善が望まれる。それが困難である場合には、売却、譲渡といったことまで踏み込んで検討する必要があると思われる。

### (3) 岐阜マリンスポーツセンター

海なし県である岐阜県にこのような施設が存在することは、マリンスポーツに関連のある県民や教育関係者以外にはほとんど知られていない。

比較的安価で利用できるにもかかわらず利用状況が伸びていないのは、PR活動の不足に加え、他県に設置されており、交通が不便であることといった様々な問題があると思われる。

当該施設は県民のマリンスポーツ振興、ヨット競技の競技力向上の拠点施設として作られた施設であるが、小中学校等の利用を除けば、県民の利用増進がなかなか図られていないというのが現状である。指定管理者はこのような利用形態を尊重しつつ、隣接する自社のヨットハーバー施設との共同利用を図りながら、稼働率向上・利用料増加に努力しているところであるが、現実問題として、他県にある施設で県民の利用促進の向上を目指すのは極めて難しい問題である。県財政が厳しい中、今後も県民の利用状況が低い状態を脱却すべく抜本的な対策を取る必要がある。

例えば、オフシーズンの休業化等を実施するなど経費削減を行うなどして、それでも大幅な改善がみられないのであれば、施設自体を売却、又は譲渡するなどについて早急に検討する必要がある。

## 2 契約内容の明確化と統一

今回監査の対象となった施設における基本協定書の重要な点を比較検討したところ、次のとおりであった。

	施設設備	備品	事業報告書	会計監査	管理料精算
未来会館 飛騨・世界 生活文化センター	改修、増築は県負担 60万円以上の修繕は県負担	買換え等取得は協議、 10万円以上の修繕は県負担	・指定管理業務の実施状況 ・管理施設の利用状況 ・料金収入の実績及び収支状況 ・企画事業の実施状況	なし	収入超過の20%を県に支払う。 計画よりも経費が削減された部分は控除。

先端科学技術 体験センター	形状変更は協議	買換え等取得は 県負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への便宜の供与</li> <li>・管理施設運営に係る収支状況</li> <li>・常設事業</li> <li>・企画事業</li> <li>・科学図書館管理、情報管理システム事業</li> <li>・施設管理</li> <li>・管理備品</li> <li>・事業計画書進捗状況</li> </ul>	なし	
マリンスポーツセンター	改修、増築、移設は県負担 60万円以上の修繕は県負担	取得、修繕とも10万円以上は県負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施状況</li> <li>・管理施設の利用状況</li> <li>・料金収入の実績及び収支状況</li> </ul>	なし	平成18年～20年で料金収入が計画を上回っていればその2分の1を平成21年以降に減額
世界淡水魚園水族館	(有)ジー・エフ・エーとの協議による	買換え等取得については、県が必要として購入したものは県、指定管理者が必要として購入するものは指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施状況</li> <li>・管理施設の利用状況</li> <li>・利用料金収入の実績及び収支状況</li> <li>・企画事業の実施状況</li> <li>・利用者への便宜の供与</li> </ul>	あり	経常利益の10%

まず、施設設備及び備品に関する条項が金額まで明確に定められている施設と協議によるとして明確にしていない施設がある。制度導入当初はあまり問題にならないかもしれないが、今後施設設備及び備品が老朽化した時に、必ずどちらの負担で取得や修繕等を行うかが問題となると思われるので、想定される状況や金額基準は明確にし

ておくべきである。

また、事業報告書の作成についても、求めているものは同じであると思われるが、規定には相違がある。また、評価委員会において、内容の充実を求められている施設もある。大きな問題点やサービスの状況、収支状況を判断するうえで非常に重要な情報であるため、県全体で基本的な内容、フォームは統一化すべきである。

さらに、指定管理料の精算については、実費以外は利用料金を徴収しない施設、利用料金を徴収するが管理料も受け取る施設、利用料金のみで運営する施設というように、施設の運営状況が異なるため相違があっても止むを得ないと思われる。指定管理者に対するインセンティブの確保がなされなければ民間の協力が得られないが、その一方で県の支出も抑えなければならず、精算方法は非常に難しい問題であるが、あまりに施設間で差があるべきではないので、基本となる基準は設定しておく必要がある。

以上のように、基本協定書については、対象となった施設を管理する所管課が策定しており、大きな差はないにしてもその規定はそれぞれの所管課で異なっている。再委託の際には県全体でできる限り統一することが必要である。

### 3 評価制度の充実について

#### (1) 県の指定管理者の評価方針

指定管理者の評価制度は、「公の施設における指定管理者制度の導入について」(平成18年6月13日 総務部管財課)の中で、次のように記載されている。

#### 【指定管理者の管理運営業務に対する評価】

指定管理者制度の導入に当たっては、利用者に対するサービスの質的向上と経費の削減が大きな目的となっている。後者は、計量的なデータでの評価が可能であるのに対して、前者の客観的な評価は簡単ではないため、評価に当たっては、経費の節減や効率化といった側面のみが重視される可能性があるが、公の施設の性格上、施設の設置目的に沿った事業の公共性、事業の有効性なども重要な要素である。

#### (1) 評価委員会の設置

施設を熟知した専門家等による中立的な意見を聴くことを主目的とする組織(評価委員会)を施設ごとに設置する。

#### (2) 評価の基本的な考え方

指定管理者の管理運営業務の評価に当たっては、一義的には、県の要求するサービス等の水準、指定管理者として選定された際の提案内容が実施されているかどうか、ということに主眼がおかれることとなるが、主な視点を示すと以下のとおりである。

#### 県の要求水準等に対する評価

- ・協定書、仕様書、提案内容等が、適正に実施されているか。

#### 設置目的の達成に関する評価

- ・設置目的、使命がどの程度達成されたか。【利用者満足度、目標達成度、事業内容の質等】

#### 公共性に対する評価

- ・住民の平等利用が確保されているか。【利用の不許可、差別的取扱、料金設定（減免状況）等】

#### 管理・運営状況に関する評価

- ・利用者に質の高いサービスが提供されているか。【満足度、接客対応、クレームへの対応状況等】
- ・施設や設備の管理運営が適切に行われているか。【管理基準の充足度、管理運営体制等】
- ・管理運営の健全化への取組【自主評価の取組、リスクマネジメントへの対応状況等】

#### 経営状況に関する評価

- ・適切な経営が行われているか。【取組内容と成果、事業の工夫・提案等】
- ・事業収支面での経営努力【収入拡大に向けた取組、経費削減の取組】
- ・スタッフ体制や効率的な組織運営【組織体制と業務内容、意思決定等の円滑さ、営業推進体制等】
- ・経営の効率化への対応【経費効率化への取組、市場動向の把握、利用者の分析等】

#### その他派生的効果に対する評価

- ・どのような経済効果が生み出されたか。【雇用効果、税収効果、経済波及効果等】
- ・広報・PR面でどのような効果があったか。【パブリシティ効果、県のイメージアップ等】

各公の施設の設置目的、運営形態、事業内容等の特殊性により評価の内容も異なる。

### ( 3 ) 評価の方法・流れ等

評価は、それ自体が目的ではなく、評価の結果をいかに運営や事業に反映させていくかが重要であり、問題点や課題の発見・把握と改善策の検討が主目的である。

第三者により組織される評価委員会を開催し、評価を実施。評価結果を県に報告。評価委員会の評価結果を踏まえて、県で最終評価を実施。

最終評価の内容により、指定管理者へ改善の指導、指示を行う。

指導、指示、改善の状況を次回の評価委員会で報告。

報告の結果をさらに評価委員会で協議。更なる改善を図る。

### ( 2 ) 評価制度の運用状況

#### 評価委員会

指定管理者を指定する場合には岐阜県指定管理者審査委員会の審査が行われ、委員は固定委員 5 名と施設の特異性を加味した随時委員で構成されている。随時委員は各公の施設の所管部局が推薦することになっている。

これに対して、指定管理者の管理運営業務を評価する場合には施設ごとに設置することとされ、施設の所管課において選任された委員によって評価が行われている。

指定管理者の管理運営業務を評価するにあたっては、各施設の特異性があるとしても、公の施設として、他の施設と比較して判断することも重要であると考えられる。

現状の選任方法では、評価委員が他の施設との比較判断ができないため、審査委員会と同じように、固定委員と随時委員による評価委員会制度の導入なども検討することが望ましい。

#### 評価方法

県の指定管理者の評価方針では、一義的には県の要求するサービス等の水準に主眼が置かれ、主な視点が記載されているが、各公の施設の設置目的、運営形態、事業内容等の特異性により評価内容も異なるとして、評価項目の一覧表、あるいは評価基準は明確にされていない。

このため、各施設の所管課では、総務部管財課が公表している「主な視点」に基づき、独自に評価項目、評価のポイント、評点を設定して評価が行われている。

また、評価委員会では、指定管理者からの報告に対する委員の質疑及び委員の意見により評価結果がとりまとめられている施設と、この他に評価項目毎に評点をつける評点方法を採用して評価結果がとりまとめられている施設とがあり、評価方法にバラツキがみられる。

指定管理者の管理運営業務の評価に当たっての評価項目、評価ポイント、評価基準が異なっている場合は、制度の趣旨である最小のコストでの住民サービスの質の向上が図られているかどうかについて県民が判断することはできない。

指定管理者評価マニュアルをホームページで公表し、評価項目、評価ポイント、評点、評点に基づく総合評価等の評価基準を明らかにして、指定管理者制度の充実を図っている自治体もあり、県においても制度の所管課である総務部管財課において、評価マニュアルを作成して各施設について統一的な評価が実施されることが望ましい。

なお、評価について外部の第三者機関へ委託することを検討している自治体もあるとのことであるが、まずは県で上記の統一的な評価を実施した後に検討すべきと思われる。

#### 4 公募の徹底

今回監査の対象とした施設のうち、先端科学技術体験センターは財団法人岐阜県研究開発財団を、世界淡水魚園水族館は株式会社江ノ島マリンコーポレーションを特定者指名しており、岐阜マリンスポーツセンターは公募ではあるが、立地条件や業務内容の特殊性により、最終的には1社による入札となった。

指定管理者制度の趣旨からすれば、広く申請者を募集して最もふさわしい者を選定する公募が望ましく、県も公募を原則としている。にもかかわらず実際に公募で選定した施設は、指定管理者に移行した46施設のうち12しかなく、大半が特定者指名となっているのが現状である。これでは、指定管理者制度導入の意義が薄れてしまう危険がある。

平成18年4月からの制度導入で指定期間が3年間の施設においては、再指定の時期が来年に迫ってきており、実績を踏まえたうえで、県としては再度この制度の意義を確認し、メリットを活かすような対応を図る必要がある。安易に継続指定することなく、広く公募が実施され、本来の目的が達成できるような制度となっていくことが期待される。

#### 5 企業会計の導入と監査制度の採用

指定管理者制度の一事業年度の成果は収支計算書として報告されるが、この収支計算書は県の会計と同様、いわゆる現金主義ベースで作成されている。

昨今、公会計においても企業会計の導入が求められており、指定管理者制度でも企業会計に基づく損益計算書により運営成績を明らかにしたほうが、より実態に合った評価が可能と考える。

今回の監査でいえば、例えば売上について、サービスを提供したものの代金が回収されなかった場合に、収入に何ら計上されないケースが発見された。現行の公会

計では現金主義に基づくため、現金が回収されなければ収支計算書に計上されないが、企業会計に基づけば、提供したサービスについて収入を計上するとともに、代金回収過程における貸倒れとして費用も計上し、事業活動と回収活動を区別して総額で表す。結果的には相殺されて最終数値に影響は与えないが、収支ベースと損益ベースでは、損益ベースのほうが事業活動をより正確かつ網羅的に把握することができるのである。

民間企業が指定管理者となっている場合、自社の決算で損益計算書を作成しているためさほど問題にならないが、財団が指定管理者になっている場合でも、限定して部分的に導入することを検討することが望まれる。

また、日常の会計処理や最終の事業報告書については、適切で信頼できるものでなくてはならず、その適正性を担保するため、内部でもしかるべき承認を得なくてはならない。今後は、会社法における計算書類等の取締役会の承認のような制度を設けることが望まれる。

さらに、県も到底すべてを検証できるわけではなく、共同体内部での統制がしっかり機能していることを前提として検証しているはずであり、通常業務に携わっているもの以外の第三者の監査により、その信頼性が保証される必要がある。岐阜県では、指定管理者制度は平成 16 年度から採用されており、指定管理者に対する監査委員監査についても平成 18 年度から実施されている。監査委員監査では、今年度から予備監査業務を一部アウトソーシングしているため、その専門性を活かすため、指定管理者に対する予備監査業務についてもアウトソーシングの対象として拡大することが望ましいと考える。

## 6 財団を指定管理者に選定した場合の人件費の開示について

岐阜県先端科学技術体験センターで働く県派遣職員（教員含む）の本給及び期末手当等は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び財団法人岐阜県研究開発財団との職員派遣に関する取決め書により、派遣元である県から直接支給されている。

したがって、岐阜県先端科学技術体験センター管理運営協定書に基づく事業報告書の収支計算書には、県派遣職員の本給及び期末手当等は計上されていない。

このような状況は、県が職員を派遣する公益法人を指定管理者として選定する場合には必ず生じる問題である。

しかし、「労務の対価は労務の提供を受けている法人で負担する」というのが企業会計、税務会計での一般的な考え方であり、本来は実際に働いている財団が最終的に負担すべきものである。結果的には県からの管理料収入がその分上乗せされて財団に支払われ、現状のいわゆる純額表示と収支差額は同じになるが、やはり施設自体の収支規模を総額で表示することは、施設運営の評価に必要である。

今回の監査対象に限らず、県直営施設の収支計算書には県が負担している職員の

人件費が計上されていないため、実際にいくら税金が投入されて運営されているのかが分からない。そのような状況で、経済性、効率性を正しく評価できるのか、場合によっては全く逆の評価をしてしまう恐れもある。

県民に正しい情報を提供するという意味でも、実際に負担すべき支出を総額で計上するよう、従事している職員の人件費を反映した収支計算書を作成することが望まれる。